

性教育の手引

～ 高等学校編～

平成 17 年 3 月

東京都教育委員会

はじめに

東京都教育庁指導部長 近藤 精一

これまで東京都教育委員会は、心身の発育・発達期にある児童・生徒に対する学校における性教育の重要性にかんがみ、性教育の手引の作成、児童・生徒用エイズ理解予防に関するパンフレットの作成・配布など、適正な性教育の実施に向けて諸事業を展開してまいりました。

しかしながら、児童・生徒の心身の早熟化に加えて、性情報の氾濫や通信機器の発達、規範意識の低下や性意識の多様化等の環境や意識が変化しつつあり、エイズ等の性感染症や若年層の人工妊娠中絶の増加等は社会問題化している状況にあります。

いうまでもなく、学校における性教育は、人格の完成を目指す人間教育の一環であり、学習指導要領や児童・生徒の発達段階に即して系統的・段階的に進めることが重要です。社会においては、性を安易にそして興味本位に扱う傾向がみられますが、学校においては命の尊厳の理解を通して、自他を尊重し、人はあたたかい人間関係によって結ばれていることを実感させるなどの指導が大切です。

このように学校における性教育の必要性や重要性が言われる一方で、一部の学校で学習指導要領や児童・生徒の発達段階を踏まえない性教育が行われている実態がありました。学校教育は、法令等にのっとり実施されなければならないものであり、学校における性教育は、教育課程に位置付け、組織的・計画的に進める必要があります。個人的な思いや一部の偏った考え方によって行われるようなことがあってはなりません。

このため東京都教育委員会は、区市町村教育委員会教育長や都立学校長あてに、性教育の適正な実施について通知するとともに、平成15年5月には「性教育に関する指導資料」を新たに作成・配布し、加えて実態調査を行うことなどにより改善に努めてまいりました。

このような経緯とともに、平成14年度以降、小学校、中学校、高等学校、盲・ろう・養護学校で実施された学習指導要領の趣旨を踏まえ、東京都教育委員会では、平成6年度以降に順次発刊した各校種別「性教育の手引」を改訂することとし、平成15年度は、小学校編と中学校編の改訂を行い、今年度は、高等学校編と盲・ろう・養護学校編の改訂を行いました。

各学校におかれましては、この手引に示されている性教育についての考え方、進め方や実践事例等を十分に理解し、教職員の共通理解の下、家庭や地域からも理解の得られる適正な性教育の実践に向け、本手引を有効に活用されるようお願いいたします。

最後になりますが、本手引の改訂に際し、御協力いただいた教職員の方々、資料提供や御助言をいただいた関係者の皆様に心から敬意を表し感謝申し上げます。

目 次

はじめに

基礎編

「性教育の手引」の改訂に当たって	3
1 改訂の方針について	3
2 改訂の重点について	3
学校における性教育の基本的な考え方	4
1 性教育の意義	4
2 人格の形成と性教育の考え方	4
（1）人格の形成と性教育	
（2）ヘルスプロモーションの考え方	
3 学校における性教育の目標	5
（1）目標	
（2）具体的な目標	
4 学校における性教育の内容	5
（1）内容	
性教育の理解を深めるために（1）	7
（2）具体的内容	
（3）学校におけるエイズ理解・予防に関する指導	
5 各学校段階における性教育の目標	11
（1）小学校における性教育の目標	
（2）中学校における性教育の目標	
（3）高等学校における性教育の目標	
（4）盲・ろう・養護学校における性教育の目標	
性教育の理解を深めるために（2）	12
学校における性教育の基本的な進め方	14
1 指導計画の作成	14
（1）全体計画	
性教育の理解を深めるために（3）	15
（2）年間指導計画作成上の留意点	
（3）保健学習と保健指導の考え方	
（4）発達段階に即した指導の在り方について	
2 性教育の具体的な進め方	20
（1）教職員の共通理解	
（2）実施体制の確立に向けた組織づくり	
（3）教職員の役割	
3 実施上の留意点	25
4 具体的な指導方法	25
性教育の理解を深めるために（4）	27
都立盲・ろう・養護学校経営調査委員会報告書から	28
性教育において使用する教材・教具についての考え方	30
「不適切な指導」の事例と考え方	32

実践編

高等学校における性教育の考え方、進め方	37
1 高等学校学習指導要領における健康に関する考え方	37
2 高等学校における性教育	37
3 高校生期の発達段階の特徴と発達課題	38
(1) 身体面	
(2) 心理面	
(3) 男女の人間関係	
(4) 社会的側面	
4 高等学校における性教育の内容	40
5 実施に向けた手順	42
6 高等学校におけるエイズ理解・予防に関する指導について	43
(1) 行動変容のためのABCアプローチ	
(2) リスクを予防する教育	
(3) 関係機関の教育機能の分担と連携	
高等学校における性教育の実践例	45
1 「精神の健康」 保健体育(保健)	46
2 「感染症とその予防」 保健体育(保健)	49
3 「思春期と健康」 保健体育(保健)	54
4 「結婚生活と健康」 保健体育(保健)	57
5 「生殖と発生」 理科(生物)	60
6 「遺伝子と染色体」 理科(生物)	62
7 「他者と共に生きる自己の生き方」 公民(倫理)	64
8 「人の一生と生涯発達」 家庭(家庭総合)	67
9 「生涯発達と家族」 家庭(家庭基礎)	70
10 「男女相互の理解と協力」特別活動(ホームルーム活動)	73
11 「性の逸脱行動を考える」特別活動(ホームルーム活動)	75
12 性に関する健康相談と対応	77
思春期健康相談モデル事業について	81

資料編

【資料 1】 学校での性教育の授業経験	85
【資料 2】 性に関する意識	85
【資料 3】 性の逸脱行動の内容	85
【資料 4】 年齢階級別人工妊娠中絶件数	86
【資料 5】 性の逸脱行動等の実態	87
【資料 6】 我が国のエイズ患者・HIV感染者報告件数	87
【資料 7】 我が国のエイズ患者・HIV感染者の感染経路	87
【資料 8】 親子の関係と性行動について	88
【資料 9】 年齢別の性規範意識について	89
【資料 10】 関係法令	90
【資料 11】 東京都におけるエイズ対策	94
【資料 12】 関係通知・通達文	96

基礎編

「性教育の手引」の改訂に当たって

1 改訂の方針について

平成 10 年度に学習指導要領が改訂され、平成 15 年 12 月には、その一部改正が行われた。このことを踏まえて、東京都教育委員会は、平成 6 年度から平成 8 年度にかけて発刊した校種別の「性教育の手引」を改訂することとした。

改訂に当たっては、性教育の基本的な考え方や進め方については従前のものを踏襲しつつ、基礎・基本の確実な定着と自ら学び自ら考える力、豊かな人間性、たくましく生きるための健康や体力などの「生きる力」の育成を柱とする学習指導要領の趣旨を踏まえることを基本とし、社会環境や価値観の多様化等の変化に柔軟に対応することとした。

具体的には、学習内容の一部削除や整理・統合された項目に基づいて、指導内容等の見直しを図るとともに、その指導内容に即した指導計画や学習指導案を例示し、各学校において適正な性教育を一層充実していくための資料となるよう配慮した。

本編は、「基礎編」と「実践編」の 2 部構成で作成し、巻末に「資料編」を掲載した。

「基礎編」は、小学校段階から高等学校段階までの、性教育の考え方、進め方や実施上の諸課題を整理するとともに、各校種別に指導のねらいや発達段階に即した指導の在り方についての考え方を示した。

「実践編」においては、学習指導要領の趣旨を踏まえた指導計画とともに、各校種や各学年の発達段階に即した学習指導案を例示した。さらに「資料編」においては、関係する諸資料を掲載した。

2 改訂の重点について

次の点を、本手引の改訂の重点とした。

- (1) 平成 10 年度に改訂された学習指導要領に基づいて、性教育に関する内容を整理し、全体指導計画の中で取り扱う内容や改善点等を示した。
- (2) 各校種における児童・生徒の発達段階の考え方を示すとともに、その発達段階に基づいた学習指導案を例示した。
- (3) 学習指導要領の趣旨の柱である「生きる力」を育成するために、調べ学習やグループ活動等、児童・生徒が主体的に学ぶことができるような学習指導案を例示した。
- (4) 性教育の課題の一つである性情報への対処や性被害・加害防止に向けた指導の在り方等について、指導のポイントを含めた指導事例を示した。
- (5) 平成 15 年 12 月に告示された学習指導要領の一部改正に基づき、学習内容の取扱いや考え方を整理した。
- (6) 学習指導要領を踏まえ児童・生徒の発達段階に即した指導の在り方、そして保護者、地域、社会においても受け入れられる性教育の在り方や進め方についての考え方を示した。

学校における性教育の基本的な考え方

1 性教育の意義

学校における性教育は、児童・生徒の人格の完成を目指す「人間教育」の一環であり、「生命の尊重」「人格の尊重」「人権の尊重」などの根底を貫く人間尊重の精神に基づいて行われるものである。

このため、性教育は、人間の性を人格の基本的な部分とし、「生理的側面」「心理的側面」「社会的側面」などから総合的にとらえて指導することが大切である。

学校は、すべての児童・生徒に対して、「人間尊重」「男女平等」の精神の徹底を図り、性に関する基礎的・基本的な内容を、児童・生徒の発達段階に即して、正しく理解させるとともに、同性や異性との人間関係や今後の生活において直面する性に関する諸課題に対して、適切な意志決定や行動選択ができるよう性教育を充実していく必要がある。

2 人格の形成と性教育の考え方

(1) 人格の形成と性教育

児童・生徒は、発達段階に即して人間の性を正しく理解し、自己の性に対する認識を確かにしていくとともに、人間としての生き方や家庭・社会生活における男女の在り方などについて学ぶ必要がある。

このため、学校においては各教科・科目等における指導とともに、次の事項にも留意して現代社会を生きる児童・生徒の人格の形成に寄与していく必要がある。

自分が男性であるか女性であるかという事実や、自分の性をどのように受け止め認識しているのかによって判断や行動に差違や特徴が生じることから、人間の性は人格と切り離すことができないことを理解させる。

人間は、自分の一生をどのように生きるかを考えることや日常生活の場面で様々なことを感じ、考え、判断し、行動していく中で、他の人と様々な人間関係を築きながら生きていくことを知らせる。

人間の性は、人としての生き方はもとより、男女の生き方や在り方に深くかかわっていることを理解させる。

今日の核家族化や少子化の進行、地域社会における自然発生的な集団活動の減少、進学競争の激化、マスメディアや情報通信機器の発達などの様々な社会的要因によって、児童・生徒の自己概念の形成が遅れていることがないかを把握し対処する。

自尊感情が得られず、主体性や自律性に乏しく、人間関係が希薄化していないかを把握し対処する。

男女の性にかかわる様々な情報が氾濫し、子どもたちを取り巻いている状況から、児童・生徒の道徳心や性に対する倫理観が健全に発達しているかを把握し対処する。

(2) ヘルスプロモーションの考え方

ヘルスプロモーションとは、人々が自らの健康をコントロールし、改善することができるようにするプロセスをいい、環境と行動の両面から健康状態のレベルアップに寄与するものであり、個人技術の向上を目指した従来の健康づくりとは異なり、個人の健康を支援する政策づく

りや環境づくりを付加した総合的な健康づくりの理念である。

昭和 61 年、WHO（世界保健機関）がオタワで開催した国際会議において「オタワ憲章」として採択された。

この考え方は、より具体的な目標設定とそれに基づく計画の策定・実施、さらに実施後の評価までの一連の取組を通して社会全体の健康づくりを目指すものであり、学校においても、ヘルスプロモーションについての基本的な理解を深めるとともに、健康教育や性教育の展開にも生かしていくことが必要である。

3 学校における性教育の目標

（１）目標

学校における性教育は、児童・生徒の人格の完成を究極の目的とし、人間の性を人格の基本的な部分として生理的側面、心理的側面、社会的側面などから総合的にとらえ、科学的知識を与えるとともに、児童・生徒が生命尊重、人間尊重、男女平等の精神に基づく正しい異性観をもつことによって、自ら考え、判断し、意志決定の能力を身に付け、望ましい行動を取れるようにすることを目標とする。

（２）具体的な目標

男性又は女性としての自己の認識を確かにする。

「人間尊重」「男女平等」の精神に基づく豊かな男女の人間関係を築くことができるようにする。

家庭や様々な社会集団の一員として直面する性の諸課題を適切に判断し、対処する能力や資質を身に付ける。

4 学校における性教育の内容

学校における児童・生徒の学習は、学習指導要領によってそれぞれ目標と内容が定められ実施されているが、学習指導要領には「性教育」という教科等は示されていない。

しかし、人間の性に関連する事項は、人が成長していく上において必要なものであり正しく学習していくべきものである。このため文部科学省は、性教育の充実に資するために、学習指導要領に定めている学習内容を「性教育」の視点から体系化し、平成 11 年 3 月に「学校における性教育の考え方、進め方」を刊行した。

そこでは、学校における性教育を「人間尊重の精神に基づき、人格の完成を究極の目標として行う性に関する教育活動である。」と示している。

したがって、学校教育において行われる学習は、学習指導要領に基づき、児童・生徒の発達段階に即し、組織的・計画的に行われるものである。

（１）内容

学校における性教育の内容は、前述の具体的な目標を受け、人格の形成にとって切り離すことのできない「性」というものを核に、「自己の性を確かにするために必要な内容」「男女の人

間関係の育成に必要な内容」「家庭や社会の一員として必要な性に関する内容」に大別される。

各教科・科目、道徳（小・中学校）及び特別活動には、学習指導要領に定められた指導の目標と内容がある。人間の性に直接関係するものや間接的に関係するもの、内容によって「性教育」ととらえ直すことができる部分もある。そのため、指導に当たっては、小学校・中学校・高等学校等それぞれの段階における性教育の目標と内容等について、十分理解しておくことが必要である。

性教育の理解を深めるために（１）

- 「人間の性」の基本的なとらえ方について -

古い時代には「性（sex）」という語には、男女、雌雄の区別、性器やそれに関わる行動のことや性格・性質といった多面的な要素が含まれていた。18世紀になると、科学・技術の進歩や産業・経済の発達をもたらした社会の近代化によって、個人の意識や行動に対する社会的規制が弱まり、個人の判断が尊重されるようになった。それに伴って、古い時代の性に対する慣習的な考え方やタブーが崩壊し、人間の性行動やそれを支配する条件を解明しようとする性科学（Sexology）や人間関係論が発達して、人間の性を古い時代の概念に限定することができなくなり、セクシュアリティ（Sexuality）という概念が生じた。

１ セクシュアリティの概念

1964年、SIECUS（アメリカ性情報・教育評議会）設立の中心メンバーであったカーケンダール（Kirkendall, L.A.）やカルデロン（Calderon, M.S.）らによって、セクシュアリティが性教育における最も重要な概念として提唱された。カーケンダールは「セックスとは、身体部分やそれにかかわる行動の総称として考えてきたが、セクシュアリティでは、人間の身体の一部としての性器や性行動の他に、他人との人間的なつながりや愛情、友情、融和感、思いやり、包容力など、およそ人間関係における社会的、心理的側面やその背景にある生育環境などもすべて含まれる」と述べ、さらに、「性とは、人間の身体的、物理的側面にかかわる機能や行動を意味する名称にとどまらず、人格の中心部分に組み込まれている本質的条件のひとつである。子どもを含めて、人が男性であるか女性であるかという事実は、本人の人生観、行動様式、思考のパターン、社会的、職業的活動、友人の選択、服装、言語などに関して著しい差異を生ぜしめる。」と述べている（「現代性教育研究」創刊号 日本性教育協会）。

また、ダイヤモンド（Diamond, M.）は「セクシュアリティとは、人間であることの一部である。それは人間であれば誰でも持っているひとつの複雑な潜在能力である。その能力は、誰でもある程度は開発される。それがどのような形で、またどの程度まで開発されるかは、各個人の生物学的遺伝資質及び心理的、社会的経験などの影響を受ける。」（「人間の性とは何か」小学館）と述べ、さらに「セクシュアリティとは、人間の感情、思想、行為などの構造体系すべてに関わるもので、一方で社会に影響を与え、一方で社会からの影響を受けている。」と述べている。

２ セクシュアリティの構造

セクシュアリティという概念を形づくっている下位の概念に次のような内容が挙げられる。

ア 生物学的性（体の性 sex）

遺伝子の性、染色体の性、性腺の性、性ホルモン・内性器の性、脳の性など

間性（intersex）・・生物学的に男性・女性の特性を併せもつ身体状態又はそのような人

イ 社会的、文化的性

性役割（gender role）・・・生後、成長の過程で後天的に身に付けていく違い

性別表現（gender pattern）・・・服装等男女どちらの表現をとるかということ

性自認（gender identity）・・・自分の性別をどのように認識しているかということ

ウ 性的指向性（sexual orientation）自分は性的にどのような存在にひかれるかということ

異性にひかれる（Heterosexual）

同性にひかれる（Homosexual）

両性にひかれる（Bisexual）

(2) 具体的内容

具体的な目標

男性又は女性としての自己の認識を確かにする。

内 容

自己の性を確かにするために必要な内容

具体的な内容

性について学ぶ基本的な内容

- ア 新しい生命は両親によって生まれること。
- イ 新しい生命を生む体に成長しても、まだ親にはなれないこと。
- ウ 生殖の仕組みに関すること。
- エ 性感染症予防など性と健康に関すること。
- オ 生命尊重について理解すること。

身体的・生理的側面から自己を認識する内容

- ア 幼児期には男女の外性器の違いから興味・関心をもつこと。
- イ 思春期には、内分泌の働きによって生殖にかかわる機能が成熟すること。
- ウ 自己の性を肯定的に受容すること。
- エ 人間は生まれながらに多様であるが、すべての人間が人間として尊重されなければならないこと。

思春期における不安や悩みに関する内容

- ア 身体的・精神的な発達や変化によって、不安や悩みが生じること。
- イ 性ホルモンの分泌が活発になり、身体の内部環境が変化するため、情緒が不安定になること。
- ウ 異性に関する関心が高まり、性衝動が発現すること。
- エ 羞恥心や未知の経験に対する不安、戸惑いや悩みが生じること。
- オ 性の心理的発達やそれによる不安や悩みについて理解し、個人的適応を図る必要があること。
- カ 他人を思いやる心情を育てること。

男女の生き方等に関する内容

- ア 人間は生まれながら様々であり、それぞれの生き方を尊重しなければならないこと。
- イ 男女が人間として平等の立場で互いに人格を尊重し合って生きていくこと。

「人間尊重」「男女平等」の精神に基づき豊かな男女の人間関係を築くことができるようにする。

家庭や様々な社会集団の一員として直面する性の諸課題を適切に判断し、対処する能力や資質を身に付ける。

男女の人間関係の育成に必要な内容

家庭や社会の一員として必要な性に関する内容

男女の相互理解についての内容

- ア 人間はだれもが人間としての生活を送る権利や、幸福になる権利をもっていること。
- イ 人間は様々な欲求や主張をもっており、互いに相手を認め合い尊重し合うためには、自分の欲求や主張を他人とのかかわりにおいて調整しなければならないこと。
- ウ 相手に対する理解や思いやりが必要になること。
- エ 男女の身体的・生理的な差や心理的特徴などについて理解を深めること。
- オ 異性の人格を尊重する態度や行動の仕方について理解すること。

人間関係の基礎的内容

- ア 人間関係を築くためには、相互理解を深めるとともに、接し方や言語・態度により、自己表現の能力、相手に対する受容的な態度、相手との違いに対する耐忍性や調整力などが必要であること。
- イ 上記の人間関係の技術・能力（スキル）を高めること。

男女の人間関係に関する内容

- ア 男女の人間関係は、学校や地域における異性の友人、親しい異性の友人、あこがれや好意を寄せる異性など多様であること。
- イ 男女の人間関係には、多くの過程があり、その過程が大切であること。
- ウ 人間関係のマナーやエチケットとして、時と場、年齢に応じて、相手や周囲の人に不安感や不快感を与えない行動様式を身に付けること。

特定の異性との交際に関する内容

異性との交際に関しては、適切で賢明な行動選択や意志決定の能力が必要なこと。

男女平等参画

男女が性別にかかわらず個人として尊重され、一人一人にその個性を発揮する機会が確保されることにより、対等な立場で社会のあらゆる分野における活動に共に参画し責任を分かち合うこと。

性情報

情報化社会における性情報について考えさせ、性情報を適切に取捨選択し、自己の成長発達に役立てる能力を身に付けることの大切さを理解すること。

性の被害・加害

- ア 児童・生徒の発達段階に即し、様々な性被害について、人間尊重、男女平等の観点から理解させ、日常生活における性被害・加害の発生状況やその防止について考えること。
- イ 学校や地域の実態などに応じ、児童・生徒等に対し、被害防止の観点から、児童・生徒等が受けやすい性被害の発生状況や発生要因などを知り、被害を受けた場合などの対処の仕方等を具体的に理解すること。

ウ 性加害は「人間尊重」「男女平等」の精神から絶対許されないことであること、自己中心的な欲求による自制心のない行動は、相手の心身を傷つけるだけでなく自らも大きな罪を負うことを理解すること。

性感染症・エイズ

- ア 児童・生徒の発達段階に即した性感染症やエイズについての正しい知識を身に付け、その予防方法を理解するとともに、エイズによる偏見・差別を払拭すること。
- イ エイズは感染症としてだけでなく、経済的、人道的、国際的な側面の課題を有しているということ。

(3) 学校におけるエイズ理解・予防に関する指導

昭和 56 年にアメリカで最初のエイズ患者が報告され 20 年以上が経過した。

UNAIDS (国連合同エイズ計画) 及び WHO (世界保健機関) は、平成 16 年末現在で、HIV 感染者とエイズ患者の合計を 3,400 万人から 4,600 万人に達すると推計し、1 年間で 300 万人以上が命を落とし、490 万人が新たに HIV に感染したと予測している。

このように世界規模でまん延しているのは、その国や地域が置かれている社会的要因、生物学的要因、経済的要因が複雑に関係することによるものと指摘されている。そのため、各国でエイズ予防教育が推進されるとともに、国や地域を越えた医療支援・経済支援が行われている。

我が国においては、昭和 60 年に初めてエイズ患者が確認された。国が策定した「エイズ問題総合対策大綱」を受け、文部省は昭和 62 年 2 月「エイズ予防に関する知識の普及について」とする体育局長通知を通じて、適切な教育が行われるよう各教育委員会を指導してきた。その後「エイズに関する指導の手引」が全国の小学校、中学校及び高等学校に配布され、感染症とエイズの学習が広く行われてきている。

一方、患者や感染者数は年々増加しており、我が国のエイズ動向委員会は平成 16 年 9 月現在で、累計の HIV 感染者は 6,337 人、エイズ患者は 3,164 人であることを報告した(凝固因子製剤による感染者を除く。)。世界規模のまん延に比して我が国の患者や感染者数は桁違いに少ない状況ではあるが、増加傾向にあり今後急増する可能性があるため感染防止が重要な課題となっている。

このため、小学校、中学校及び高等学校いずれの段階においても、エイズ理解・予防に関する発達段階に即した指導の充実が求められている。

学校種を越えた全体の目標と内容として、以下のようなものが考えられる。

【目標】

エイズの疾病概念、感染経路及び予防方法を正しく理解させ、エイズを予防する資質や能力を育てるとともに、人間尊重の精神に基づきエイズに対するいたずらな不安や偏見・差別を払拭する。

【内容】

エイズ	イ	潜伏期
ア 後天性免疫不全症候群(エイズ)	ウ	発病
イ エイズの病原体(HIV)		エイズの予防
ウ エイズの特性	ア	エイズの蔓延の要因
エ エイズの現状	イ	性的接触による感染症
HIV(エイズウィルス)感染経路	ウ	血液による感染予防
ア 性的接触による感染	エ	エイズの相談・検査
イ 麻薬等の注射針の共用による感染	オ	エイズの予防・医療対策
ウ 血液による感染		エイズに関する不安や偏見・差別の払拭
エ 母子感染	ア	エイズに関係したいじめ等
HIV感染とその経過	イ	エイズによって生じた不安や偏見・差別
ア 感染	ウ	感染者・患者に対する支援

(出典:「みんなで生きるために - エイズ教育資料 - 」日本学校保健会)

5 各学校段階における性教育の目標

(1) 小学校における性教育の目標

生命の誕生及び心身の発育・発達における男女差や個人差に関する基礎的事項を理解するとともに、自己の性を受容し、自分を大切にしようとする心情や態度を育てる。

男女には体の特徴や発達段階などに違いがあるが、互いに相手の人格を尊重し合うことが大切であることを知り、相手を思いやる心情や態度を育てる。

家庭における役割は、男女の別なく分担し、互いに助け合うことが大切であることを知り、家庭や社会の一員として適切な判断や意志決定ができる能力や態度を育てる。

(2) 中学校における性教育の目標

心身の発育・発達や変化など人間の性の成熟について理解するとともに、発達途上にある自己の性を受容し、自他を大切にしようとする心情や態度を育てる。

男女の心身の特質を基に男女が互いに相手を理解し、人格を尊重する心情や態度を育てる。また、望ましい人間関係を築いていくため、より適切な意志決定に基づく行動選択ができる能力や態度を育てる。

男女の生き方は多様であることを理解し、家庭や社会において期待される役割や自己の将来の生き方について考えるとともに、社会における性的な事象を見つめて、家庭や社会の一員として適切な判断や意志決定、行動選択ができる能力や態度を育てる。

(3) 高等学校における性教育の目標

心身の発育・発達や変化など人間の性の成熟について理解を深めるとともに、それらを科学的・総合的に理解し、自他の性に対する認識を深め、人間としてより適切な行動を選択しようとする態度を育てる。

男女の心身の特質と人間としての平等性について認識を深め、男女が互いに人格を尊重する心情や態度を育てる。また、将来を見通して、望ましい人間関係を築いていくため、より適切な意志決定に基づく行動選択ができる能力や態度を育てる。

社会における自己の役割と責任について自覚を促すとともに、将来の生き方について自分の考えを確立する。また、性の文化や社会的な意味を理解するとともに、人間尊重、男女平等の精神を基盤とする性の望ましい価値観を確立し、適切な意志決定や行動選択ができる能力や態度を育てる。

(4) 盲・ろう・養護学校における性教育の目標

盲・ろう・養護学校における性教育の目標は、上記(1)(2)(3)の目標と同じである。

さらに、その児童・生徒の障害の状態や程度に応じて、障害を克服し、共に生きる社会の一員としての自覚を高め、社会的自立を促すようにすることが大切である。このため、盲・ろう・養護学校における性教育の目標は、障害の種別や状態に応じて設定する必要がある。

性教育の理解を深めるために（２）

教師や保護者の「性教育」に対する意識や考え方に違いがあるのは、戦後の学校教育において、「性教育」に関して多様な考え方が存在し、社会情勢の変化とともに推移してきたことにより影響を受けていると考えられる。

戦後の混乱期・・・戦後の社会情勢の変化

「性の自由・解放」「性風俗・性道德の乱れ」

（売春、性病の蔓延、性情報の氾濫、性犯罪の増加等）

昭和 22 年・・・「学校体育指導要領」（文部省）

（高等学校の衛生の内容に「性教育」と表記）

昭和 23 年・・・文部省「純潔教育基本要項」を公表

昭和 24 年・・・「中等学校保健計画実施要項（試案）」（文部省）

（健康教育の内容として「成熟期への到達」の単元で性に関する指導を取り扱う。この部分は昭和 33 年「中学校学習指導要領」で削除となる。）

昭和 30 年・・・文部省「純潔教育の進め方」（試案）を公表

「純潔教育の進め方」（試案）において文部省は、純潔教育について「立派な人間をつくるのが教育の目標である以上、個人生活、社会生活において人々の思考や行為に深くつながる、いわば人間の本質につながる性についての教育が重要とされるのは当然である。」との考え方を示した。また、ここでは「性教育」という言葉が一般化されていないこと、「性教育」という言葉が狭い意味に受け取られることを危惧し、「純潔教育」の名称を使ったと述べている。

一方、「純潔教育基本要項」の付「性教育の在り方」の中で、純潔教育は性教育の一部であって、「男女間の肉体関係を性道德の定める規定に合致せしめること」を教育の対象とするものであると示した。

昭和 33 年・・・「中学校学習指導要領」（文部省）

（保健体育第 3 学年の指導計画の作成及び学習指導の方針に「心身の発達、病気の予防、精神衛生などの学習においては、性教育を考慮して指導する」と表記）

昭和 35 年・・・「高等学校学習指導要領」（文部省）

（保健の指導計画及び指導上の留意事項に、「人体の生理、精神衛生、公衆衛生などの学習においては、性教育を考慮し・・・指導する」と表記）

昭和 45 年・・・「学習指導要領」改訂

（「性教育」の用語が学習指導要領・指導書から削除）

昭和 52 年・・・小学校学習指導要領（文部省）

（保健で「体の発育」を扱う。）

- 戦後の「性教育」の考え方の経緯 -

昭和 30 年代後半は、非行の低年齢化や集団化が顕著になり、学校の生活指導は、児童・生徒の非行問題に加えて、性非行、不純異性交遊の防止等に重点が置かれるようになった。そのため、性道徳を強調する教育が重視されるようになり、その傾向は昭和 40 年代の前半まで続いた。

昭和 61 年・・・「生徒指導における性に関する指導 - 中学校・高等学校編 -」(文部省)
(「学校においては生徒の発達段階に応じ、学習指導要領に基づいて保健体育・道徳・特別活動などを中心に学校の教育活動全体を通じて、性に関する指導が行われています。」と表記)

ここでは、性に関する指導の基本的な考え方として、「昭和 40 年代後半から性教育という言葉が一般に用いられるようになった。しかし性教育という言葉は、今日なお人によってその解釈が異なり、男女の身体的・生理的事項やそれに関係する問題の教育や問題行動の防止のための指導という狭い概念で捉えられているものが少なくない。したがって性に関する指導も、人間の性を基本的部分として生理的側面、心理的側面、社会的側面などから総合的に捉え、科学的な知識を与えるとともに、生徒が生命の大切さを理解し、また人間尊重、男女平等の精神に基づく正しい異性観をもち望ましい行動をとれるようにすることによって、人格の完成、豊かな人間形成に資することを目的とするものでなければならない。」とした。

平成元年度・・・「小学校学習指導要領」改訂(文部省)
(小学校 5 年生教科「体育」保健領域に「体の発育・発達」を導入)
平成 10 年度・・・「小学校・中学校学習指導要領」改訂(文部省)
(小学校 4 年生教科「体育」保健領域に「育ちゆく体とわたし」を導入)
平成 14 年度から実施
平成 11 年度・・・「学校における性教育の考え方、進め方」発刊(文部省)
(小学校、中学校、高等学校及び障害がある児童・生徒の性教育の在り方が示され、同時に個別指導事例や問題行動・性非行への対応等の考え方が示された。このことから、現在「性教育」と「性に関する指導」は同義語として使用されるようになった。)

「高等学校学習指導要領」改訂(文部科学省)
平成 15 年度から学年進行により実施

学校における性教育の基本的な進め方

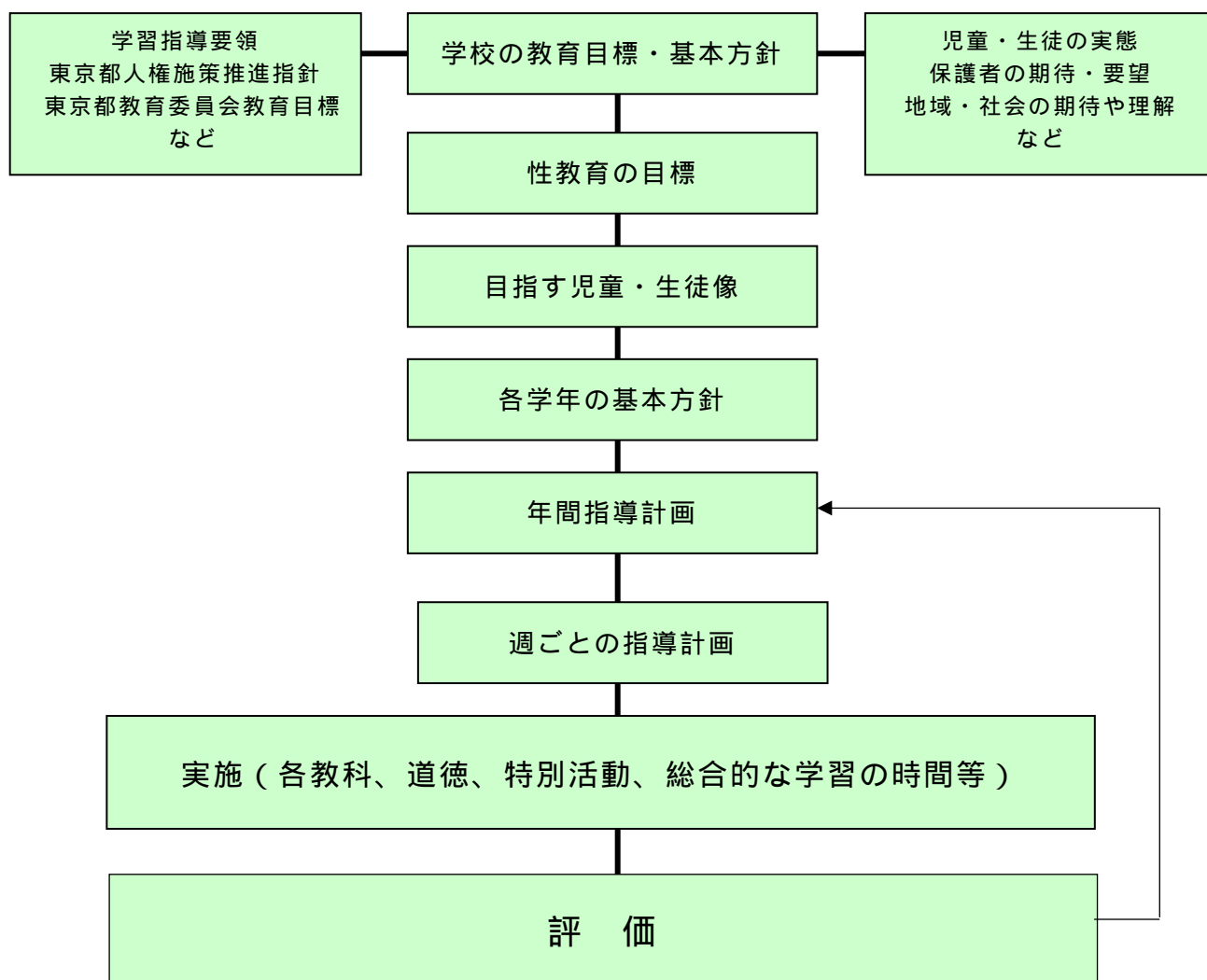
1 指導計画の作成

学校において行われる性教育は、各教科・科目、道徳、特別活動及び総合的な学習の時間において行われるものと、生活指導として学校教育全体を通じて行う集団的・個別的な性に関する指導と支援及び性に関する健康相談活動の中で行われるものに大別される。

性教育をより効果的に行うためには、学校としての全体計画が必要である。

(1) 全体計画

全体計画は、性教育の目標、目指す児童・生徒像、各教科・道徳・特別活動及び総合的な学習の時間などにおいて、性に関する内容やその他の時間における指導内容、生活指導として行われる内容など、性に関する指導が果たすべき役割を明確にした性教育の総合計画である。



性教育の理解を深めるために（３）

- 学校における性教育の必要性について -

学校教育は教育基本法第１条によって児童・生徒の人格の完成を究極の目的としているが、人間は自分が男であるか女であるかという事実やそれをどのように認識しているかによって、自分の一生をどう生きるかを考え、日常の生活場面で様々な感じ方や考え方、判断や行動などに差異や特徴が生じる。このことから、「人間の性は、人格の中心に組み込まれている本質的な条件の一つである」(L.A.Kirkendall)といわれており、人間の性は、人格から切り離すことはできず、男女の生き方や在り方に深くかかわっていると見える。したがって児童・生徒の人格の完成に性教育が欠かすことができないというだけでなく、極めて重要な意義をもっており、具体的には次のような必要性が考えられる。

１ 児童・生徒が自己の性の認識を確かにする。

国民の性に関する意識や価値観、男女の生き方などが多様化している中で、児童・生徒の多くは核家族、少子家族で、豊かな物質に恵まれて、過保護、過干渉に育てられている。このため、自己の性を確かめる場や機会が減少し、自尊感情が得られず、男性又は女性としての自己の確立が困難になっているといえる。

また、古い時代の男女の固定的な性役割観が残存していたり、性に関する社会的風潮や商業主義的な性情報などによって、性に対する享乐的、快楽的イメージが与えられていて、自己の性や他の性に対する認識が不適切であったり、理解を誤ったりしている。これらのことから性教育によって自己の性の認識を確かにさせるとともに他の性に対する理解を深めさせる必要がある。

２ 児童・生徒の対人関係のスキルを育てる。

人間はその生涯を通して、同性・異性が様々な人間関係を結びながら生活していくが、その際、男女が人間として平等の立場で、お互いに理解し合い、人格を尊重し合いながら協力していくことが必要である。しかし、我が国には戦前まで男尊女卑の思想や男性に寛容で女性に厳しい性の二重倫理が存在し、未婚の男女が自由に交際することは世間をはばかられた。また、戦後は核家族化が進み、地域社会にあった自然発生的な子どもの群れが消滅したこともあって、現在の児童・生徒たちは人間関係のスキルが未熟であり、そのために人間関係が希薄であるといえる。

このため、児童・生徒が現在及び将来において、より豊かな人間関係を導くことができるようにするために、幼年期から、男女が平等の立場で、相互に人格を尊重し合うことの大切さや男女の接し方などを習得させ、それを日常生活において具現化させるよう指導し援助することが必要である。

３ 家族や社会の一員としての生き方を習得させる。

人間は家庭の一員として、あるいは職場や地域における様々な社会集団の一員として生きている。そのため児童・生徒が現在及び将来の生活において、これらの場において直面する性の諸問題を適切に判断し、対処する資質や能力を育てる必要がある。

特に最近では、家庭や家族の在り方の変化、性情報の氾濫、固定的な性別役割分担意識、セクシュアル・ハラスメント、性の逸脱行動、性被害の増加、エイズや性感染症の蔓延など性に関する様々な問題が大きな社会問題になっており、これらへの対策や解決が望まれている。このため、児童・生徒が家庭や社会の一員として適切な意志決定や行動選択ができる能力を習得するための性教育は重要である。

(2) 年間指導計画作成上の留意点

年間指導計画は、学校における性教育の全体計画に基づいて各教科・科目、道徳（小・中学校）、特別活動及び総合的な学習の時間において指導するねらい、内容、方法等並びに生活指導や相談活動等として指導するねらい、内容、方法等を具体的に示したものである。

したがって、性教育を意図的・計画的に行うための基盤となるものである。

学校における性教育は、各教科等のように学習指導要領に体系的に目標や内容が示されていない。したがって、学校として性教育を実施する場合には、年間指導計画を作成する必要がある。

年間指導計画作成上必要な事柄は、次のとおりである。

各学年の基本方針

- ・全体計画に基づき各学年の性教育の基本方針を具体的に示したもの
- 各学年の年間を通じての指導の概要
- ・主題（題材）名と主題（題材）設定の理由
- ・指導の時期
- ・指導のねらい
- ・指導展開の概要と指導方法等
- ・教材、教具及び参考資料

また、年間指導計画から指導の実施・評価に至る手順としては、次のような方法が考えられる。

基本方針を明確にし、教職員の共通理解を図る。

児童・生徒の状況や地域の実態から必要な指導内容を選択する。

学習指導要領にある性教育の内容を明らかにし、共通理解を図る。

指導の機会や指導時数を検討し、年間指導計画の骨子を作成する。

他の教育活動との調整や、学年及び教科の組織において共通理解を図る。

年間指導計画を作成・決定する。

学習指導案を作成する。

授業を実施する。

関係する組織において評価し、必要な修正や改善を図る。

学校評価において全体的な評価を行い、次年度に生かす。

(3) 保健学習と保健指導の考え方

保健教育は保健学習と保健指導に分けられる。

保健学習は、学習指導要領で指導内容・指導学年・指導時間を特定している教科の指導である。保健指導は、身近な健康課題への対処について、日常的に留意する行動等を身に付けるために、特別活動等の中で行う指導である。

それぞれ、指導の場面の特性を踏まえ、指導対象に応じてねらいを明確にした計画に基づき実施し、健康に関する基礎的・基本的事項の認識が深められ、思考力や判断力なども含めて日常生活における実践が促されるようにすることが必要である。

以下は、保健学習と保健指導の特性を概括的に示したものである。

	保健学習	保健指導
目標・性格	健康を保持増進するための基礎的・基本的事項の理解を通して、思考力、判断力、意志決定や行動選択等の実践力の育成を図る。	日常生活における健康問題について自己決定し、対処できる能力や態度の育成、習慣化を図る。
内容	学習指導要領に示された教科としての一般的で基本的な心身の健康に関する内容	各学校の児童・生徒が当面している、又は近い将来に当面するであろう健康に関する内容
指導の機会	体育、保健体育及び関係する教科等	特別活動の学級活動、ホームルーム活動を中心に教育活動全体
進め方	年間指導計画に基づき、実践的な理解が図られるよう問題解決的、体験的な学習を展開する。	実態に応じた時間数を定め、計画的、継続的に実践意欲を誘発しながら行う。
対象	集団（学級、学年）	集団（学級、学年、全校）又は個人
指導者	ホームルーム担任（学級担任）、教科担任、養護教諭（教諭兼職等）等	ホームルーム担任（学級担任）、養護教諭、学校栄養職員等

（出典：「保健主事の手引」平成16年2月財団法人日本学校保健会）

（4）発達段階に即した指導の在り方について

学習指導要領には、各教科等の目標や單元ごとの目標や内容が示されている。

学校では、あらかじめこの目標や内容を踏まえて指導計画を作成し、授業を行い、その授業を評価し改善につなげている。

学習指導要領に示されている各教科等の目標、内容及び内容の取扱いは、児童・生徒の発達段階に即して設定されていることから、これらを踏まえて授業を行うことが、児童・生徒の発達段階に即した指導である。

したがって、学校において性教育を実施する際には、関連する教科等の目標、内容や内容の取扱いを踏まえ、性教育としての目標を立て、指導計画を作成し実施する必要がある。

また、児童・生徒の「生きる力」をはぐくむためには、「関心・意欲・態度」「思考・判断」「技能・表現」「知識・理解」の観点別に指導のねらいと内容を明確にしておくことも必要である。

こうしたことから、小学校から高等学校までにおいて、学習指導要領に示されている性に関連する内容（概要）を次に示すこととする。

小学校・中学校・高等学校における

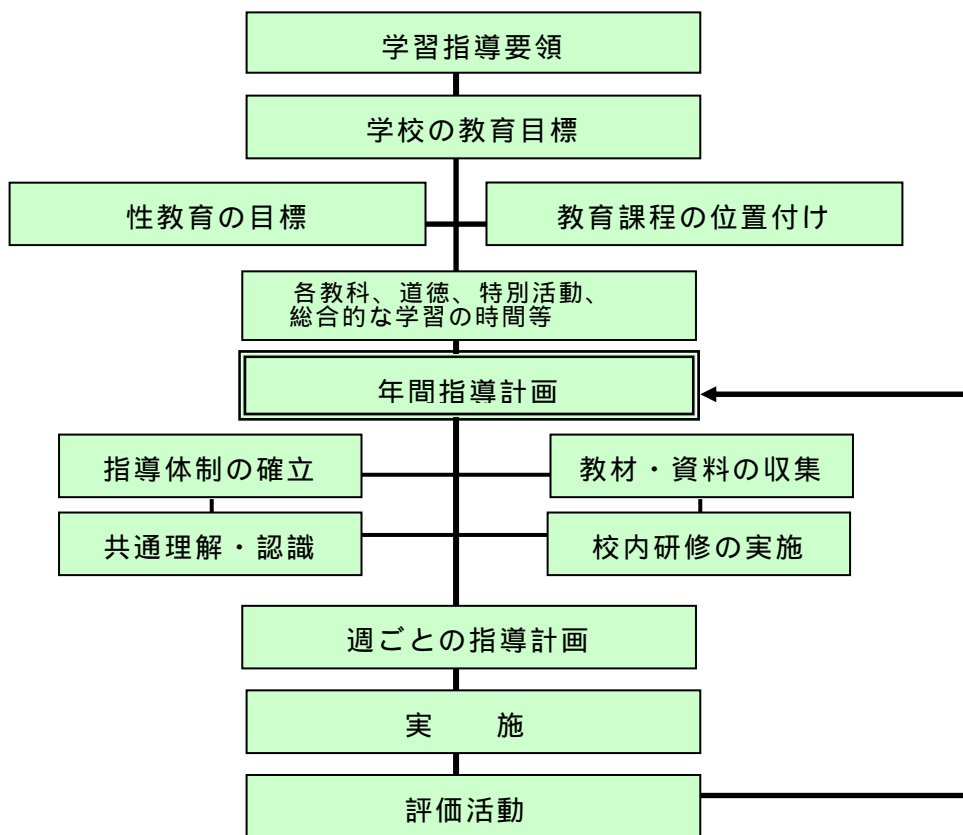
		小学校		
		低学年（１・２年）	中学年（３・４年）	高学年（５・６年）
自己の性自認	生命に関する側面	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 5px;">自分の成長（生活）</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;">生きることの喜び・生命を大切にする心（道徳）</div>	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;">生きることの喜び・生命を大切にする心（道徳）</div>	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 5px;">生物とその環境(理科)</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;">自他の生命の尊重（道徳）</div>
	身体的側面	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;">望ましい人間関係の育成（学級活動）</div>	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;">育ちゆく体とわたし（体育）</div>	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 5px;">生物とその環境(理科)</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;">病気の予防・エイズという病気（体育）</div>
	精神的側面		<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;">育ちゆく体とわたし（体育）</div>	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 5px;">心の健康（体育）</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;">心身ともに健康で安全な生活態度の育成（特別活動）</div>
男女の人間関係		<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 5px;">友達と仲良く助け合い（道徳）</div>	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 5px;">信頼・協力・助け合い（道徳）</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;">望ましい人間関係の育成（特別活動）</div>	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 5px;">信頼・友情・男女仲よく協力し助け合う（道徳）</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;">望ましい人間関係の育成（特別活動）</div>
家庭や社会の一員として		<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 5px;">家の手伝い・家族の役に立つ喜び（道徳）</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 5px;">多くの人々の支え健康で安全な生活身近な人々との接し方自分の成長（生活）</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;">心身ともに健康で安全な生活態度の育成（特別活動）</div>	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 5px;">家族の協力・楽しい家庭信頼・協力・助け合い（道徳）</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;">心身ともに健康で安全な生活態度の育成（特別活動）</div>	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 5px;">偏見や差別をもたない（道徳）</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 5px;">権利と義務（社会）</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;">心身ともに健康で安全な生活態度の育成（特別活動）</div>

性教育に関連する主な学習内容

中学校			高等学校
1年	2年	3年	入学年次～
<p>生殖に関わる機能の成熟 (保健体育)</p>			<p>生命を探る(理科基礎)</p>
	<p>生命の尊重(理科)</p>		<p>生物の移り変わり(理科総合B)</p>
	<p>生命の尊さ・自他の生命の尊重(道徳)</p>		<p>生命の連続性(生物)</p>
<p>身体機能の発達 生殖に関わる機能の成熟 (保健体育)</p>	<p>生物の細胞と生殖(理科)</p>		<p>健康の保持増進と疾病の予防(保健)</p>
			<p>生涯を通じる健康(保健)</p>
<p>精神機能の発達と自己形成 心の健康 欲求やストレスへの対処 (保健体育)</p>			<p>精神の健康(保健)</p>
	<p>性的な発達への適応・青年期の悩みや不安(特別活動)</p>		<p>青年期の課題と自己形成(倫理)</p>
			<p>現代の諸課題と倫理(倫理)</p>
<p>生殖に関わる機能の成熟 精神機能の発達と自己形成 (保健体育)</p>		<p>健康な生活と疾病の予防 (保健体育)</p>	<p>生涯を通じる健康(保健)</p>
	<p>友情・異性の正しい理解・人格の尊重(道徳)</p>		<p>生涯発達と家族(家庭基礎)</p>
			<p>人の一生と発達課題(家庭総合)</p>
			<p>人の一生と家族・福祉(生活技術)</p>
	<p>家庭と家族生活(技術・家庭)</p>		<p>生涯を通じる健康(保健)</p>
<p>欲求やストレスへの対処と心の健康(保健体育)</p>		<p>人権・エイズ(社会・道徳)</p>	<p>生涯発達と家族(家庭基礎)</p>
	<p>性被害・加害の防止(学級活動)</p>		<p>乳幼児の発達と保育・福祉(家庭基礎)</p>
	<p>公正・公平、差別や偏見のない社会の実現 家族の一員としての自覚(道徳)</p>		<p>家族・家庭と社会、生活設計(家庭総合)</p>
			<p>現代の社会生活と青年(現代社会)</p>
			<p>個人及び社会の一員としての在り方・生き方、健康や安全に関すること(HR)</p>

2 性教育の具体的な進め方

性教育の指導内容・方法を十分に検討し指導計画を作成した後、その具体的な実践を効果的に、円滑に実施するためには、校内において適切な実施体制を整える必要がある。



(1) 教職員の共通理解

学校における性教育は、全教職員の共通理解の下に、組織的・計画的に行われるものである。したがって、学校においては、その意義や必要性、実施の根拠等について教職員一人一人が理解を深めておく必要がある。

また、性教育は、児童・生徒の発達段階や学習の進度に応じて継続的に行う必要があるので、常に共通理解を図る場を設定しておくことも大切である。

教職員が共通理解を図る基本的事項	<p>人間の性及び性教育の今日的意義や目的</p> <p>現代社会における性に関する環境やとらえ方、児童・生徒の性にかかわる意識や行動等の実態及びそれらに対応した性教育の課題</p> <p>学校の教育目標との関連</p> <p>学校としての性教育の指導の重点と各学年における重点</p> <p>学校としての性教育の全体計画と各学年における指導計画との関連</p> <p>各教科等の性に関する内容の取扱いに関して、各教科等と性教育の目標や内容の関係</p> <p>生活指導での性に関する指導の在り方と指導の場や機会、指導する内容・方法</p> <p>指導組織と各教職員の役割</p> <p>家庭、地域、関係機関等との連携の在り方、進め方</p> <p>その他、学校として特に必要な事項</p>
------------------	---

共通理解を深めるための具体例	<p>児童・生徒の性に関する知識、意識や行動などについて調査・観察等を行い、その実態を把握する。</p> <p>家庭や地域の関係機関などからの意見や情報などを把握・収集し、学校で行う性教育に対する家庭や地域の期待や要望を把握する。</p> <p>性教育の指導に必要な教材・教具等を検討する。</p> <p>性教育に関する研修会や研究会に参加するなどして、研究実践などの必要な情報を収集し、校内研修等の場で共有化に努める。</p> <p>児童・生徒の性に関する実態や、学校における性教育の在り方、進め方などについて、研究協議するための場や機会を設定する。</p>
----------------	--

(2) 実施体制の確立に向けた組織づくり

性教育を学校の教育活動全体を通して効果的に実施するためには、性教育を推進するための校内組織体制を確立することが必要である。さらに、組織を効果的に機能させるためには、校務分掌に委員会等の組織を位置付け、明確な役割分担を行うことも必要である。

<組織>

関係校務分掌組織との連絡・調整	<p>性教育が効果的かつ円滑に行われるよう、校長、副校長そして主幹は、関係校務分掌組織との連絡・調整を図る。</p> <p>特に、教務、生活指導、保健・安全などの校務分掌組織や、性に直接かかわりの深い教科などとの連携をもつことが大切である。</p>
性教育を推進するための組織の構築	<p>性教育のための組織は、学校の規模や性に関する課題などに応じて、単独で設置したり、関連する機能を併せもつ分掌組織としたりすることなどが考えられる。</p> <p>効果的な組織運営が図られるようにするためには、校長、副校長、主幹、教育相談担当者や関係教科・学年の担当者などで、幅広く構成することが大切である。</p> <p>学校、家庭、地域が連携した性教育の推進や、性に関する問題の発生防止や解決のためには、地域関係機関等の支援や協力の下に、校外組織との円滑な連携を図ることも大切である。</p>

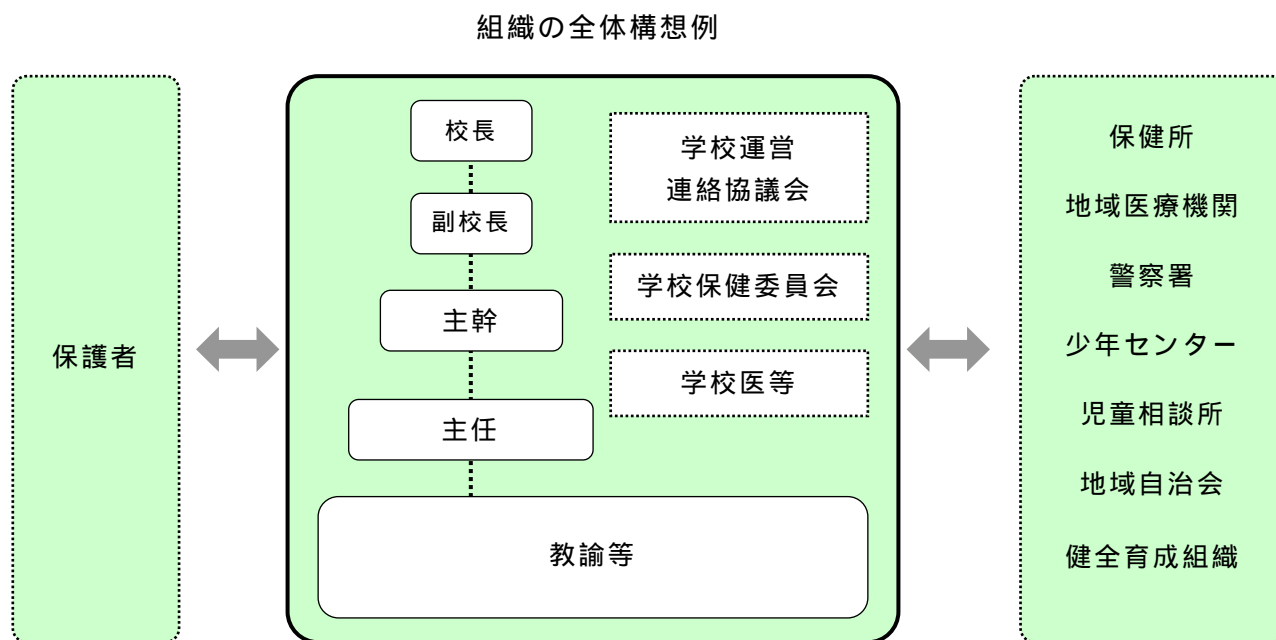
<計画・実施>

役割	具体例
性教育の計画作成と実施状況の管理	<ul style="list-style-type: none"> ・ 性教育の全体計画、年間指導計画を作成するために児童・生徒の発育・発達の把握 ・ 性に関する意識や行動の実態把握 ・ 指導計画の作成と教育課程の位置付け ・ 実施状況の進行管理 ・ 性教育実施後の評価及び指導計画の修正・改善

	<p>教職員の研究や研修のための計画立案と実施</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 人間の性に対する理解を深めることを目的とする研究や研修の立案と実施 ・ 効果的な指導方法を追究することを目的とする研究や研修の立案と実施 ・ 教職員の共通理解を深めることを目的とする研修の立案と実施 ・ 専門的な講師を招聘するなどの性教育の校内研修の立案と実施
	<p>指導のための環境・条件の整備</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 性教育に必要な資料、教材、教具等の収集・整備 ・ 教職員の理解や指導に役立つ実践事例の収集 ・ 児童・生徒の学習に役立つ資料や情報等の収集・整備
	<p>家庭・地域・関係機関との連携</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 学校で把握した児童・生徒等の性に関する意識や状況等の情報提供 ・ 学校の性教育の目的や目標、指導に当たっての方針や内容等の理解と協力 ・ 家庭や保護者からの意見や要望などの受け止め ・ P T A が主催する性教育に関する研修などへの支援 ・ 各種の性情報や地域の性にかかわる環境の問題に対する話し合い ・ 地域の自治組織や青少年の健全育成等にかかわる各種の団体・組織、保健・医療機関、社会教育施設などとの連携
	<p>相談活動の運営と協力</p>	<p>性に関する相談体制は、関係教職員との連携を密にして教育相談室や保健室の機能を有効に活用するとともに、全教職員が相談活動を適切に行うことができるよう、研修や資料提供などを行うとともに、児童・生徒が相談しやすい雰囲気づくりを進めることが大切である。</p> <p>相談内容の例</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 性に関する知識や情報 ・ 男女の人間関係 ・ 性に関する問題行動、逸脱行動 ・ 性にかかわる被害・加害 ・ 性に関する不安、悩みや葛藤
	<p>資料等の作成と情報提供</p>	<p>児童・生徒の実態把握のために役立つ調査や分析の方法、性教育の適切な実施に即した資料や情報などについて、必要に応じていつでも提供できるようにする。</p>
	<p>教材・教具の選定・開発・保管等</p>	<p>指導に用いる教材・教具については、学習指導要領を踏まえ、児童・生徒の発達段階に即し、効果的な学習に役立つものを整備する。</p> <p>また、全教職員が使用しやすいように、保管場所を整備し、整理しておくようにする。その際、教職員の指導用図書等は、児童・生徒が使用することのないよう、十分に配慮し、適切に保管する。</p>

(3) 教職員の役割

各学校において、性教育を適切かつ円滑に進めるためには、全教職員による役割の分担や相互の連携・協力が不可欠である。各学校においては、その規模や実施などに応じて適切な役割分担を行うとともに、役割ごとの内容を次のようにとらえて、性教育の推進を図ることが大切である。



校長・副校長

- ア 校長・副校長は、自校の性教育の意義や課題などについて十分理解し、実施状況を把握するとともに、学校としての性教育の基本方針を明確にし、全校体制での推進を図る。
- イ 性教育の全体計画を定め、その内容を確認するとともに、計画に基づいて行われる指導内容を、週ごとの指導計画等から把握し、教職員に対して必要な指導・助言を行う。
- ウ 性教育の指導に効果的な教材・教具等を十分に把握し、適正な性教育の推進に努める。
- エ 家庭、地域及び関係機関等との連携を図るための環境や条件などの整備を図るなどして、校内体制を整える。

主幹（教務主任）

- ア 主幹は、性教育の推進に向けて、指導計画の立案や他の教育活動との調整を図るとともに、性教育の具体的な指導の内容・方法について、指導・助言を行うなどして、実践的な推進役を務める。
- イ 校内の関係分掌との連絡調整を図り、性教育の指導に必要な時間の確保や校内に必要な研修を企画・実施するなどして、教職員の全校的な指導力の向上を図る。

主幹（生活指導主任・教育相談担当者）

ア 生活指導主任・教育相談担当者は、性に関する児童・生徒の意識や行動などの状況を把握する。

イ 性教育を推進する上で、集団を対象とした指導や個別の指導、相談活動などを通して、児童・生徒の望ましい意識や態度の育成に努める。

ウ 性にかかわる問題行動などについては、教職員の連携による指導・支援などを適切に行う。

学年主任

ア 学年主任は、指導計画に基づき、児童・生徒の発達段階を踏まえた指導内容や適切な教材・教具等で性教育が適切かつ効果的に行われるように学級担任等との連絡・調整を図る。

イ 学年通信や学年保護者会などを通じて、学校と家庭、保護者との相互理解による連携・協力が適切に進むよう努める。

保健主任

ア 保健主任は、学校保健計画に基づく学校保健活動を推進する中で、児童・生徒の性に関する指導が適切に行われるよう努める。

イ 学校保健委員会等を通じて、家庭や関係機関などと連携を図るとともに、性に関する情報等を教職員や家庭・地域に提供する。

養護教諭

ア 養護教諭は、専門性を生かして性教育の全体計画立案や教職員の研修内容等に積極的にかかわり、校内における性教育の推進を支える。

イ 保健室の機能を通じて得られた児童・生徒の性に関する様々な情報等を整理し、個別の指導に生かすことができるようにする。

ウ 健康相談活動において、児童・生徒の様々な性に関する意識や問題等を把握し、その背景を分析するとともに、問題の解決のための支援や関係者との連携に努める。

研究推進担当者（研究主任）

研究推進担当者（研究主任）は、研修計画の中に性教育に関する内容を位置付ける等、研修・研究の工夫・改善に努める。

教科担任・ホームルーム担任（学級担任）

ア 教科担任やホームルーム担任（学級担任）は、担当する教科や学級において、指導計画に基づき、児童・生徒の発達段階に即した指導内容及び教材・教具により効果的な指導を行う。

イ 学校における性教育の方針やねらいに基づいて、効果的な指導を展開するように創意工夫を重ねる。

その他（外部講師）

学校における性教育において、医師や保健師・助産師等の外部講師を招へいして授業を実施することは、学校としての指導のねらいを踏まえて行うことによってより効果が生まれる。外部講師を依頼する場合には、事前に十分な打ち合わせを行う必要がある。

3 実施上の留意点

- (1) 性教育は、学校の教育活動全体を通じて行う必要があることから、児童・生徒及び地域の実態に即し、校長の責任において性教育の全体計画や年間指導計画を教育課程に位置付け、組織的・計画的に実施する。
- (2) 性教育は、学習指導要領の各教科等のねらいや内容に基づいて、全体計画や年間指導計画を作成し、発達段階に即して行われるよう配慮する。
- (3) 性教育の指導に当たっては、保護者の理解と協力が大切であるため、必要に応じて、事前に指導計画や指導内容等を十分に説明するなど、保護者との連携を図る。
- (4) 性教育では、児童・生徒がそれぞれの場で学習した性に関する内容を、自分自身のこととして受け止め、集団の一員として行動できるようにしなければならない。各教科等においては、そのための配慮や工夫が必要である。さらに、指導に当たっては、集団指導と個別指導を相互に補完することが大切である。
- (5) 性教育に関して使用する用語については、必ずしもその意味が共通に認識されないままに使用されるという状況がある。特に新たな表記や外来語などについては、その意味を確かめる必要がある。
- (6) 児童・生徒の身体的・精神的発達や性的成熟には個人差があり、情報化時代といわれる現在、性に関する情報についてもその質や量の入手に差があるため、これらの個人差等に十分配慮する。
なお、児童・生徒が自らの課題を解決しようとする学習にあっては、発達段階に即した適切な情報を提供する。
- (7) 性教育においては、教師と児童・生徒及び保護者との信頼関係は不可欠であり、その確立に努める必要がある。

4 具体的な指導方法

学校において性教育を進めるに当たっては、児童・生徒の生活実態等を把握した上で、実施上の留意点を踏まえながら指導計画を作成し、正しい知識を身に付け、適切な意志決定や行動選択ができるよう指導することが大切である。

このため、知識を生かして自分がどのように行動すればよいか、考えたり、判断したりしてよりよく課題を解決できる指導方法を工夫する必要がある。

さらに、心身の成長と知識・経験に個人差が大きく、多様な興味・関心と発達課題がそれぞれ異なる児童・生徒の集団を対象としているため、集団指導と個別指導を十分に使い分け、適切に組み合わせて行うことが求められている。

そこで、児童・生徒理解を進めるための観点として、

- | | |
|---|--|
| <ul style="list-style-type: none">・ 性に関してもっている知識の内容と量・ 性に関する意識や価値観・ 地域・家庭等の環境 | <ul style="list-style-type: none">・ 心身の発育・発達の状況・ 交友関係 |
|---|--|

等を事前に把握しておくことが必要である。

また、集団指導と個別指導の方法・場面や留意点については、以下のようにまとめることができる。

	集団指導	個別指導
方 法	説明・解説・話し合い・発表・グループワーク・質問紙法・ブレインストーミング・ロールプレイング・ディベート等	<ul style="list-style-type: none"> ・相談 ・予防的指導 ・治療的な指導 ・個別的具体的指導
場 面	<ul style="list-style-type: none"> ・各教科や科目 ・道徳（小・中学校） ・ホームルーム活動（学級活動）・生徒会活動（児童会活動）・学校行事 	<ul style="list-style-type: none"> ・相談 ・家庭訪問 ・生活指導 ・家庭や関係機関との連携
留 意 点	<ul style="list-style-type: none"> ・共感性を促す指導 ・教職員間の連携・協力 ・組織的・計画的な指導 ・主体性を生かす指導 ・雰囲気づくり ・児童・生徒理解 ・ライフスキルの育成 ・指導形態等の工夫 ・学校と家庭の連携 	<ul style="list-style-type: none"> ・学校における共通理解 ・児童・生徒への共感 ・信頼されるべき教師自身の態度 ・教師間の連携・協力 ・関係機関との連携 ・家庭との連携 ・信頼関係の確立 ・秘密の保持

性教育の理解を深めるために（４）

- 適正な性教育を学校に根付かせるために -

生徒の生育環境や性意識、性行動の実態などから、学校における性教育の必要性が強調されている。教職員や保護者の間に人間の性や性教育に対する多様な意識や見解があるため、適正な性教育を学校に根付かせるために次のことが必要である。

１ 人間の性や性教育に対する正しい理解と豊かな感性を育てる。

教職員の中には、人間の性は恥ずかしいことであり秘め事であるにとらえていたり、寝た子を起す必要はないなどと考えたりして、性教育に否定的であったり消極的であったりすることがある。このため人間の性は、いまやセクシュアリティという幅広い概念でとらえられていること、それは教科や特別活動等の学習内容の基盤となるべき多くの学問分野の対象となっており、人間の性は多くの教科や特別活動等の内容に含まれていること、したがって各教師は自分の専門とする教科や特別活動等の内容として人間の性を扱っていることに気付き、人間の性や性教育を正しく理解することやこれらに対する感性のゆがみを正していくことが大切である。

２ 学校の性教育に対する教職員や保護者の理解を深める。

学校は教職員が児童・生徒に対し、個人的・集団的に、限られた期間、教育を行う。このため学校では、家庭のように親の自由な意図で児童・生徒を教育することは許されない。学校の教育活動は次のような法令に基づいて行われなければならない。

まず、教育基本法第１条で「教育は人格の完成を目指し・・・で行われなければならない」とされており、次いで高等学校については、学校教育法第４１条で「中学校における教育の基本の上に心身の発達に応じて、高等普通教育及び専門教育を施すことを目的とする」とあり、第４２条で前条の目的を実現するための目標が示されている。

さらに、高等学校の教育課程は各教科に属する科目、特別活動及び総合的な学習の時間によって編成するものとする。教育課程の基準として文部科学大臣が別に公示する高等学校学習指導要領によるものとする定められている。

これらのことから、学校が性教育を計画・実施するためには、上記の法令に基づき、年間指導計画を作成し、教育課程に位置付けるとともに、その目標や内容、実施方法について全教職員の共通理解を深めるようにする必要がある。

３ 性に関する個別指導・相談活動の充実

学校教育は、教育課程に基づいて実施される学習指導を中心とした教育活動と学校生活全体を通して行われる生活指導との両面の教育作用が統合されて成立しており、学校における性教育はこのような教育作用の一つであって、教育課程に基づいて実施される授業としての性教育と生活指導としての性教育の統合であるということが出来る。

したがって、適正な性教育を学校に根付かせるためには、法令に基づいて授業としての性教育を計画実践するとともに、さらに学校の全教育活動を通して実践する性に関する個別指導や性に関する相談活動によって学習内容の内面化を図ったり、日常生活での具現化を指導したり援助したりしていくことが必要である。このため、学校における性に関する個別指導や相談活動の充実を図る必要がある。

平成 15 年第二回都議会定例会において、都立養護学校で学習指導要領や発達段階を踏まえない不適切な教材を使用した性教育が行われているとの指摘があった。

このため、都教育委員会は、改善指導に取り組む一方、都立盲・ろう・養護学校全校の調査を行い必要な改善策を検討することを目的として、平成 15 年 7 月 14 日「都立盲・ろう・養護学校経営調査委員会」を設置した。

調査により、都立盲・ろう・養護学校の抱える様々な課題が明らかになった。全 56 校 1 分校中、盲学校で 2 校、養護学校で 26 校、計 28 校において、何らかの不適正な実態があった。半数の学校で経営のあり方に問題があり、保護者、都民の皆様の信頼を損なうことになった点について、学校を設置・管理している都教育委員会の一員として重く受け止めている。

(平成 15 年 8 月 都立盲・ろう・養護学校経営調査委員会報告書「はじめに」から抜粋)

調査結果に見る性教育についての教育内容の現状と課題

都教育委員会が都立盲・ろう・養護学校全校を調査したところ、以下のような性教育の現状と課題が明らかになった。

1 組織的に行われていた不適切な性教育

性教育は、人格の完成を目指す「人間教育」の一環として行われる教育であり、学習指導要領の各教科等のねらいや内容に基づき、児童・生徒の発達段階を踏まえ、段階的・個別的に実施する必要がある。しかしながら、1 校においては、以下のような教材を選択・作成・使用し、校長としての責任ある指導を欠いた性教育を全校的な取組として組織的に行っていた。

ア 男女の性器の名称の入った「からだうた」を児童の障害の程度や発達段階を踏まえず、小学部 1 年から、全員に（一律に）歌わせていた。

イ 実際の出産場面が撮られたビデオを小学部の児童に視聴させていた。

ウ 生徒の障害の程度や発達段階を踏まえず、家族の温かい人間関係を損なわせるような家族や近親者からの性的虐待を扱ったビデオを視聴させていた。

エ 生徒の障害の程度や発達段階、性別を踏まえず、高等部において性器の付いた人形を使って性交の仕方を指導していた。

オ 内容や表現が不適切な性器の付いた人形（11 本）、膣付きの子宮内体験袋、男性器付き股引、男性器模型、男性器から注射器で白い液体を噴射する射精キット等を使用していた。

また、「からだうた」の活動等は、小学部の教諭と養護教諭がそれぞれ管理職の了解の下に民間の研究団体の季刊誌に掲載していた。

さらに、同校の性教育は、不適切な内容を含めて、校務分掌に位置付けられた性教育検討委員会が中心となり、全校的な取組として実施されていた。

委員会報告書から（平成 15 年 8 月）

2 教員等が個人の考えで行っていた不適切な性教育

学校における性教育は、校長の権限と責任の下に教育課程に明確に位置付け、児童・生徒の実態等を踏まえて年間指導計画を作成し、適切に実施すべきものである。

しかしながら、調査の結果、3校において、生徒の障害の程度や発達段階及び学習指導要領等を踏まえない不適切な性教育を、教員や寄宿舍指導員が個人の考えで行っていたことが明らかになった。さらに、これらの個人的な活動を、管理職の了解を得ないまま、民間の研究団体の季刊誌に掲載していたことも明らかとなった。

そのほかの3校においても、不適切な性教育が行われていたが、既に校長が当該の教員に対して是正の指導を行っていた。

なお、盲・ろう・養護学校における性教育の年間指導計画の作成状況は、作成していない学校が15校あり、作成している学校が9校、各教科等の年間指導計画に位置付けている学校が29校、その他4校であった。

また、性器付き人形を購入していた学校が15校、性交を内容として示している絵本を購入していた学校が7校あったが、教育活動にはほとんど使用されることなく保管されていた。

都教育委員会として、適正な性教育の実施に向けた対応

都教育委員会は、上記のような不適切な性教育が実施されていたことを重く受け止め、都立盲・ろう・養護学校の性教育が、校長の権限と責任により、児童・生徒の障害の程度や発達段階及び学習指導要領等を踏まえて適正に実施されるよう、明確な指導指針を示すとともに、性教育の年間指導計画（全体計画）の作成等を徹底した。以下は、その具体策である。

ア 1校においては、性教育の年間指導計画（全体計画）の抜本的な見直しを行い、性交の指導が可能な性器付き人形や性交を内容として示している絵本等の不適切な教材を廃棄した。

イ 盲・ろう・養護学校の校長会は、内部に性教育改善検討委員会を設置し、都教育委員会と協力して「性教育の実施指針等」を作成した。

ウ 都教育委員会は、盲・ろう・養護学校に対し、年間指導計画（全体計画）及び個別指導計画の作成を管理運営規則に規定した。

エ 各学校において、性教育の指導が、ライン（校長 副校長 主幹）を通じて行われるよう、都教育委員会は、週ごとの指導計画の作成を通知した。

オ 各学校は、性教育の年間指導計画（全体計画）を作成し、都教育委員会へ提出するとともに保護者への説明を行った。

カ 都教育委員会は、適正な性教育の実施に向けて、盲・ろう・養護学校全校の指導訪問を実施した。

キ 各学校は、性器付き人形や性交を内容として示している絵本等の不適切な教材を廃棄した。

ク 都教育委員会は、盲・ろう・養護学校用の「性教育の手引」を改訂した。

1 学校において使用する補助教材等について

東京都教育委員会は、東京都立学校の管理運営に関する規則によって、学校において使用する補助教材等について、以下のように定めている。

(教材の選定)

第18条

学校は教材を使用する場合、第14条により編成する教育課程に準拠しかつ、次の各号の要件を具えるものを選定するものとする。

- 1 内容が正確中正であること。
- 2 学習の進度に即応していること。
- 3 表現が正確適切であること。

したがって、性教育においても、使用する教科用図書以外の図書その他の教材については、学校の教育目標、全体計画や年間指導計画を基に、十分な検討を行い、最終的には校長の権限と責任の下に選定し、教材の承認又は届出に関する手続を行わなければならない。

2 小・中学校の性教育において「不適切な教材」とする判断の基準について

東京都教育委員会は、「学校における性教育で使用する教材等に関する調査について」(平成15年12月26日付15教指企第714号)によって実態調査を行った際に、以下のような判断基準を示した。

小・中学校において「不適切な教材」とする判断の基準

1 絵本や掛図等の教材

性交の仕方を具体的に示したり、連想させたりする絵本や掛図等
産道から産まれてくる新生児を描いた絵本や掛図等
男女の生殖器を詳細に描写した絵本や掛図等
その他、学習指導要領及び発達段階を踏まえた上で、不適切と判断される絵本や掛図等

2 ビデオ等の視聴覚教材

性交の仕方を具体的に示したり、連想させたりするビデオ等の視聴覚教材
出産シーンを直接映像として取り扱っているビデオ等の視聴覚教材
家族や近親者からの性的虐待を取り上げ、児童・生徒の日常生活においていたずらに不信感や不安をおおることにつながるビデオ等の視聴覚教材
その他、学習指導要領及び発達段階を踏まえた上で、不適切と判断されるビデオ等の視聴覚教材

3 人形や模型等の教材

性交の仕方等の指導を目的として作成された性器付きの男女の人形や模型等
その他、学習指導要領及び発達段階を踏まえた上で、不適切と判断される人形や模型等

教材・教具についての考え方

3 不適切な教材を取扱った事例

(1) 絵本等の教材

対象学年 小学校低学年	不適切な理由 小学校低学年において、すべての児童に対し一律に、性交や産道から生まれてくる新生児のイラスト、男女の生殖器、妊娠、出産などが示されているものを用いることは、低学年児童の発達段階で本来指導する必要のない内容を取り扱っている。
不適切な教材の事例 性交等が描かれており、性交の仕方について触れている絵本による指導	指導上の留意点 教材として使用する図書教材等は、幼児向けの絵本であっても児童の発達段階や実態等を踏まえ、描かれている絵や図が指導のねらいから逸脱していないかを十分に見極めた上で使用するなどの配慮が必要である。

(2) ビデオ等の教材

対象学年 小学校低学年	不適切な理由 小学校低学年において、すべての児童に対し一律に、家族や近親者からの性的虐待を取り上げたビデオを用いることは、児童に家族への不信感や不安をあおることになりかねない。
不適切な教材の事例 父親や兄など身近な人からの性的虐待を取り扱っているビデオによる指導	指導上の留意点 視聴覚教材の使用に当たっては、事前に内容を把握するとともに、児童の発達段階や実態に応じて、必要な部分だけを見せるなどの配慮が必要である。

(3) 人形等の教材

対象学年 小学校・中学校	不適切な理由 「性交」そのものを指導するために想定された教材である。 すべての児童・生徒に対して一律に「性交」の仕方を具体的に指導することは不適切である。
不適切な教材の事例 男女の性器があり、性交を具体的に提示することができる人形を用いた指導	指導上の留意点 人形や模型等の具体的な教材ほど児童・生徒に与える影響が強いことから、このような教材の選択は慎重に行う必要がある。

これらのほかにも、図書室や保健室において児童・生徒が閲覧できる状態にある図書や教師向け指導書等についても同様の配慮が必要である。

「不適切な指導」

学校における性教育の必要性や重要性が言われる中、一部の学校で学習指導要領や児童・生徒の発達段階を踏まえない性教育が行われている実態が明らかになった。

学校教育は、法令等にとりあって実施されなければならないものであり、性教育は、教育課程に位置付け、組織的・計画的に進めることが重要である。学校における性教育は、学習指導要領において教科等のように体系的にその目標や内容が示されていないが、個人的な思いや一部の偏った考え方によって行われるようなことがあってはならない。

以下は、学校における不適切な事例であるが、具体的な事象のみを問題とすることなく、背景にある考え方についても深く見つめ、児童・生徒の発達段階に即した適切な性教育とは何かということの本旨を理解することが大切である。

「性器の名称を歌詞にして歌わせた」

対象学年	養護学校小学部低学年
指導時間	生活単元学習
主 題	「からだの学習」
指導内容	小学部低学年の児童に対して、毎回の授業導入時に「ペニス」「ワギナ」などの用語が入った歌を歌わせたり、聞かせたりして、身体部位の名称を覚える指導を行っていた。

【問題点】

- ・ 小学校低学年から、医学用語であり、しかも外来語である男女の性器の名称を歌詞に取り入れた歌を歌わせ、指導することは、言語活動の入門期及びその延長線上にある低学年児童の理解力、学習受容能力から判断して、発達段階への配慮に欠けている。
- ・ ペニスやワギナなどの呼称は、日常会話の中ではほかの部位の名称と同様には使用しないのが生活上のマナーやエチケットの一つである。首や腕などと同じように、性器の名称を歌詞に取り入れて歌うことは、このようなマナーやエチケットが児童に正しく理解されない懸念があり、教育上の配慮に欠ける（ペニスは外性器を、ワギナは内性器を示す外来語である。）

【考え方】

学習指導要領では、小学校第4学年の体育：保健領域「育ちゆく体とわたし」の内容で、思春期の体の変化として、初経や精通について学習する。その際、卵巣や子宮、精巣などとともに男女の性器の一部として「いんけい」「ちつ」という正確な身体部位の名称について学習する。

身体部位の名称は、我が国の正式な医学用語、学術用語を統一的に使用している。生殖器についても同様である。

の事例と考え方

「性交を指導し、コンドームを提示した」

対象学年	小学校高学年
指導時間	総合的な学習の時間等
主 題	「生命の誕生」
指導内容	性交を取り上げ、男女の性交が描かれた図を用いて説明するとともに、コンドームを提示し、使用目的を説明した。

【問題点】

- ・ 小学校の学習指導要領の各教科、道徳、特別活動の内容として示されていない「性交」や「コンドーム」について一律に指導することは、学習指導要領に示された内容等の取扱いの趣旨を著しく逸脱しており不適切である。
- ・ 小学校における思春期の体の変化についての取扱いでは、学習指導要領解説体育編に「自分の体の変化や個人による発育の違いなどについて肯定的に受け止めることが大切であることに気付かせるよう配慮するものとする」と示されている。

【考え方】

小・中・高等学校いずれの学習指導要領にも「性交」を具体的に指導することは示されていない。

「男性器の模型を用いてコンドームの装着体験を実施した」

対象学年	中学校第3学年
指導時間	保健
主 題	「性感染症及びエイズの予防」
指導内容	性感染症・エイズの予防の授業において、生徒に男性器の模型を使用してコンドームの装着を行わせた。

【問題点】

- ・ エイズ及び性感染症の予防における学習のねらいは、「疾病の概念、感染経路、予防方法を身に付ける必要があることを理解できるようにする」ことであり、コンドームの装着の仕方までを実習などにより具体的に指導することは、学習指導要領上求められていない。
- ・ 性に関して多感な時期で、個人差が大きい中学生期に、コンドームの装着の仕方を一律に指導することは、生徒に心理的な衝撃を与え、拒否的な反応を生ずるなどの懸念があり、教育上の配慮に欠ける。
- ・ 外部講師によってこうした装着体験を行わせる必要もない。

【考え方】

中学校の保健体育「保健分野」では、性感染症を予防するには性的接触をしないこと、コンドームを使うことが有効であることにも触れるようにすることが、学習指導要領解説保健体育編に示されている。

個人差の大きい中学生には、コンドームの存在と有効性についての知識理解は必要であっても、コンドームの装着の仕方までを具体的に扱うことは適切ではない。

医療や保健衛生関係者から、エイズ・性感染症予防や望まない妊娠・人工妊娠中絶の防止を理由に、学校教育にリスクを回避するためのコンドーム装着指導を求める声もあるが、学校は児童・生徒の「人格の完成」を目的とした教育機関であるということを十分に踏まえる必要がある。

実 践 編

高等学校における性教育の考え方、進め方

1 高等学校学習指導要領における健康に関する考え方

(1)「総則」

学校における体育・健康に関する指導は、学校の教育活動全体を通じて適切に行うものとする。特に、体力の向上及び心身の健康の保持増進に関する指導については、「体育」及び「保健」の時間はもとより、特別活動などにおいてもそれぞれの特質に応じて適切に行うよう努めることとする。また、それらの指導を通して、家庭や地域社会との連携を図りながら、日常生活において適切な体育・健康に関する活動の実践を促し、生涯を通じて健康・安全で活力ある生活を送るための基礎が培われるよう配慮しなければならない。

(2) 各教科等の目標

【公民】

広い視野に立って、現代の社会について主体的に考察させ、理解を深めさせるとともに、人間としての在り方生き方についての自覚を育て、民主的、平和的な国家・社会の有為な形成者として必要な公民としての資質を養う。

【理科】

自然に対する関心や探究心を高め、観察、実験などを行い、科学的に探究する能力と態度を育てるとともに自然の事物・現象についての理解を深め、科学的な自然観を育成する。

【保健体育】

心と体を一体としてとらえ、健康・安全や運動についての理解と運動の合理的な実践を通して、生涯にわたって計画的に運動に親しむ資質や能力を育てるとともに、健康の保持増進のための実践力の育成と体力の向上を図り、明るく豊かで活力ある生活を営む態度を育てる。

【家庭】

人間の健全な発達と生活の営みを総合的にとらえ、家族・家庭の意義、家族・家庭と社会とのかかわりについて理解させるとともに、生活に必要な知識と技術を習得させ、男女が協力して家庭や地域の生活を創造する能力と実践的な態度を育てる。

【情報】

情報及び情報技術を活用するための知識と技能の習得を通して、情報に関する科学的な見方や考え方を養うとともに、社会の中で情報及び情報技術が果たしている役割や影響を理解させ、情報化の進展に主体的に対応できる能力と態度を育てる。

【特別活動】

望ましい集団活動を通して、心身の調和のとれた発達と個性の伸長を図り、集団や社会の一員としてよりよい生活を築こうとする自主的、実践的な態度を育てるとともに、人間としての在り方生き方についての自覚を深め、自己を生かす能力を養う。

2 高等学校における性教育

高校生期は思春期後半にあたり、身体は成人に近づき、機能面も成熟する。

高等学校における性教育は、各教科・科目、特別活動、総合的な学習の時間及び生活指導等の教育活動全体を通して実施される。

学習指導要領に示されている教科の内容の中に、性にかかわる事項が含まれており、特に公民、理科(生物)、保健体育、家庭等の教科がこのことに深くかかわっているため、横断的な取扱いが必要である。また、ホームルーム活動、生徒会活動、学校行事等の特別活動においては学校の実態に応じ、生活指導、進路指導、保健指導及び相談活動等とも関連させながら、人間

関係（特に男女の人間関係）に関する指導の充実に取り組む必要がある。

一方、生活指導上の問題としての喫煙・飲酒や薬物乱用などを含め、自分の体を大切にせず他人に迷惑をかけなければ何をしてもいいと考える者もあり、一部には不純異性交遊や売買春行為等の逸脱行動（非行）や性感染症・妊娠等に直面する例も指摘されている。

こうしたことから、高校生は一人の人間としての社会的責任を有しているとともに、様々なリスクを背負っているということを自覚して行動しなければならない時期にある。

したがって、学校においては、単に性に関する様々な知識を学習するにとどまらず、より適切な意志決定と行動選択を行うことができる能力や態度を育成し、大人としての自覚を徐々に育て、人としての在り方・生き方を模索させながら、人格の完成を目指す性教育が行われることが期待される。

3 高校生期の発達段階の特徴と発達課題

(1) 身体面

発達段階の特徴

高校生期になると、身体面の発育・発達や性的成熟はほぼ成人に近づき、性衝動の発現も見られるが、発育の仕方や発達の程度は、男女や個人によって大きく異なる。

こうした中で、容姿や容貌、生殖器や乳房の形状や大きさ、発毛など自分の体の発育・発達に対する不安や悩みをもったり、劣等感から自己嫌悪に陥ったりする生徒もいる。また、社会からの性情報によって刺激を受け、性衝動のコントロールに悩むこともある。

発達課題

ア 自己の性的成熟について、科学的な理解を深め、自分の体に対する不安や悩みの解決や解消を図る。

イ 性衝動の高まりや社会の性情報による刺激等に対し、より適切な判断と行動がとれるよう、自己の性に対する認識と社会の一員としての自覚をより確かなものにしていく。

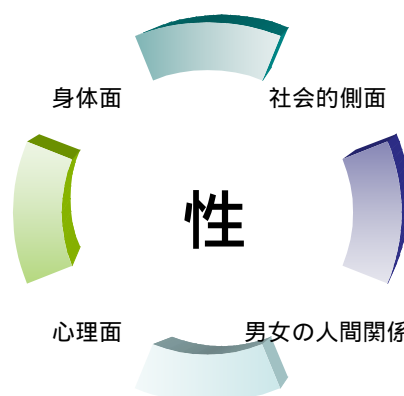
(2) 心理面

発達段階の特徴

高校生期になると、「自我の確立」が一層進み、自分自身の判断と責任で行動しようという傾向が強くなる。自分や異性に関することでも、成人の意識や行動を模倣することもある。

また、この時期は、異性に対する関心が高まるため、意識的に自己顕示しようとして、目立った服装や持ち物、過激な言動・行動などが見られることもある。それと同時に、自分が理想とする人への憧憬や、将来への展望などから、各自が自分なりの男性像や女性像を形成していくようになる。

さらに、性的な欲求の発現に伴って、様々な方法で性に関する情報を得ようとしたり、性的刺激を求めたりすることがある。



発達課題

ア 男女の生理的・心理的な違いを理解するとともに、各自が望ましい男性像や女性像をもてるようにする。

イ 男女ともに、性の違いによる望ましい役割を理解するとともに、人間としての在り方・生き方を重視した認識をもてるようにする。

(3) 男女の人間関係

発達段階の特徴

高校生期には活動範囲が広がり、人間関係においても、先輩・後輩や「遊び友達」「親しい友人」「心を許しあえる友人」など交遊の仕方が分化し、親や年長者も含め、成人との関係に憧れを抱くこともある。同時に、「異性の友人」を求めるようになる時期でもある。

異性の友人への感じ方では、「クラスメイトとして」「友人として」「好意をもつ」「憧れを抱く」「愛情を感じる」など個々に違いは見られ、高校生期の男女の関係は多様である。

発達課題

ア 異性に関する関心や性衝動が高まることから、この時期には愛情の問題を重視する必要がある。親子の愛、友人との人間愛、異性愛（恋愛・夫婦愛）、幼児や年少者への思いやり等について理解できるようにする。

イ 男女の性に関わる生理的・心理的な違いについて、正しい認識をもち、男女の人間関係には多くの過程があり、その過程が大切であるということを理解できるようにする。

ウ 自己の人生観や社会観の形成とも組み合わせて総合的に性に対する考え方と行動の仕方を確立させ、より適切な判断力や意志決定能力を養う。

(4) 社会的側面

発達段階の特徴

高校生期は、自己を模索しながら、人生観や社会観を形成し、その過程で、家庭、親子関係、結婚など自分の将来について考えたり、進路選択に際して、将来の職業生活を身近なこととして考えたりするようになる。

一方、性と人権、性犯罪や性の問題行動、人工妊娠中絶、性感染症、売買春行為、風俗産業、漫画・雑誌・ビデオ等の性情報、インターネットや携帯電話等によるアダルトサイトへの接近など、性に関わる社会事象から様々な影響を受けることもある。

発達課題

ア 社会的な風潮や友人などの影響を受けやすく、性に関する社会的事象に対する賢明な判断能力が十分身に付いていないので、性に対する自己確立が図られるよう、その基礎・基本となる考え方や生き方を学習する。

イ 性情報が氾濫しているため、高校生の道徳、価値観、性倫理観にも悪影響を与えている。したがって、誤った情報を識別し、望ましい道徳性・価値観、性倫理観を身に付けるようにする。

ウ 望まない妊娠や人工妊娠中絶の問題を含め、思春期に起こりうるリスクを直視させ、家族や社会の一員として、自己の確立、自律、自己責任について主体的に考える習慣を身に付けるようにしていく。

4 高等学校における性教育の内容

		入 学 年 次	そ の 次
生命に関する側面	生命の連続性 性の決定と遺伝	理科(生物): 生命の連続性 生殖と発生	
	生命の尊厳 生命倫理	公民(現代社会): 生命の尊重 自由と権利 (倫理): 人間の尊厳と生命への畏敬	
自己の性自認 身体的側面	性的な成熟と行動の変化	保健体育(保健): 生涯を通じる健康 思春期	
	妊娠、胎児の発育、出産	家庭(家庭総合): 子どもの発達と保育・福祉 保健体育(保健): 生涯を通じる健康 結婚生	
精神的側面	性欲と性行動 性の不安や悩みへの対処	保健体育(保健): 生涯を通じる健康 思春期	
	自尊感情 自己肯定感	全教育活動 特別活動(ホームルーム活動): 自己及び他者	
男女の人間関係	人間の性行動 人工妊娠中絶	保健体育(保健): 思春期と健康 家族計画の	
	性感染症・エイズの予防	保健体育(保健): 現代社会と健康 感染症と	
家庭や社会の一員として	家族計画 男女平等参画の推進	保健体育(保健): 思春期と健康 家庭(家庭基礎): 人の一生と家族・福祉 家庭(家庭総合): 人の一生と家族・家庭 家庭(生活技術): 人の一生と家族・福祉	
	社会における人間関係	公民(倫理): 青年期の課題と人間としての在 特別活動(ホームルーム活動): 個人及び社会	
	性犯罪や性の問題行動 性と人権・性情報への対処	保健体育(保健): 生涯を通じる健康 思春	

遺伝子と染色体（性染色体と性の決定）

責任・義務 人間の尊厳と平等
生命の価値や生と死

と健康

母体の健康管理の重要性と生命の尊さ
活と健康 受精、妊娠、出産とそれに伴う健康問題

と健康 現代社会と健康 欲求と適応規制 ストレスへの対処

の個性の理解と尊重

意義や人工妊娠中絶の心身への影響

とその予防（エイズ等）

男女の協力 家族の一員としての役割

男女の協力 家族の一員としての役割

男女の協力 家族の一員としての役割

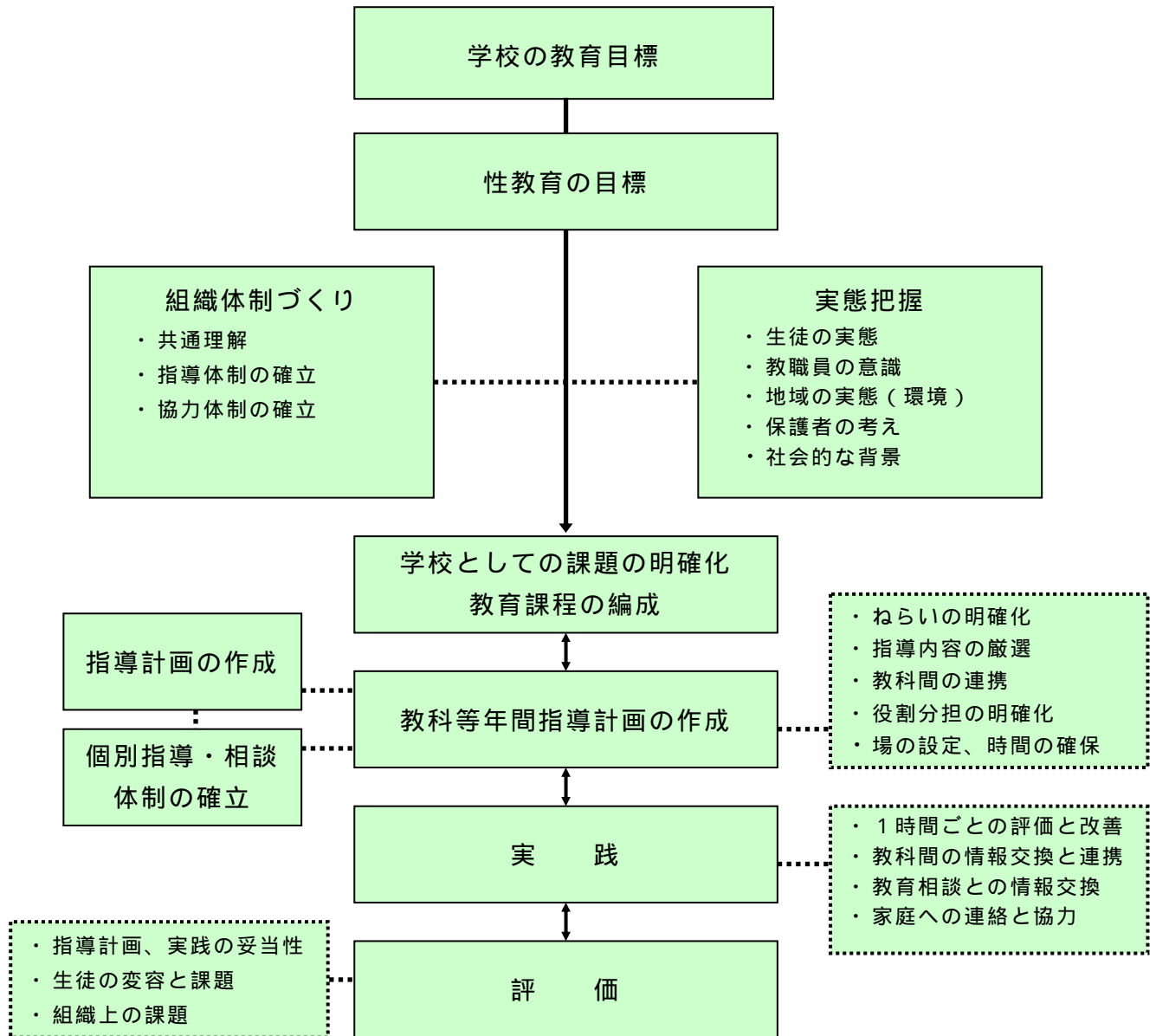
り方生き方 人間としての自覚 現代と倫理 現代の諸課題と倫理
の一員として

期と健康

5 実施に向けた手順

高等学校における性教育を具体化するためには、生徒の実態、教職員の課題意識や指導体制、保護者の考え方など、各学校の実態を的確に把握し、それに応じた手順を考え、ねらいを明確にして実施していく必要がある。

一般的な実施の手順として、次のように考えることができる。



学校としてどのような目標を定めるのかということ踏まえ、分掌として、教科として、そして学年として総合的な視点に立って教育課程を編成していく必要がある。

教科等を中心として実施する場合においても、実施する分掌、教科や学年が連携し、ねらいを明確にし、健康教育の一環として、継続的に取り組むことが必要である。

また、こうした全体指導とは別に、個別に対応しなければならない場合がある。個別指導についても学校における適切な対応が必要であるが、家庭を含めた関係機関との連携によって解決を図ることを視野に入れることも大切である。

6 高等学校におけるエイズ理解・予防に関する指導について

エイズの予防のための知識普及、予防治療等の研究助成及び国際的な情報交換を行い、国民の保健福祉の向上に寄与することを目的として昭和 62 年に設立された財団法人エイズ予防財団は、我が国のエイズを取巻く現在の状況を次のように示している。

エイズ問題は世の中の関心から消えてしまったような昨今ですが、この間にも HIV(エイズウイルス)は着々と広がり続け、全世界では流行が始まって以来 20 数年間に、世界総人口の 1% を超える 6,500 万人以上が感染し、現在 HIV に感染しながら生きている人が 4,200 万人と推定されており、被害はアフリカで最も著しくなっています。日本国内では、世界に比べれば桁違いに少ないのですが、毎年新たに HIV に感染する人や新たにエイズを発症する人の数は増え続けており、2001 年に新たに感染した人と発症した人は、合わせて 1000 人近く、過去最高になっています。

社会医学的な調査の成績を見ると、日本人の性行動は急速に変わってきており、性経験を持つ年齢が若年化し、不特定多数と性経験を持つ者もかなり見られ、性行動の内容も多様化してきています。エイズ流行の触媒となりうる性感染症も増えてきており、その中でもあまり症状のないクラミジア感染症などの増加が憂慮されています。(財団法人エイズ予防財団ホームページから引用)

平成 16 年 3 月現在で、世界のエイズ患者・HIV 感染者の総数は 4,600 万人とも推計されている。こうした世界的まん延の要因は、その国や地域が置かれている社会的要因、生物学的要因、経済的要因が複雑に関係しているといわれ、エイズ予防教育の実施とともに、国や地域を越えた医療支援・経済支援が行われている。

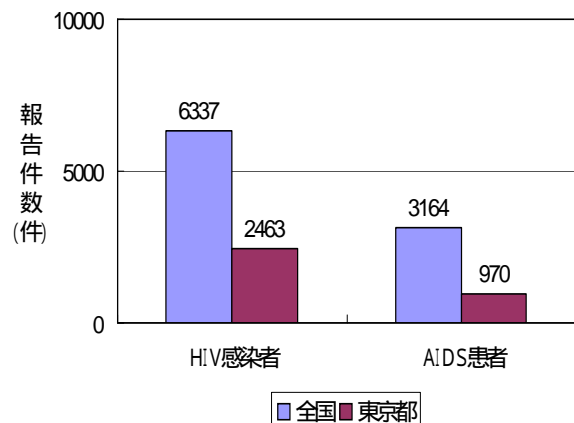
一方、我が国のエイズ患者数と HIV 感染者数は右のグラフのとおりである。これは、医療機関・保健衛生機関等の届出数に基づくものであり、実際の感染者数等は、潜在的に多数いると推測される。我が国においても今後急激に増加することが懸念され、国を挙げての課題となっている。

現実的には、若年層の患者数・感染者数は極めて少ない状況ではあるが、今後拡大する可能性を有しているため、医療機関からは、学校教育に対し、望まない妊娠の防止教育とともに性感染症予防教育の充実が期待されている。

学校における性教育は人格の完成を目指す人間教育の一環として、生命を尊重し人間関係を充実しつつ行うものである。しかし、若年層の性被害・加害、性感染症や人工妊娠中絶は、その後の人生を健康に生きていく上で、心身に多大な影響を与えるため、思春期後半では、医療的な予防指導や犯罪被害防止等についても、指導の充実が必要である。

したがって、高等学校においては、性教育の一環としてのエイズ理解・予防に関する指導を、学校や生徒の実態に応じて行っていく必要がある。

日本の HIV 感染者及び AIDS 患者報告件数(累計)
平成 16 年 9 月現在



(1) 行動変容のための ABC アプローチ

平成 13 年、国連エイズ特別総会は HIV 感染を予防する ABC アプローチを推奨し、平成 15 年世界人口白書においても、世界中の思春期の若者に対し同様の「行動変容のための ABC アプローチ」が改めて強調された。

この若者の行動変容のためのアプローチには HIV 感染を予防するための明確なメッセージが三つ盛り込まれている(右図)。この ABC の各メッセージは包括的かつバランスのとれた方法で提示されなければならないとしている。

世界人口白書 2003 (国連) 「10億の思春期の若者のために」	
行動変容のための「ABCアプローチ」	
A (abstain)	性行動を抑制すること 性体験を遅らせること
B (be faithful)	非感染の1人のパートナーに 誠実であること
C (condoms)	正しくコンドームを使用すること

(2) リスクを予防する教育

思春期には性衝動も高まり、不適切な行動をとったり、氾濫する性情報の中にあって刺激を受けたりすることもある。

精神的にも社会的にも未熟で責任の重さを感じずに、性行動に及ぶため、妊娠や性感染症のリスクを背負う事例も一部に指摘されている。

このため高校生期には、様々なリスクを背負わせないような予防的な教育を行う必要がある。内容は科目「保健」を中心に既に示されているものではあるが、学校や生徒の実態によっては、医療関係者や警察関係者との連携によって一層の強化を図ることが必要な場合も考えられる。

また、生徒によっては、予防教育から更に踏み込み、具体的に目前のリスクを回避させなければならない場合もある。性の問題行動を含めたこのような個別指導は、学校はもとより、保護者、医療関係、警察等の関係機関の働きかけによってよりよく解決を図っていくことを視野に入れなければならない。

(3) 関係機関の教育機能の分担と連携

学校における性教育は、人格の完成を目指す人間教育の一環として、発達段階と学習指導要領を踏まえて実施されるものである。しかし、性に関する知識や判断力等は学校教育のみで身に付くものではない。また、青少年の性に関する問題の原因を学校に求め、学校教育に多くを期待する傾向もあるが、学校にはおのずと限度と制約がある。

このため、家庭、地域、学校、職場、所属集団において、それぞれが教育機能を発揮して役割を果たすとともに、生徒の健全な育成のためには、関係諸機関がそれぞれ連携することも必要である。

高等学校における性教育の実践例

高等学校における性教育は、基本的に各教科・科目等を中心に指導が展開され、生徒個々の悩み、不安や問題等については個別相談等を通じて行われる。

また、学校や生徒の実態によっては

健康教育の一環

生活指導上の課題として取り組む場合

生活指導部や保健部などの分掌や学年によってホームルーム活動等の時間に関連する事項を取り上げ、計画的に実施する場合

健康相談活動との関連や地域保健・医療機関と連携した取組に発展する場合

学校保健計画に位置付ける場合

もある。

学校としての取組は様々であるが、教科担当者やホームルーム担任等は、教育活動全体の中で、性に関連する指導内容が、関連する各教科・科目に横断的に位置付けられていることを確認しておく必要がある。

また、外部講師を招へいするような場合には、学校のねらいを十分に説明した上で実施する必要がある。さらに、個別指導においては、十分に保護者と連携するとともに、生徒や家庭の個人情報を保護しなければならない。

一方、学校設定教科・科目や総合的な学習の時間において、健康に関する横断的・総合的な学習を展開する場合もあるため、健康相談活動やカウンセリングの状況なども踏まえ、学校や生徒の実態に応じた学習を計画することが大切である。いずれにしても、基礎編における「3 実施上の留意点」(25 ページ)等を踏まえることが必要である。

性教育についての実践は、教科指導、生活指導や相談活動を含め、様々な方法で展開されることから、本実践編では、教科やホームルーム活動での教育活動を中心に、性に関する指導事例を取り上げた。



1 「精神の健康」 保健体育（保健）

（１）単元名「精神の健康」

（２）単元のねらい

高校生期は、学業や進路選択、友人関係、親からの自立など、欲求不満や葛藤などで精神的に不安定になることも多い。このような状況の中で、精神の健康を増進するために、より適切な行動を選択・実践し、自己実現に向け努力することが重要であることを理解させる。

（３）主な学習内容

大脳と精神機能、欲求、適応機制について
人間の精神と身体は密接に関連することについて
ストレスの対処法について
自己実現の欲求について

（４）評価

精神の健康の増進に関して積極的に仲間と意見交換したり、解決の方法を導き出したりすることに意欲的に取り組もうとしている。

学習したことを自分の日常生活に当てはめ、適切な行動を選択できる。

人間の欲求と適応機制には様々な種類があること、精神の健康を増進するにはストレスに対する適切な対処の仕方や自己実現への努力が重要であることについて理解している。

（５）配慮事項

大脳の機能、神経系及び内分泌系の機能については、必要に応じて扱う程度とする。

心身の相関には、主として自律神経系及び内分泌系の多くの器官がかかわっていることにも触れる。

ストレスの対処法にはいろいろな方法があることを取り上げる。

自己実現は、自己の欲求や価値観に基づき具体的に目標を掲げ、他者の価値観も尊重しつつ現実を踏まえながら行動し、その結果を自己評価する過程を繰り返すことによって成り立つこと、また、このことにより達成感や生きがい生まれ、自分らしさの形成や個性が培われて精神の健康が増進されることについて触れるようにする。

（６）単元計画例

時間	学習内容	学習項目
1 本時	欲求と適応機制	・ 欲求の種類とその発達 ・ 性的欲求との向き合い方 ・ 欲求不満と適応機制 ・ 合理的機制と耐性
2	心身の相関	・ 精神と身体とのかかわり ・ 心身相関の仕組み ・ 心身症
3	ストレスへの対処	・ ストレスとは何か ・ ストレスに対する様々な対処方法 ・ ストレスの原因
4	自己実現	・ 自己実現とは何か ・ 自己実現の過程 ・ 自己実現と精神の健康のかかわり

「欲求と人間らしさ」 保健体育（保健）

（１）主題設定の理由

身体的・生理的発達が完成に近づいた高校生期においては、男女ともに異性への関心が高まり、性的欲求も強く現れるようになる。しかし、安易な性行動が自分や相手の健康に悪影響を及ぼし人生を大きく変えてしまうこともある。

人間は欲求をコントロールすることのできる動物であることを理解させるとともに、性的欲求を取り上げ、異性を尊重して良好な人間関係を築こうとする態度を育成する。

（２）指導のねらい

- ・ 欲求と適応機種の種類について学習し、耐性について理解させる。
- ・ 欲求をコントロールする方法を理解させ、性的欲求による性衝動を統制し、異性を尊重してよりよく生きようとする行動を選択する態度を育成する。

（３）学習内容

- ・ 大脳辺縁系と大脳新皮質との相関関係について
- ・ 欲求と適応機種の種類について
- ・ 性的欲求とそのコントロールや良好な人間関係について

（４）学習方法

補助資料（プリント）を用いて学習する。その中で、グループでの意見交換を実施し、欲求との向き合い方について考えを深める。

（５）評価の観点

- ・ 欲求をコントロールすることについて、調べたり仲間と協力したりして意見交換しようとしている。（関心・意欲・態度）
- ・ 欲求をコントロールするための適切な方法について、自分の経験や仲間との意見交換をもとに、課題の解決方法を考えたり、日常生活に当てはめたりして、選択すべき行動を判断している。（思考・判断）
- ・ 欲求と適応機種には様々な種類があること、精神と身体には密接な関連があること、欲求をコントロールし、良好な人間関係を築くことの重要性について理解している。（知識・理解）

（６）配慮事項

- ・ 適応機種は一時の精神の安定を図るものであり、合理的機種や耐性などを働かせよりよく生きるための行動選択を考えさせる。
- ・ グループでの意見交換では、選択した行動について「よりよく生きるための行動選択とは」という観点で自分の意見を発表させる。

(7) 展開例

	学習内容・活動	指導上の留意点	評価
導入 5分	人間は欲求が起こったときどのような行動をとるか考える。	<ul style="list-style-type: none"> 人間と他の動物との欲求に対する行動を比較し、相違点があることに気付かせ、なぜそうなるのかを考えさせる。 	
展開 35分	<p>大脳辺縁系と大脳新皮質とのかかわりについて理解する。</p> <p>欲求の種類とその発達について知る。</p> <p>欲求不満と適応機制について理解する。</p> <p>性的欲求との向き合い方についてグループで意見交換をする。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 人間には大脳辺縁系の働きに基づく生理的欲求を大脳新皮質の働きによって上手にコントロールしていくことが重要であることを理解させる。 欲求の階層性を理解させる。 適応機制する自分を客観的に見つめ、良好な人間関係を築くことの大切さを理解させる。 グループで意見をまとめることが目的ではなく、意見交換を通し、異性を尊重し人間関係を良好に保つためにはどのような行動を選択すべきかを考えさせる。 	<p>[関心・意欲・態度]</p> <p>異性を尊重しよりよく生きるための性的欲求への対処法について、自分の意見や調べたことをもとに、自分の意見を発表しようとしている。</p> <p>[思考・判断]</p> <p>異性を尊重し良好な人間関係を築くための行動について、日常生活を振り返り、適切な行動を判断している。</p>
整理 10分	自分のこととして、合理的機制と耐性を働かせ行動選択していくことの重要性を認識する。	<ul style="list-style-type: none"> 欲求に対して合理的機制や耐性を働かせて対処し、適切に行動選択することを理解させ、自分のこととして考えさせる。 	<p>[知識・理解]</p> <p>欲求への適切な対処法について具体例を挙げている。</p>

2 「感染症とその予防」 保健体育（保健）

（１）単元名「感染症とその予防」

（２）単元のねらい

我が国の死亡原因の推移によれば、結核・肺炎などの感染症による死亡は減少し、生活習慣病が上位を占めてきている。しかし、新興感染症や再興感染症の発生など感染症の危険が少なくなったわけではない。さらに、性感染症については、全体の性感染症患者報告数は微増であるにもかかわらず、20才未満の患者数は、平成14年には平成7年の2.5倍へと増加傾向を示している。

また、HIV感染者数も、平成6年から増加傾向を示し、新たな感染症への対策が求められている。こうした現状を踏まえ、免疫機能について理解を深めるとともに、感染源・感染経路・感受性者への対応について学び、感染症から身を守り生涯にわたる健康を保持増進することのできる基礎を育成する。

（３）主な学習内容

感染症の現状及び感染源・感染経路・感受性者に対する対策について
性感染症の種類と感染予防について
エイズとその予防について

（４）評価

HIV感染者及びエイズ患者に対する人権について理解し、偏見や差別を払拭しようとする。

感染症及び性感染症について正しく理解し、ヘルスプロモーションの考え方を生かした感染症予防の理解を進めるとともに、適切な意志決定に基づく行動選択ができる。

エイズについて正しい知識を身に付け、その予防法について理解する。

（５）配慮事項

性感染症の指導に当たっては、感染症予防全体を踏まえて取扱う。

HIV感染者及びエイズ患者に対する偏見や差別を助長することのないように留意する。

（６）単元計画例

時間	学習内容	学習項目
1 本時	感染症とその予防	・ 疾病傾向の変化 ・ 新興感染症 ・ 性感染症の種類、感染経路と防止対策 ・ 現在の感染症 ・ 感染の防止対策 ・ 再興感染症
2 本時	エイズとその予防	・ 免疫機能と抵抗力 ・ HIVの感染経路 ・ 性感染症とエイズ ・ HIV感染者やエイズ患者への偏見や差別の払拭 ・ 日和見感染 ・ エイズの発症と治療法 ・ エイズとその予防

「感染症とその予防」 保健体育（保健）

（１）主題設定の理由

疾病傾向の変化に伴い、生活習慣病が日本人の死亡原因の上位を占めるようになるとともに腸管出血性大腸菌感染症（O157）、C型肝炎、エボラ出血熱の発生やインフルエンザの猛威、また、結核・マラリアの流行や性感染症の増加などが懸念されている。

このような現状に対処するため、それぞれの病気について理解して予防対策を学び、感染症から身を守る適切な意志決定と行動選択を行うことが必要であると考え、本主題を設定した。

（２）指導のねらい

- ・ 生活の変化と疾病傾向の関連を認識しようとする。
- ・ 感染症の特徴と、その感染源・感染経路・感受性者に対する対策を個人や社会で行うことによって感染症を予防していくことを理解させる。
- ・ 性感染症を予防するためには、自らの意志決定と行動選択が大切であることを理解させる。

（３）学習内容

- ・ 主な感染症と感染経路について
- ・ 感染症の予防方法について
- ・ 性感染症の種類と感染経路及び感染予防について

（４）学習方法

統計資料や医療機関等からの情報については、インターネット等からの情報も活用する。

（５）評価の観点

- ・ 感染症の実態や傾向に関心をもち調べようとしている。（関心・意欲・態度）
- ・ 性感染症について理解し、より適切に意志決定や行動選択することができる。（思考・判断）
- ・ 感染経路や感染防止対策について十分に理解している。（知識・理解）

（６）配慮事項

- ・ 各自の性に対する考えや経験の差が考えられるので、授業内容や情報提供に十分な配慮が必要である。
- ・ 性感染症やエイズについて、偏見や差別を抱かないよう授業内容や発言・発問、資料等に配慮する。

参考

性感染症は、下記のいずれにも略される。

STI . . . Sexually Transmitted Infections

STD . . . Sexually Transmitted Diseases

(7) 展開例

	学習内容・活動	指導上の留意点	評価
導入 10分	<p>感染症の現状について考える。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 疾病傾向の変化を知る。 ・ 感染症の特徴を知る。 ・ 感染経路を考える。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 最近の報道記事を手がかりに感染症の動向について考えさせる。 ・ 疾病傾向はどのように変化してきたか、その理由について整理する。 ・ 感受性者対策の予防接種に触れる。 	<p>[関心・意欲・態度]</p> <p>感染症の特徴と感染経路について資料をもとに、仲間と意見交換したり、発表したりしようとしている。</p>
展開 30分	<p>近年新たに脅威となっている感染症を知る。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 新興感染症の発生 ・ 再興感染症の発生 <p>感染症の中でも、若年層の若者に増加傾向が見られる性感染症について知る。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 性感染症の種類 ・ 性器クラミジア感染症 ・ 性感染症の増加 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 生活環境の向上に伴い、公衆衛生・環境整備等が整い、感染症が減少したにもかかわらず、再度感染症が現れる理由を各自の生活から考えられるようにする。 ・ 性感染症について恐怖感をあおらないように配慮しながら、正しい知識を学習させる。 ・ 性器クラミジア感染症が増加していることを理解させる。 ・ 性感染症の予防方法について、性的接触を避けること、コンドームの利用が有効であることを理解させる。 ・ 各自の行動変容がなければ、現状は変化しないことを理解できるようにする。 	<p>[知識・理解]</p> <p>感染症増加の理由について具体例を挙げている。</p> <p>[思考・判断]</p> <p>感染症の予防について、日常の生活に当てはめて、選択すべき行動を判断している。</p>
整理 10分	<p>感染症の予防及び性感染症についてまとめ、適切な意志決定と行動選択を学ぶ。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 感染症の予防に必要な知識・理解を深め、各自の生活に生かすことができるようにする。 	

「エイズの予防」 保健体育（保健）

（１）主題設定の理由

エイズは、HIV 感染により発症することが判明したものの、完全に治ゆさせることができない性感染症である。現在では多剤併用療法により、長期にわたる延命が可能になっているものの、合併症等により死に至ることもある。また、HIV に感染すると精神的な負担や、社会的に偏見や差別を受けることも少なくない。

このような状況の中であって、若者の感染者が増加傾向にある。感染経路が、性的接触、血液感染及び母子感染等であることから、一人一人が適切な意志決定や行動選択を行うことにより、感染の拡大は抑えられる。そのためにも高校生期を有効な教育機会としてとらえ、エイズに対する正しい知識を学習し、偏見や差別をなくし、より適切な意志決定や行動選択ができるようにすることが必要である。

（２）指導のねらい

- ・ HIV 感染及びエイズに対する正しい知識を身に付けさせる。
- ・ 免疫機能と HIV の感染経路を理解し正しい行動選択ができるようにさせる。
- ・ HIV 感染者及びエイズ患者について理解し、偏見や差別を払拭させる。

（３）学習内容

- ・ 免疫機能と HIV 感染による免疫不全の状態と日和見感染について
- ・ HIV 感染の増加とその予防法について
- ・ HIV 感染者及びエイズ患者の人権、偏見と差別のない社会について

（４）学習方法

一斉授業を基本とし、必要に応じて様々な情報や統計資料を活用する。

（５）評価の観点

- ・ HIV 感染者に対する偏見や差別を払拭しようとしている。（関心・意欲・態度）
- ・ 危険を回避するため適切な意志決定と行動選択について、選択すべき行動を判断している。（思考・判断）
- ・ 性感染症としてエイズをとらえ、感染経路や予防方法について正しく理解している。（知識・理解）

（６）配慮事項

- ・ エイズを、単に怖い疾病として扱うのではなく、正しい知識を理解できるようにする。
- ・ 個人の人権に十分配慮し、一面的な価値観の押し付けや誤解を生じないように配慮する。

(7) 展開例

	学習内容・活動	指導上の留意点	評価
導入 5分	<p>HIV 感染の現状を知り、免疫機能について理解する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 若年の HIV 感染者の増加について考える。 ・ 免疫機能と HIV 感染について理解する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ エイズサーベイランス委員会等の報告により現在の HIV 感染者の状況及び推移を理解させる。 ・ HIV 感染者の増加原因について理解させる。 ・ 免疫機能、HIV 感染経路と日和見感染について理解させる。 	
展開 40分	<p>HIV の感染経路は限られており、感染経路を絶つことが可能であることを知る。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 性的接触 ・ 血液感染 ・ 母子感染 <p>HIV 感染の検査機関について知る。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 保健所でできる検査 ・ 医療機関でできる検査 <p>検査で HIV の感染が分かる時期について知る。</p> <p>HIV 感染を予防する方法を感染経路から推測する。</p> <p>HIV 感染者及びエイズ患者の人権について学ぶ。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ HIV の感染経路とその予防について理解させる。 ・ 性的接触による感染について防止方法を理解させる。 ・ 母子感染を防ぐ方法として専門の医療機関への相談が必要であることを理解させる。 ・ HIV 感染が疑われる場合の検査について理解させる。 ・ エイズの治療法による延命と、費用及び精神的負担について理解させる。 ・ HIV の予防方法について感染経路を絶つことが可能であり、その方法は各自の意志と行動によることを理解させる。 ・ HIV 感染者やエイズ患者に対する偏見や差別があることを理解させ、正しいエイズに対する知識・理解からその払拭に努めるようにする。 	<p>[知識・理解] HIV の感染経路を絶つ方法について具体例を挙げている。</p> <p>[思考・判断] 正確な知識に基づいた意志決定と行動選択について、自分の経験や仲間との意見交換を基に、日常生活に当てはめて選択すべき行動を判断している。</p> <p>[関心・意欲・態度] HIV 感染者やエイズ患者に対する偏見や差別について仲間と意見交換したり、発表したりしようとしている。</p>
整理 5分	<p>HIV 感染及び予防法についてまとめ、自分の身を守るのは自らの意志と行動であることを理解する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ エイズに関する正確な知識を身に付け、差別のない社会の実現を目指す。 	

3 「思春期と健康」 保健体育（保健）

(1) 単元名「思春期と健康」

(2) 単元のねらい

高校生期は、形態面ではほぼ大人の体に近づくが、性機能の発達面には個人差がある。精神面では失敗を恐れずに挑戦する時期でもある。自らの性に対する認識を深め、思春期に起こりがちなリスクを避けることが重要であることを理解させる。高校生の時期は、異性への関心が高まっていく時期でもある。性に関する正しい知識を身に付け、それに基づいた意志決定・行動選択が重要であることを理解させる。

(3) 主な学習内容

思春期の体と健康について

思春期の心と健康について

心身の変化や思春期の意識と行動について

(4) 評価

高校生期の体や心の変化と個人差について、統計資料や自分の経験などから意欲的に学習しようとしている。

性に関する適切な態度や行動選択を自分の日常生活に当てはめて考えている。

性情報の入手とその是非を判断する正しい知識が必要であることを理解している。

(5) 配慮事項

思春期の体の発育・発達には個人差があることに留意する。

精神と身体には関係があり、特に思春期には心が不安定になりやすいことを踏まえる。

高校生は、見通しをもって行動し、自分の行動に責任をもつことの大切さに触れるようにする。

(6) 単元計画例

時間	学習内容	学習項目
1	思春期の心身の変化と健康	・ 思春期の変化 ・ 生殖器の成熟 ・ 自我の確立 ・ 他人と自分との比較 ・ 適切な意思決定と行動
2 本時	思春期の意識と行動	・ 思春期の性意識 ・ 性情報の選択とトラブルの回避 ・ 性にかかわる意志決定と行動選択

「思春期の意識と行動」 保健体育（保健）

（１）主題設定の理由

思春期後半にあたる高校生期は、性への関心や欲求が高まるとともに異性への関心が高まる時期でもある。この時期に、性に関する正しい知識を身に付け、それに基づいた適切な意志決定や責任ある行動選択のための能力や態度を身に付けることが重要である。

誤った行動は、性感染症への感染や望まない妊娠を生じる可能性があり、犯罪などに巻き込まれることも考えられる。自分本位で衝動にかられた性行動は絶対にしてはならない認識を確かにさせるため本主題を設定した。

（２）指導のねらい

- ・ 性意識や性的欲求には男女や個人により違いがあることを理解し、異性を尊重する態度を身に付けさせる。
- ・ 性情報の入手とその是非を判断する正しい知識が必要なことを理解し、自分の意志と正しい判断で行動することができるようにする。

（３）学習内容

- ・ 性的欲求について
- ・ 性情報への対処について

（４）学習方法

- ・ 生徒の身近なものの中から、性に関わる内容のものを取り上げ、生徒自身の現実問題として学習を進める。説明にとどまらず、統計資料や社会問題化した最近の社会事象等を利用して考え認識を深めさせる。
- ・ 自他の性に対する認識を深め、男女の関係においては異性を尊重する態度が必要であることを理解する。

（５）評価の観点

- ・ 男女や個人により違いがあることについて関心をもって学習しようとしている。（関心・意欲・態度）
- ・ 性に関する情報の中から正しい情報を選択するとともに、様々な情報を興味関心から安易に扱わないようにする。（思考・判断）
- ・ 性を自分だけの問題としてとらえるのではなく、相手の健康や人生についても考えることが大切であることを認識している。（知識・理解）

（６）配慮事項

- ・ 異性に対する意識や態度などの心理面の違いを理解できるようにする。
- ・ 男女や個人により違いがあることを踏まえて授業を行う。
- ・ 自分と他人を比較することから不安や悩みをかかえている生徒に対しては、ホームルーム担任、養護教諭、保健体育科教諭、保護者等及び医療機関・相談機関に相談する方法があることも理解させる。

(7) 展開例

	学習内容・活動	指導上の留意点	評価
導入 10分	男女の違いとは 思春期になると、なぜ異性への興味・関心が芽生えるのかを考える。	<ul style="list-style-type: none"> 自らの成長と生活を振り返らせながら異性について考えさせる。 数人の生徒に聞き、結果を簡潔に板書する。 	[関心・意欲・態度] 自己の異性への興味のもちかたを考え、男女の違いについて仲間と意見交換したり、発表したりしようとしている。
展開 30分	<p>性的欲求には男女や個人により違いがあることを知る。</p> <p>異性の心や体を理解するとともに、相手の人格や立場、考え方などを尊重した人間関係を築くことが大切であることを理解する。</p> <p>性情報による影響について考える。</p> <p>性にかかわる意志決定・行動選択を適切に行っていくことが大切であることを理解する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 異性と親しくしたいという欲求は、男女に違いがないが、性的欲求には男女や個人により違いがあることを理解させる。 相手が望まない行動をしたり、自分の感情を押し付けたりすることは相手の人権を無視した行為であり、互いの理解と尊重の上に男女間の行動は成立していることについて考えさせる。 身のまわりの性情報の中には興味本位の情報が多いために気付かせる。 	<p>[知識・理解] 相手の立場を理解し、尊重することの大切さについて具体例を挙げている。</p> <p>[思考・判断] 性情報の影響について資料などをもとに、課題を見付けている。</p>
整理 10分	様々な情報に対する判断力を身に付け、より健康的に生活するためには、どのような行動選択が必要かを考える。	<ul style="list-style-type: none"> 誤った性行動は、性感染症や望まない妊娠、性的犯罪などに関係することがある。 思春期及び高校生期を健康に生活する上では、どのようなことが大切であるのかを考えさせる。 	

4 「結婚生活と健康」 保健体育（保健）

（１）単元名「結婚生活と健康」

（２）単元のねらい

結婚生活について、心身の発達や本人・家族の保健の立場から理解する。

また、家族計画の意義や方法について理解するとともに、受精・妊娠・出産の一連の過程を学習し、胎児や母親の心身の健康問題、疾病の予防や健康について理解する。

（３）主な学習内容

結婚・家庭生活と健康について

妊娠・出産と健康について

家族計画について

（４）評価

家族との関係を通して、家庭の機能について学習しようとしている。

結婚について様々な観点から考えている。家族計画の中で望まない妊娠を避けるためには、どのような行動の選択が必要となるのか考えている。

受精から新生児誕生までの間の経過について理解している。

妊娠から出産に至る母子の健康について理解している。

（５）配慮事項

健康な結婚生活について、保健の立場から理解できるようにする。

家族計画の意義や人工妊娠中絶の心身への影響について触れる。

適切な意志決定や良好な人間関係を築くことが健康な結婚生活の基盤となることにも触れるようにする。

生殖に関わる機能については、必要に応じ関連付けて扱う程度とする。

（６）単元計画例

時間	学習内容	学習項目
1	結婚・家庭生活と健康	<ul style="list-style-type: none">・ 法律的な条件・ 経済面の自立・ 精神面での発達・ 性機能の成熟
2 本時	妊娠・出産と健康	<ul style="list-style-type: none">・ 人の誕生・ 受精・妊娠・出産・ 妊娠・出産期の健康のために
3	家族計画	<ul style="list-style-type: none">・ 家族計画の意義・ 避妊法とその選択・ 人工妊娠中絶

「妊娠・出産と健康」 保健体育（保健）

（１）主題設定の理由

妊娠・出産は、新しい命が母親の体内で育ち、誕生するという崇高な出来事である。母子が健康に過ごすために、配慮すべきことは多い。また、生命誕生の厳粛さや感動を大切に扱い、今後のよりよい健康的な生活と生き方を導くために本主題を設定した。

（２）指導のねらい

- ・ 受精してから出産までの間、胎児の環境は母体である。そのため、妊娠中の母体の健康管理の重要性を理解させる。
- ・ 妊娠中や出産後の母親の健康には、本人が心身の状態や生活への配慮をすると同時に、まわりの人々からの配慮も必要であることに気付かせる。

（３）学習内容

- ・ 受精の仕組みについて
- ・ 妊娠から新生児誕生までの経過について
- ・ 妊娠・出産期の健康について

（４）学習方法

- ・ 妊娠から出産までの健康的な生活が、現在の自分につながっていることを実感できるよう工夫する。
- ・ 妊娠から出産までの過程における健康の保持については、視聴覚教材等を利用して、全体像を理解できるようにする。

（５）評価の観点

- ・ 受精、妊娠、出産の経過の学習を通して、生命誕生の厳粛さを理解しようとしている。（関心・意欲・態度）
- ・ 妊娠・出産期の母子の健康に対する配慮について、自らの日常生活と関連付けて選択すべき行動を判断している。（思考・判断）
- ・ 妊娠・出産期の健康には家族や周囲の人々の理解と協力が必要であることを理解する。（知識・理解）

（６）配慮事項

- ・ 生命誕生の過程は複雑な部分が多いため、個々の事象を詳細に取り上げ過ぎることなくまとめて取り扱うとともに、適切な視聴覚教材を活用するなどして全体像が理解できるように授業を進める。

(7) 展開例

	学習内容・活動	指導上の留意点	評価の観点
導入 10分	<p>胎児の成長</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 生まれたときの身長と体重はどのくらいだったのだろうかと考える。 ・ 受精卵が母親の体内で成長することを理解する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 事前に、生命の誕生について調べさせる。 ・ 生徒が答えた内容を簡潔に板書する。 	<p>[関心・意欲・態度]</p> <p>自分の出生時の体重や身長についての興味をもち、どれくらい成長するかについて資料を集めたり、調べたことを記録したりしようとしている。</p>
展開 30分	<p>妊娠の成立について正しく理解する。胎児の環境としての母体を理解する。</p> <p>出産までの経過について理解する。胎盤やへその緒の機能についても触れながら、母子の健康管理の必要性を理解する。</p> <p>医療機関等も含め、妊娠中の母体の健康管理について理解する。</p> <p>妊婦に対する配慮について理解する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 受精卵は必ずしも着床するとは限らず、着床しても育たない場合もあることを理解させ、生命の尊厳と母体の健康について考えさせる。 ・ 胎盤やへその緒の働きについても、資料を活用しながら理解できるように配慮する。 ・ 胎児の各器官は妊娠初期に形成されるため、早い段階で妊娠に気付き、胎児に悪影響を及ぼさないよう生活・行動や健康に注意することを理解させる。 ・ 高校生としても、身近にいる妊産婦への配慮が必要であることを補足する。 	<p>[知識・理解]</p> <p>妊娠中の健康管理の仕方について具体例を挙げている。</p> <p>[思考・判断]</p> <p>妊婦に対する配慮について、日常生活に当てはめて、選択すべき行動を判断している。</p>
整理 10分	<p>新生児誕生までの経過を振り返り、感想文にまとめる。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 今後の自分の生き方や行動の仕方を考えさせる。 ・ 結婚生活には健康が必要であり、男女がともに健康的な生活を営むことの重要性を理解させる。 	

5 「生殖と発生」 理科（生物）

(1) 単元名「生殖と発生」

(2) 単元のねらい

個体の寿命には限りがあるが、生物は生殖によって子孫をつくり、種を維持している。生殖の方法、配偶子の形成、受精の仕組みについて理解させる。

生殖の学習を通して、生命の尊厳や男女の性分化の理解を深める。

(3) 主な学習内容

無性生殖と有性生殖について

減数分裂と配偶子について

動物の卵や精子の特徴と受精の仕組みについて

被子植物の配偶子の形成と受精の仕組みについて

(4) 評価

生殖、減数分裂、動物の生殖、植物の生殖について関心をもっている。

それらを相互に関連付けて考察し、理解している。

(5) 配慮事項

身近な生物の生殖について、実際に観察させることを通して、生殖に対する関心や探究心を高め、理解を深めるように配慮する。

授業の実施時期に合わせて、多くの教材を確保できるようにする。直接観察することが難しいものについては、VTRなどを利用し、理解しやすくする。

生殖の方法はきわめて多様で複雑であるが、羅列的な扱いは避ける。生活環については学習指導要領の改訂により削除されたので扱わない。

(6) 単元計画例

時間	学習内容	学習項目
1	さまざまな生殖 生物には自己と同種の個体をつくる生殖という働きがある。生殖方法は多様だが、無性生殖と有性生殖に大別されることを理解する。	<ul style="list-style-type: none"> ・無性生殖 ・有性生殖 ・雄と雌
2	減数分裂 配偶子（卵・精子）などの生殖細胞は、細胞内の染色体数が半減する減数分裂によって形成されることを理解する。	<ul style="list-style-type: none"> ・減数分裂の過程 ・核相
3 本時	動物の生殖 精子と卵の形成過程と受精のしくみを理解する。	<ul style="list-style-type: none"> ・精子の形成 ・卵の形成 ・体外受精と体内受精
4	種子植物の生殖と発生 種子植物の配偶子の形成過程と重複受精を理解する。	<ul style="list-style-type: none"> ・配偶子の形成 ・重複受精

「動物の生殖」 理科（生物）

(1) 主題設定の理由

多くの動物は有性生殖だけで増える。動物の配偶子の形成や受精の仕組み、そしてヒトの配偶子の形成や受精の仕組みを学習することを通して、生命の尊厳や男女の性分化の理解を深めるために、本主題を設定した。

(2) 指導のねらい

- ・ 配偶子（卵・精子）の形成の過程を理解し、その違いを理解させる。
- ・ ヒトの配偶子形成の過程を理解し、受精の過程について理解させる。

(3) 主な学習内容

- ・ 卵と精子の形成の過程について
- ・ ヒトの配偶子形成の過程について
- ・ 受精の仕組みについて
- ・ 体外受精と体内受精について

(4) 学習方法

- ・ 一斉授業による。図・写真・VTR等を活用して、生徒の理解が深まるように配慮する。

(5) 評価の観点

- ・ 配偶子の形成と受精の過程について理解しようとしている。（関心・意欲・態度）
- ・ 卵と精子の形成過程の違いや受精の過程等を論理的に考察している。（思考・判断）
- ・ 卵と精子の形成過程の違い、動物の受精の過程に関心をもち、相互に関連付けて考察し理解している。（知識・理解）

(6) 配慮事項

- ・ 写真等を活用して理解を深め、生命を尊重する態度を育成するよう工夫する。

(7) 展開例

	学習内容・活動	指導上の留意点	評価
導入 5分	前時の復習 本時の内容の概観	・ 減数分裂の要点について復習する。	
展開 40分	精子の形成 卵の形成について理解する。 ウニの受精の仕組みを学習する。 体内受精と体外受精の違いを理解する。	<ul style="list-style-type: none"> ・ 卵と精子の形成の過程 減数分裂により1個の一次精母細胞から4個の精子を生じ、1個の一次卵母細胞から卵細胞1個と小型の極体3個を生じる過程をわかりやすく図示して、比較させる。 ・ 受精の仕組み ウニでは放卵と放精は連鎖的に起き、放出された精子は海水中をべん毛で泳いで卵に到達する。 ・ 体外受精と体内受精 水中生活の動物では体外に放精・放卵して水中で受精する。陸上生活の動物は雌の体内に直接精子を送り込んで受精が行われる。これらの受精方法の違いを比較させる。 	<p>[関心・意欲・態度] 配偶子の形成と受精の過程について理解しようとしている。</p> <p>[思考・判断] 卵と精子の形成過程の違いや受精の過程等を論理的に考察している。</p> <p>[知識・理解] 卵と精子の形成過程の違い、動物の受精の過程について相互に関連付けて考察し理解している。</p>
整理 5分	本時のまとめ 次回の予告	・ 動物の生殖には様々な形態があることを振り返り、次回には種子植物の生殖について学習することを予告する。	

6 「遺伝子と染色体」 理科（生物）

（１）単元名「遺伝子と染色体」

（２）単元のねらい

遺伝子は染色体に存在すること、性染色体の組合せにより性の決定が行われること、遺伝子の本体は DNA（デオキシリボ核酸）であることについて関心を持ち、相互に関連付けて考察し、理解する。

（３）主な学習内容

遺伝子は染色体上に存在し、一定の順序で配列していることについて
 多くの生物では性染色体の組合せによって性が決定することについて
 性染色体上にある遺伝子は性によって形質の現れ方が異なることについて
 遺伝子の本体は DNA であることについて

（４）評価

遺伝子と染色体、性と遺伝、DNA 等について関心を持ち、相互に関連付けて考察し、理解している。

（５）配慮事項

DNA の構造は、2 本の相補的な鎖状の二重らせん構造をしており、それらは四つの構成要素からなり、この構成要素の並び方によって遺伝子の性質が決められることを模式的に示す程度にとどめる。

ヒトの細胞（口腔粘膜上皮細胞など）から DNA を抽出して実験する場合には、抽出した DNA の取扱いには十分に留意する。

（６）単元計画例

時間	学習内容	学習項目
1	連鎖と組換え 遺伝子は細胞内の染色体に存在することを理解する。	・連鎖 ・遺伝子と染色体 ・組換え
2 ・ 3	染色体地図 染色体上に遺伝子が配列されていることを理解する。	・染色体地図 ・だ腺染色体 ・13対のだ腺染色体の観察
4 本時	性と遺伝（１） 多くの動物では、雌雄によって性染色体の構成が異なり、両親から伝わる性染色体の組合せによって受精時に遺伝的な性が決定することを理解する。	・性染色体 ・性の決定のしくみ
5	性と遺伝（２） 雌雄によって形質の現れ方の異なる遺伝があることを理解する。	・伴性遺伝
6	遺伝子の本体 遺伝子の本体は DNA であること、またこのことが明らかにされた歴史的経緯を理解する。	・遺伝物質 DNA

「性と遺伝」(生物)

(1) 主題設定の理由

多くの動物には雌雄があり、雌雄の比率はおよそ1:1になっている。性染色体がある動物では雌雄によってその構成が異なり、配偶子から伝わる性染色体の組合せによって受精の瞬間に遺伝的な性が決定されるという仕組みを理解させるために本主題を設定した。

(2) 指導のねらい

性染色体と性の決定の仕組みについて理解させる。

(3) 学習内容

性染色体・遺伝的な性の決定の仕組みについて

(4) 学習方法

板書等では分かりやすく図に整理しながら理解を深める。映像や写真を活用して関心を高め、相互に関連付けて考察させるようにする。

(5) 評価の観点

- ・ 性染色体に関する事象について意欲的に探究しようとしている。(関心・意欲・態度)
- ・ 遺伝的性の決定を性染色体の構成と関連付けて考察している。(思考・判断)
- ・ 雌雄による性染色体の構成の違いや遺伝的な性の決定の仕組みについて理解している。

(知識・理解)

(6) 配慮事項

性染色体の異常等の取扱いに十分に留意する。

(7) 展開例

	学習内容・活動	指導上の留意点	評価
導入 5分	前時の復習 本時の内容の概観	・ 遺伝子は染色体に存在することを確認させる。	
展開 40分	性染色体の組合わせにより性分化が起こることを理解する。 性の決定の仕組みについて理解する。	・ 染色体の対のうち、多くの動物では1対は雌雄によって異なる。ヒトやキイロショウジョウバエは雄がXY、雌がXXとなっている。(XY型)動物種によってX0型、ZW型、Z0型などの組合せもある。XY型を中心に、雌雄各々の体細胞と配偶子の染色体構成を理解させる。 ・ 配偶子形成の際、性染色体の対の一方が入る。受精の際、性染色体は精子と卵からそれぞれ染色体が伝わり再び対になり、遺伝的な性が決定することを理解させる。 ・ 分かりやすく図示しながら説明し、基本的に性比は1:1となることを理解させる。	[関心・意欲・態度] 性染色体に関する事象について意欲的に探究しようとしている。 [思考・判断] 遺伝的性の決定を性染色体の構成と関連付けて考察している。 [知識・理解] 雌雄による性染色体の構成の違い、性の決定の仕組みについて理解している。
整理 5分	本時のまとめ 次回の予告	・ 性染色体によって性が決定することを理解させ、次に伴性遺伝について学習することにつなげる。	

7 「他者と共に生きる自己の生き方」 公民（倫理）

(1) 単元名 「他者と共に生きる自己の生き方」

(2) 単元のねらい

自己の生き方を探究すれば、他者とのかかわりにおいて生きる大切さに気付き、そこから具体的に友人との関係、男女相互の理解を含めた他者とのかかわり、社会とのかかわりをどのようにすすめていけばよいか問題となる。ここでは男女相互の理解を中心に、他者と共感することができ、共生を大切にして生きることの大切さを考えさせる。

(3) 主な学習内容

アイデンティティの確立について

異性との交際と心の動きについて

愛・友情・恋愛について

(4) 評価

アイデンティティを確立することの大切さを理解している。

異性との交際における心の動きと男女の違いについて理解し、自分の人間関係について振り返る。

恋愛を単に男女の特異な関係にとらえるのではなく、他者との共感や他者への思いやりを含んだものとしてとらえようとしている。

(5) 配慮事項

男女相互の関係を特異なものとしてとらえるのではなく、広く人間関係の一つとしてとらえることが必要である。

男女の心理的な動きについての学習は、興味本位のものとして扱うのではなく、自分の心の動きと比較して、自己の心を理解する手掛かりとすべきものである。また、男女の性への欲求の違いについても理解を深めさせ、互いを思いやる気持ちが大切なことを考えさせる。

恋愛の根底には、友情や先哲の説いた愛の要素が必要であることを理解させる。

(6) 単元計画例

時間	学習内容	学習項目
1	アイデンティティの確立	<ul style="list-style-type: none"> ・ アイデンティティ（自己同一性）の形成 ・ アイデンティティの種類 ・ アイデンティティ形成の意義
2	異性との交際と心の動き	<ul style="list-style-type: none"> ・ 異性へのあこがれ ・ 異性の求めるものの違い ・ 異性にひかれる ・ 不安と葛藤（恋愛の心理）
3 本時	愛・友情・恋愛	<ul style="list-style-type: none"> ・ 人と人との結びつき ・ 恋と恋愛 ・ 宗教における愛の概念

「愛・友情・恋愛」 公民（倫理）

（１）主題設定の理由

前時までの学習を受け、本時では単に性的な関係のみに限定した関係ではなく、恋愛を広く人間と人間の関係としてとらえ、友情や先哲の説いた愛の要素が必要であることを考えさせるため本主題を設定した。

（２）指導のねらい

- ・ 望ましい人間関係の在り方について考えそこから男女相互の関係について考えさせる。
- ・ 恋愛を広く人間関係の一環としてとらえ、対等な人間同士の関係である友情や利他的行為である愛や慈悲との接点を探りながら、青年期にある生徒がイメージする恋愛について、そのあるべき姿を考えさせる。

（３）学習内容

- ・ 人間と人間の結びつきについて
- ・ 先哲の説く愛について
- ・ 恋愛に必要なものについて

（４）学習方法

- ・ 人と物質の違い、人間と人間の結びつきや愛に関しては、先哲の思想を手掛かりに考える。
- ・ 恋愛を広く人間関係から考えた場合、何が不可欠の要素かということについて生徒に主体的に考えさせる。
- ・ まとめとして、恋愛についての考え方を文章で書かせる。

（５）評価の観点

- ・ 男女の関係を広い人間関係の中で捉えようとしている。（関心・意欲・態度）
- ・ 人間と人間との結びつきにおいて大切なものについて考えている。（思考・判断）
- ・ 恋愛について自分の生き方と関係させて考えることができる。（知識・理解）

（６）配慮事項

- ・ 先哲の言葉にはプリントを用意するなどし、また、説明はその主張の趣旨を理解させるにとどめるようにして、先哲の考え自体に深入りしない。
- ・ できるだけ生徒に問い掛けして、生徒が自分の恋愛のイメージと重ね合わせながら考えられるようにすすめる。

(7) 展開例

	学習内容・活動	指導上の留意点	評価
導入 10分	<p>恋愛とはどのようなものかを考える。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 恋愛は恋と愛からなることを確認する。 ・ 恋愛と友情の異同について考える。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 恋愛をどう考えるか生徒に発問する。 ・ 「恋愛」の字を「恋」と「愛」に分けて考えさせる。 ・ 心理学的には恋愛以前に友情を経験することが必要だとされていることに触れる。 	<p>[関心・意欲・態度]</p> <p>恋愛について積極的に考えようとしている。</p>
展開 35分	<p>人と人の結びつきについて考える。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 人と物質の違いについて考える。 ・ 人と人との結びつきの特徴を考える。 ・ 人間はそれ自身が絶対的価値をもつことを理解する。 ・ 人の関係は単に利用し利用される関係ではないことに気付く。 <p>「恋」と「愛」の違いについて考える。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 恋には自己中心的なものがあることに気付く。 ・ 恋愛は「恋」の要素と「愛」の要素をもつことを考える。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 生徒に問い掛けるとともに、先哲の考えを紹介しながら進める。 ・ カントの言葉「すべてのモノは価格をもつか尊厳をもつかである」をもとに考えさせる。 ・ 人間は人格（それ自身価値をもつもの）であり、人間関係の特徴について生徒に問い掛け、考えさせる。 ・ 友情の成立 ・ 恋愛と友情は人間同士の結びつきとして共通の基盤にあることについて触れる。 ・ 人間の身体には快楽や享楽を志向する傾向があり、快楽や享楽は自己中心的なものを含むことを理解させる。 ・ キリスト教の黄金律「自分を愛するようにあなたの隣人を愛せ」と仏教の慈悲「他人の苦しみを取り除き他人に楽しみを与える」を紹介しながら、真の愛は利他的であることを理解させる。 ・ 「恋」と「愛」をもとにして、「恋愛」について生徒に問い掛け、恋と愛は両立しないように見えるが、両立するための在り方を考えさせる。 	<p>[知識・理解]</p> <p>人と物質の違いについて理解している。</p> <p>[思考・判断]</p> <p>人と物質の違いを身近な具体例をあげて考えている。</p> <p>[知識・理解]</p> <p>恋と愛の違いについて先哲の考えを参考にしながら自分なりに理解している。</p> <p>[思考・判断]</p> <p>恋と愛両方の要素をもつ恋愛について積極的に考えている。</p>
整理 5分	<p>自分の考える「恋愛」についてまとめる。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 自分の考える恋愛について文章にまとめさせるとともに、友情等の人間関係や男女の人間関係の在り方について振り返らせる。 	<p>[関心・意欲・態度]</p> <p>恋愛について自分なりの恋愛観をまとめようとしている。</p>

8 「人の一生と生涯発達」 家庭（家庭総合）

(1) 単元名 「人の一生と生涯発達」

(2) 単元のねらい

生涯発達の視点で各ライフステージの特徴と課題について理解させ、青年期の課題である自立や男女の平等と相互の協力などについて認識させる。

(3) 主な学習内容

生涯発達と各ライフステージの特徴について
青年期の課題について

(4) 評価

ライフステージの特徴や課題を把握し、特に、青年期の課題である自立や男女の平等と相互の協力などについて理解している。

人の価値観・生活観は多様であり、生き方も様々であることを世代や文化の違いを越えて理解し、自分と異なる考え方を尊重しようとしている。

自分自身の生き方を見つめ直し、これからの人生に展望をもって、自ら考え行動しようとしている。

(5) 配慮事項

多様な生き方があることに触れ、それぞれの考え方を尊重するように配慮し、画一的な指導とならないようにする。

青年期の課題では男女の相互の協力について認識させることを中心におき、固定的な性別役割分担意識を払拭し、自立した男女がともに築く家庭への展望をもたせるようにする。

全体を通して、コミュニケーション能力を高めるような学習内容・方法とする。

(6) 単元計画例

時間	学 習 内 容	学 習 項 目
1	自分自身と人生 人の一生と生涯発達	<ul style="list-style-type: none"> ・自分の生活をみつめる。 ・社会の変化と個人の生活 ・ライフサイクルとは
2 ・ 3 本時	ライフステージと発達課題 青年期の課題	<ul style="list-style-type: none"> ・様々な生き方 ・人生とライフイベント ・家族と社会とのかかわり ・意思決定と生活課題の解決 ・自分らしい生き方
4	男女の平等と相互の協力	<ul style="list-style-type: none"> ・男女がともに担う家庭生活 ・自立に向けて ・青年期の過ごし方

「自立する、家庭を築く」 家庭（家庭総合）

（１）主題設定の理由

私たちが社会の中で調和して生活していくためには、個人を確立し、社会的な責任を自覚しなくてはならない。家庭は個人が生活する場でもあり、他者とのかかわりのある基礎的な社会でもある。高校生である今、社会人として、また、これから新たに家庭を築く者として家族や社会とのかかわりについてよく考え、自分自身が生活の様々な場面で意思決定をしていくための能力を育成することが重要であると考え、この主題を設定した。

（２）指導のねらい

- ・ 現在及び将来の様々な課題に対し、適切な意思決定ができるようにさせる。
- ・ 今後の家庭を取り巻く環境の変化に対応し、様々な状況に対応できる問題解決能力を身に付けさせる。

（３）学習内容

- ・ 様々な家族の形態や多様な価値観について
- ・ ライフステージとライフイベントについて
- ・ 家族、家庭と自分とのかかわりについて
- ・ 生活課題の解決について
- ・ 意思決定について

（４）学習方法

- ・ グループワーク
- ・ブレインストーミング、ワークシートの活用
- ・ イラスト、漫画等の資料の活用

（５）評価の観点

- ・ 人の一生を生涯発達の視点でとらえ、ライフステージごとの課題と青年期の生き方とともに、積極的に家族や家庭とのかかわりを考えようとしている。（関心・意欲・態度）
- ・ 男女平等と相互の協力から、各自が担う家庭での役割と自立について考えを深め、各自の生活課題に対し、適切な意思決定をしようとしている。（思考・判断）
- ・ 多様な生き方を認め、自分自身の生き方を含めた家族や家庭についての意見交換している。また、しっかりとした価値観・生活観に基づいた生き方を見出し、実現しようとしている。（技能・表現）
- ・ 家族・家庭の意義、家族と社会とのかかわりを理解し、充実した人生を送るためには、将来設計が重要であることを理解しているか。（知識・理解）

（６）配慮事項

- ・ グループワークにおいては、各自が自分の考えを述べられるよう、机間指導をしながら助言を行う。

(7) 展開例 (50分授業の2時間連続)

	学習内容・活動	指導上の留意点	評価
導入 10分	<p>いろいろな家族の在り方</p> <ul style="list-style-type: none"> イラストを見てそれぞれの家族関係のイメージをつくり、発表する。 	<ul style="list-style-type: none"> 自分とは異なる立場や考え方生き方があることを認識させる。 生徒の発想を尊重し、イラストについて、過度の説明をしない。 	<p>[関心・意欲・態度]</p> <p>多様な価値観を認識し、家族や様々な人間関係に興味をもとうとしている。</p>
展開 70分	<p>ライフイベントの予測</p> <ul style="list-style-type: none"> ライフステージごとに考えられる課題とライフイベントを各自でワークシートに記入する。 <p>すごろく作り</p> <ul style="list-style-type: none"> ライフイベントをグループごとに話し合い、「人生すごろく」を作る。 <p>人生すごろく</p> <ul style="list-style-type: none"> 各グループで作成したすごろくを実際に試す。 	<ul style="list-style-type: none"> 自分の将来に考えられるライフイベントを中心にあげさせ、それぞれに多様な選択肢を考えさせる。 自分では避けたい困難なイベントも同時に考えさせる。 模造紙等を用い、多くの分かれ道があるすごろくの形にまとめさせる。 話し合いの中での発言や、すごろくの表記など、人権にかかわる内容に配慮する。 それぞれの場面で実際にはどのような意思決定をするか考えさせる。 	<p>[思考・判断]</p> <p>各ライフステージの特徴や課題を想定し、ライフイベントを考えている。</p> <p>[技能・表現]</p> <p>グループの中で積極的に話し合っている。</p>
整理 20分	<p>各ライフステージにおける課題のまとめ</p> <ul style="list-style-type: none"> すごろくで考えたライフイベントから、ライフステージごとの特徴と課題をまとめる。 <p>意思決定のための準備</p> <ul style="list-style-type: none"> すごろくで遭遇した場面ごとに、自分に対するアドバイスを考える。 <p>感想、自己評価</p>	<ul style="list-style-type: none"> ライフステージごとに様々な選択肢があることを理解させる。 人生では、予測できない出来事に対し、柔軟に対応する必要性があることを気付かせる。 意思決定のステップをまとめ適切な意思決定のためには、様々な情報の収集や自己の確立した価値観が重要であることを理解させる。 自分らしいライフスタイルや、家族と生活にかかわる価値観の形成に関心をもたせる。 	<p>[知識・理解]</p> <p>ライフステージごとの課題を整理し、理解している。</p> <p>[関心・意欲・態度]</p> <p>これからの人生において、よりよい意思決定をしようとしている。</p>

9 「生涯発達と家族」 家庭（家庭基礎）

(1) 単元名「生涯発達と家族」

(2) 単元のねらい

生涯発達の視点で各ライフステージの特徴と課題について理解させ、青年期の課題を踏まえ、男女が協力して家庭を築くことの意義と家族や家庭生活の在り方について考える。

(3) 主な学習内容

生涯発達と各ライフステージの特徴について

家庭の機能と家族関係について

生活時間、生活設計について

(4) 評価

各ライフステージの特徴と課題を理解し、それぞれの生活課題を意識した生活設計ができる。

自分らしい生き方の選択のために、しっかりとした価値観を築くことや、将来への目標をもって生活することが大切であることを理解している。

自立や男女の平等と相互の協力などについて具体的に考え、日常生活の中で行動しようとしている。

現代の家族の特徴と家庭の機能や意義について理解している。

(5) 配慮事項

多様な生き方があることに触れ、それぞれの考え方を尊重する。

生徒の家庭状況に配慮し、将来の自分の生き方として考えるよう指導する。

(6) 単元計画例

時間	学 習 内 容	学 習 項 目
1	人の一生と発達課題 青年期の課題	・ライフステージごとの発達課題 ・家族のライフステージと生活課題
2 ・ 3 本時	男女の平等と相互の協力 家庭の機能と家族 家庭生活の充実	・様々な生き方 ・青年期の過ごし方 ・異性とのつきあい ・パートナーとの出会い ・家族との暮らし ・家庭の意義と家族関係 ・男女がともに担う家庭生活
4	生活設計	・生活設計を考える ・高校生活の設計

「子どもを産む・子どもを育てる」 家庭（家庭基礎）

（１）主題設定の理由

ライフスタイルに対する価値観が多様化している。どのような場合においても、子どもを産み育てていくためには男女の相互の協力が必要である。協力のためには相互の理解が必要であり、そのためには会話をはじめとしたコミュニケーションが重要となる。

これからパートナーを見付け、家庭を築いていく生徒たちに対し、よりよい生活を営むために必要なコミュニケーション能力を高めることが大切であると考え、この主題を設定した。

（２）指導のねらい

- ・ 家族や家庭生活の在り方を考えるとき、男女が共同で責任を担うことがその基盤にあることを認識させる。
- ・ 他者を認め尊重し合う人間関係を築かせるために、グループワークを通して多様な生き方や考え方があることに気付かせる。

（３）学習内容

- ・ パートナーとの人間関係やコミュニケーションについて
- ・ 乳幼児の生活や育児の意義について

（４）学習方法

- ・ グループワークを中心とした一斉授業
- ・ ブレインストーミング
- ・ シナリオ作成
- ・ ロールプレイング
- ・ 視聴覚教材の活用

（５）評価の観点

- ・ 自分の将来に関心をもち、よりよい人生の創造のために、高校生活の中で自立する力をつけようとしている。将来の家庭生活の在り方について考え、展望をもって生きようとしている。（関心・意欲・態度）
- ・ 家庭生活を充実させるために、男女が互いに自立することや、責任を共同で担うという認識を深めようとしている。子どもを生み育てることの社会的意義や子育てを通して得られるものについて考えようとしている。（思考・判断）
- ・ 家庭の機能についての基礎知識をもち、様々な生き方があることを理解している。（知識・理解）
- ・ ライフステージそれぞれの生活課題を意識して、生活設計をしようとしている。（関心・意欲・態度）

（６）配慮事項

- ・ 特定の相手や、現在の状況を想定するのではなく、将来のパートナーとの人間関係について考えることを確認する。

(7) 展開例 (50分授業の2時間連続)

	学習内容・活動	指導上の留意点	評価
導入 15分	<p>乳幼児の様子を観察</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ いろいろな動物や人間の乳幼児の写真を見る。 ・ 乳幼児の不思議を知る ・ 乳幼児に関する簡単なクイズに答える。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 動物と人間の共通点や相違点を考えさせる。 ・ 胎児や乳幼児の能力など、生徒が興味をもつような内容を出題する。 ・ 正解かどうかには重きを置かない。 	<p>[関心・意欲・態度]</p> <p>乳幼児に対して興味・関心をもとうとしている。</p> <p>乳幼児が育つ環境に目を向けようとしている。</p>
展開 70分	<p>パートナーを見つける</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 子どもができ、育てていくための条件を各自で考え、発表する。 <p>理想のパートナーとは</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 男女が互いに認め合うとともに、相手の期待や望みを受け止めることが大切であることを考える。 ・ 自分が理想のパートナーとなるための条件をグループで話し合っ考える。 <p>パートナーとの人間関係</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 子どもの「1歳の誕生日」を想定させ、パートナーとの会話を考える。 ・ 完成したシナリオをロールプレイングで発表する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ブレインストーミングの手法を用いて条件をあげさせる。 ・ 本時のテーマである「パートナーとの人間関係」から外れないようにする。 ・ 回答内容について、評価は行わない。 ・ 特定の相手に対する希望ではなく、一般的な相手像として考えるように助言する。 ・ グループワークが円滑に進むように、机間指導により、指導・助言を行う。 ・ シナリオ作成及び発表においては、人権に十分に配慮する。 ・ グループごとに発表させ、全体の共有化を図る。 	<p>[技能・表現]</p> <p>限られた時間の中で、多くの条件を出し合うことができる。</p> <p>[思考・判断]</p> <p>様々な条件を自分で考え、他の人の意見を聞いてグループでまとめている。</p> <p>[関心・意欲・態度]</p> <p>条件に合ったシナリオを作り、会話を考えようとしている。</p>
整理 15分	<p>乳幼児の生活</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 1日の生活をビデオを見てまとめる。 <p>子育ての環境</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 子どもを産み育てるためには、家庭の中でどのようなことが必要であるかを考え、まとめる。 <p>感想、自己評価</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 乳幼児の1日の活動と両親のかかわりが理解できるような教材を用意する。 ・ 男女が相互に協力して、家族の一員としての役割を果たし、家庭を築くことの重要性に気付かせる。 ・ 将来の家庭生活を充実させるためには、現在からしっかりとした価値観を確立し、自立することが必要であることを認識させる。 	<p>[知識・理解]</p> <p>乳幼時の発達段階と生活の様子を理解し、まとめている。</p> <p>[思考・判断]</p> <p>互いの立場を尊重し、協力し合うことの大切さに気付いている。</p>

10 「男女相互の理解と協力」 特別活動（ホームルーム活動）

「男女相互の理解と協力」 特別活動（ホームルーム活動）

（1）題材設定の理由

「男女相互の理解と協力」については、男女相互理解、男女相互協力、男女平等、人間尊重、異性交友等について考えさせることが中心であるが、各教科・科目との関連を図ることも大切である。

さらに、人生を通じて、男女がお互いを尊重しながら生きて行くことの重要性を認識させることを目的として、本主題を設定した。

（2）指導のねらい

高校生期の生徒は、身体的にほぼ成熟し、男女それぞれの性的な特徴が明確になってくる。それにつれて異性への関心も高まり、異性との交際を望むようになり、意識する異性の対象がかなり特定される傾向が見られる。そこで、男女がお互いを人生のパートナーとして意識し、将来、家庭や社会における男女相互の望ましい人間関係について考えさせる。

（3）学習内容

男女相互の理解を深めさせるとともに、人間として互いに協力し尊重し合う態度を養う。男女の身体面、精神面の理解や男女間のマナーについて理解させる。

家庭や社会における男女相互の望ましい人間関係の在り方や、男女平等参画社会などについて幅広く考えさせる。

（4）学習方法

- ・ 新聞やテレビ等の報道資料を題材にして、話し合い活動を行う。
- ・ アンケートやインタビューを行い、その結果を題材にして話し合う。
- ・ 人生の在り方生き方について考えさせる。

（5）評価の観点

- ・ 望ましい人間関係の在り方についての自覚と責任をもち、学校生活や社会の中で積極的に自己を生かそうとしている。（関心・意欲・態度）
- ・ 男女平等参画社会について考え、自他の尊重に基づく健全な生活態度や責任ある生き方について考え判断している。（思考・判断）
- ・ 人生をより良く生きるために、パートナーを尊重し、大切に続けることの重要性を知り行動の仕方を理解している。（知識・理解）

（6）配慮事項

- ・ 人間は一個の人格をもった存在であり、年齢を問わず、自らの意志で行動することが大切であることを理解させ、興味本位の生活や衝動的な行動の抑制へと発展させる。
- ・ 青少年の性意識の変化、性に関するモラルの低下などの問題点の改善を図る。

(7) 展開例

	学習内容・活動	指導上の留意点	評価
導入 5分	人間の性を、発達段階ごとに考える。 一生を通じた性について考える。	<ul style="list-style-type: none"> ・ 乳幼児期の性と高校生期の性の違いについて考えさせる。 ・ 自分の将来や老後を思い描いて、より良く生きることについて考えさせる。 	
展開 35分	<p>最近の社会事象（例えば人生を振り返るような話）を用いて話し合い活動を行う。</p> <p>相手との関係をどのように構築するか考える。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 社会事象に対する意見を述べ合い、生徒の率直な意見を集約する。 ・ 男女が、互いに協力しながら生きていくことが重要であることを認識させる。 	<p>[関心・意欲・態度] 自分の意見を積極的に発表するなど話し合い活動に進んで参加している。</p> <p>[知識・理解] 男女の身体的、心理的な違いを正しく理解し物事を正しい目でとらえようとしている。</p>
まとめ 10分	人生を通して男と女の役割を考える。	<ul style="list-style-type: none"> ・ 男女平等の精神を理解させる。 	<p>[思考・判断] 男らしさ、女らしさを認め、男女平等の精神を尊重することが大切であると認識し、互いに協力しようと努めている。</p>

11 「性の逸脱行動を考える」 特別活動（ホームルーム活動）

「性の逸脱行動を考える」 特別活動（ホームルーム活動）

（1）題材設定の理由

「心身の健康と健全な生活態度や習慣の確立」のためには、自己の心身の健康状態や生活態度についての理解と関心を深めさせることが重要である。

高校生の飲酒・喫煙等は、身体に悪影響を及ぼす。また、性の逸脱行動、薬物乱用等の非行は、体だけでなく精神に及ぼす影響は大きい。これらの問題行動から、性非行（いわゆる援助交際）を本時の主題として取り上げた。

（2）指導のねらい

性に対する正しい理解を基盤に、身体的な成熟に伴う性的な発達に対応し、適切な行動がとれるように指導・援助を行うことが大切である。

特に、いわゆる援助交際とは犯罪（売春行為）であることを理解させ、人間としての価値や生きる意味、自尊感情を高めさせる。

（3）学習内容

平成15年版「青少年白書」によると、性の逸脱行為・被害で補導・保護された少年は平成14年に4,615人で、前年に比べて261人（6.0%）増加した。また、動機では「遊ぶ金が欲しくて」がもっとも多く、全体では41.2%であった。

このような客観的状況と性の逸脱行動について学習する。

（4）学習方法

現在までの統計資料や、最近の社会事象を用いて、現状を認識させる。さらに、それらの資料を用いて、ディスカッション等を行い、生徒の考えを引き出し、深く考察させる。

（5）評価の観点

- ・ 人間としての生き方についての自覚と責任をもち、心身の健康の保持増進に努め、学校生活や社会の中で積極的に自己を生かそうとしている。（関心・意欲・態度）
- ・ 自己の課題を見出し、よりよい解決の方法について考え、自他の尊重に基づく健全な生活態度や責任ある生き方について考え判断している。（思考・判断）
- ・ 個人及び社会の一員として必要とされる資質や能力、健全な生活を送ることの大切さを知り、実践方法などを理解している。（知識・理解）

（6）配慮事項

- ・ 社会で生きていく上で、加害者にも被害者にもならないことを中心に授業を展開する。
- ・ 行動の規制や基準を理解させるだけでなく、人間の愛情や男女交際の在り方を考えることを通し、生徒の心理的な安定を図るよう指導する。
- ・ ホームルーム活動で取り上げることができない個人的な悩みや不安は個別指導、相談活動を通して解決を図る。

(7) 展開例

時間	学習内容・活動	指導上の留意点	評価
導入 5分	<p>「青少年白書」「犯罪白書」「警察白書」の統計資料を学習する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 統計数字を読ませて、青少年の行動の現状について理解させる。 	
展開 35分	<p>統計資料を見ながらグループで話し合いを行う。</p> <p>グループごとに話し合いの結果を発表し、グループで討議する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 性の逸脱行動・被害で補導された少年の統計資料を用いて、話し合い活動を行った結果を発表させて、話し合いを更に深めさせる。 	<p>[関心・意欲・態度] 他人の意見をしっかりと聞き、メモをとるなど積極的に話し合いに参加している。</p> <p>[思考・判断] 統計上の数字を見て、現状を理解し、いわゆる援助交際が、人間の生き方の問題と深く関わっていることについて考え、健全な生活態度や生き方について適切に判断している。</p>
まとめ 10分	<p>討議結果を見て、生徒の意見を集約するとともに様々な意見を振り返りながら自らの考えを深める。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 自分さえよければいい、他人に迷惑をかけなければいい、という次元の問題ではないことを理解させる。 	<p>[知識・理解] 金銭や欲求に任せてはいけないことや自他を尊重して健全な生活を送ることの大切さを理解している。</p>

12 性に関する健康相談と対応

性教育における個別指導には、集団の指導では十分でない点について深化・補充する指導、性に関する悩みがある生徒を対象とした予防的な指導と早期発見、性の問題行動等を行った生徒や被害生徒に対する治療的な指導などがある。

ここでは、特に保健室において養護教諭が中心となって行う性に関する健康相談事例を通して、その対応の在り方の例を取り上げる。

1 養護教諭の新たな役割と養護教諭の行う健康相談活動のプロセスについて

近年の心の健康問題等の深刻化に伴い、学校におけるカウンセリング等の機能の充実が求められるようになってきている。この中で、養護教諭は、児童生徒の身体的不調の背景に、いじめなどの心の健康問題がかかわっていること等のサインにいち早く気付くことのできる立場にあり、養護教諭のヘルスカウンセリング（健康相談活動）が一層重要な役割を持ってきている。養護教諭の行うヘルスカウンセリングは、養護教諭の職務の特質や保健室の機能を十分に生かし、児童生徒の様々な訴えに対して、常に心的な要因や背景を念頭に置いて、心身の観察、問題の背景の分析、解決のための支援、関係者との連携など、心や体の両面への対応を行う健康相談活動である。

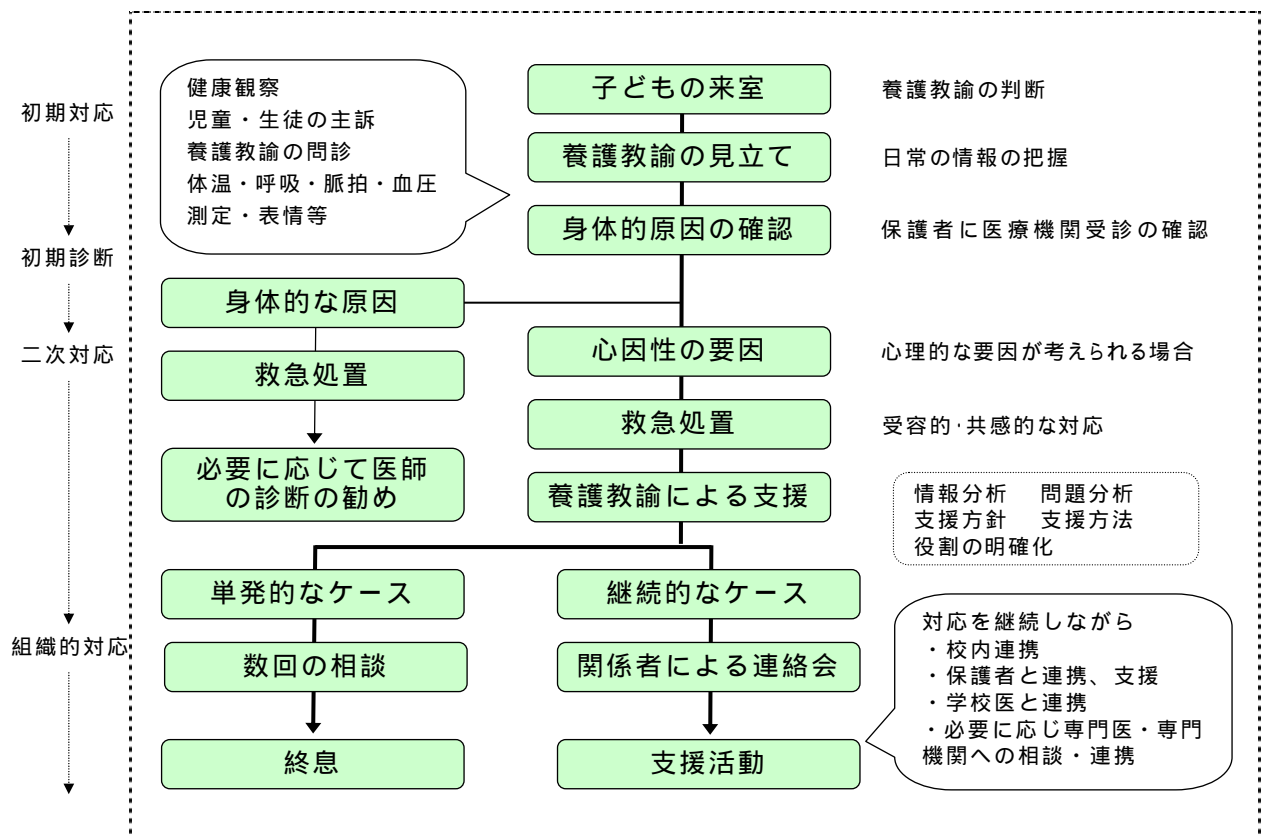
これらの心の健康問題等への対応については、「心身の健康に問題を持つ児童生徒の個別の指導」及び「健康な児童生徒の健康増進」という観点からの対応が必要であるが、過去においては必ずしもこれらの問題が顕在化していなかったことから、これらの職務を実施できる資質を十分に念頭に置いた養成及び研修は行われていなかった。

もとより心の健康問題等への対応は、養護教諭のみではなく、生徒指導の観点から教諭も担当するものであるが、養護教諭については、健康に関する現代的課題など近年の問題状況の変化に伴い、健康診断、保健指導、救急処置などの従来職務に加えて、専門性と保健室の機能を最大限に生かして、心の健康問題にも対応した健康の保持増進を実践できる資質の向上を図る必要がある。

出典 保健体育審議会答申「生涯にわたる心身の健康の保持増進のための今後の健康に関する教育及びスポーツの振興の在り方について」（平成9年9月22日）

健康相談活動は教育活動の一環であり、養護教諭は専門的な立場から保健室の機能を生かし一人で抱え込むことなく、校内の関係者と連携を密接にして児童・生徒を支援していく必要がある。

以下は、養護教諭が行う健康相談活動のプロセスの例である。



(出典：平成12年3月東京都教育委員会「保健室相談活動の手引」)

2 個別相談例と対応

(1) 相手に求められるままに行動してしまう例

相談の概要

A子はB男と付き合っているが、B男と会うと帰りがいつも遅くなっていた。親にはもっと早く帰宅するように言われているので、毎回帰りが遅いのはまずいと思っている。しかしB男には、「もっと一緒にいたい」「まだ早いじゃないか」等と言われる。A子はB男のことが好きなので、B男の望みにこたえたいし、断ると自分の気持ちを疑われたり嫌われたりするのではないかと不安になってしまい、結局いつもB男の言うとおりにしてしまう。

主な指導内容

- ・ 相手との適切な関係のもち方について
- ・ 適切な意志決定、行動選択について

主な留意点

- ・ 相手の欲求をかなえるだけでなく、自分の意見や気持ちを伝えて、お互いを理解し尊重する、思いやりのある関係を築くことが大切なことに気付かせる。
- ・ 自分の不快な気持ちや不適切だと思っている行動に気付かせ、適切な意志決定や行動選択ができるように援助する。

(2) 性行動への抵抗感や危機感が低い生徒の例

相談の概要

C子は約1か月前からD男と付き合い始め、最近は親密さが増し、性的関係をもつようになった。先日、親に体に残る痕を見られてひどく怒られたが、キスや抱擁も含め性的関係を特別なことではないと感じている。また、相手がD男だけならば性感染症の心配もないし、妊娠しなければ問題ないと思っている。多くの高校生が経験しているのに、親がなぜそんなに怒るのかよくわからないと言う。

主な指導内容

- ・ 妊娠や性感染症の正確な知識について
- ・ 高校生が性行動することのリスクについて
- ・ 自尊感情の向上

主な留意点

- ・ 望まない妊娠や性感染症の感染などが、自分にも起こりうることとしてとらえさせる。
- ・ 高校生にとって必要な行動を理解させ、自分の行動に慎重にさせる。
- ・ 子どもの幸せを願って心配している親の愛情に気付かせ、自分のことを大切にす気持ちをもたせさせる。

(3) 出会い系サイトに関する危機感が低い生徒の例

相談の概要

E子は出会い系サイトで知り合ったF男とメールの交換をしている。F男は年上の社会人ということだが、職業や住所など詳しいことはよくわからない。しかし、E子は自分の悩みを親身になって聞き、相談に乗ってくれるF男に対し、かなり好感をもっている。F男から今度会って遊ぼうと誘われたので、もっと相手のことを知り、親しくなるチャンスだと思っている。だが以前、友達の写真を自分だと偽ってメールで送ったので、嘘がばれて嫌われるかもしれないという不安をもっている。

主な指導内容

- ・ 出会い系サイトの問題点と危険性について
- ・ メールを介した人間関係の特性について

主な留意点

- ・ お互いに顔や素性がわからず、無責任な発言や偽りの情報をやり取りしやすい状況にあることから、性被害や犯罪に巻き込まれる危険性があることを知らせる。
- ・ 自分だけは大丈夫、騙されないと思いがちだが、妥当な状況分析をすることの大切さを考えさせる。
- ・ メールでのコミュニケーションは気軽であるが、機器を媒介とした関係と現実の人間関係とは違うことを理解させる。

3 個別相談時の対応についての留意点

生徒の不安や悩み、自分では気付いていない問題に対し、教師がはじめから「こういうところを注意しなさい」「こういう危険があるからやめなさい」等、指示的・命令的に話を進めることは、生徒の反発を招くだけでなく、自分で考え判断する力が育たない可能性が高い。

そのため、状況を分析させたり、行動の結果を推測させたり、相手の気持ちを想像させたりするような発問をし、生徒自身に考えさせ、判断力を育成していくことが必要である。

また、生徒の話を聞き、知識を与えるというだけではなく、自己実現に向かって積極的に行動できるような声掛けや動機付け等の支援が大切である。

なお、個別相談は、生徒との信頼関係が要求されるため、日ごろから生徒との信頼関係を築いていくとともに、生命の危険や犯罪等重大な事項にかかわる時には、き然とした態度で接する必要がある。

性に関するその他の相談例

<p>(1) 性に関する知識や情報</p> <ul style="list-style-type: none">・男女の身体と機能などについて・マスターベーションについて・性感染症について・妊娠について・避妊について・人工妊娠中絶について <p>(2) 人間関係その他</p> <ul style="list-style-type: none">・異性の心理について・相手との付き合いについて・性的関係で成立している人間関係について・家族の人間関係に起因する問題について・自己肯定感に関する問題について <p>(3) 不安、悩みや葛藤</p> <ul style="list-style-type: none">・性同一性障害について・同性愛について・性的な事柄に対する嫌悪感について	<p>(4) 性被害・性加害</p> <ul style="list-style-type: none">・レイプについて・痴漢行為について・ドメスティックバイオレンスについて・セクシュアルハラスメントについて <p>(5) 性に関する問題行動、逸脱行動</p> <ul style="list-style-type: none">・望まない妊娠・人工妊娠中絶・性感染症(エイズ)・売買春行為(いわゆる援助交際を含む)・高校生の風俗産業への接近・アダルトサイトや出会い系サイト等へのアクセス
---	---

主な専門相談機関

- ・ 児童相談所
- ・ 東京都精神保健福祉センター
- ・ 東京都教育相談センター
- ・ 東京都青少年センター
- ・ 保健所
- ・ 警視庁
- ・ 警視庁各少年センター
- ・ 警察署

思春期健康相談モデル事業について

東京都医師会長 唐澤祥人

学校現場において子どもたちから相談される健康問題の主な内容は、内科、整形外科領域をのぞくと、精神科領域（心の問題）であり産婦人科領域（性の問題）であります。クラミジアに代表される性感染症の急増、10代の人工妊娠中絶の増加、援助交際に代表される性の商品化など数多くのニュースが毎日のように報道されています。児童・生徒の心身の発育・発達の早期化に加え、情報化社会が急速に進展する中で、雑誌・テレビ・ビデオ・パソコン・携帯メールなどの多種・多様な性に関する情報が、何のチェックもされないままに社会に発信され、子どもたちに降りかかっており、生命の神秘的な仕組みや性の営みを軽率に扱う傾向に歯止めがかからなくなっています。そうした社会のゆがみが、子どもたちの心と体そして人と人との関係に影響を与えているのではないのでしょうか。

私たち医師は、生命とそれを支えつないでいく性の営みを軽々しく扱ってほしくないと考えています。特に、人間の性に関する事項は、人間が成長していく上で避けて通ることができないものであり、児童・生徒が健全な大人になっていく上で大切な事柄です。複雑な時代である現在、性についての正しい理解をその発達段階に応じて教育していくことが急務であり、誤った情報に左右されることがないように指導しなくてはなりません。

性教育は、様々な学問体系を横断する幅広いものであるがゆえに、学習指導要領にも、「性教育」という領域はありません。しかし、文部科学省は性教育の充実を図るために、平成11年に学習指導要領に定めている学習指導内容を「性教育」の視点から体系化し、学習指導要領を補完しました。この「学校における性教育の考え方、進め方」では、学校における性教育を人間尊重の精神に基づき、人格の完成を究極の目標として行う教育活動であるとしています。東京都教育委員会も「性教育の手引」を発刊し、同様の考え方を示しています。学校においてはこの方針に沿って、保健を中心に、各教科、道徳、特別活動や総合的な学習の時間を活用するとともに、生活指導や相談活動においても性に関連する教育が進められています。

一方、学校における児童・生徒の健康相談体制の充実が必要であることから、文部科学省は健康相談活動支援体制整備事業を平成13年度から実施しています。この事業は、児童・生徒の様々な健康問題に対応するため、現行の学校医三科体制（内科・眼科・耳鼻咽喉科）に加えて、心の問題に対応する精神科医、性に関する産婦人科医、スポーツ外傷などに対応する整形外科医、アトピー性皮膚炎に対応する皮膚科医などの専門医をその必要に応じて学校協力医として学校保健活動に参画し、健康教育の充実を図る整備事業です。東京都ではこの整備事業を活用して、平成15年から児童・生徒の心の問題に対応していくために、都立高等学校を対象に精神科医を派遣し、学校において具体的な相談支援活動がスタートし、一定の成果をあげています。

性に関する相談活動についても、この事業を活用し適切な対応が図れるように東京都医師会では、東京都教育委員会、東京産婦人科医会と連携し、都立高等学校を対象とした「思春期健康相談モデル事業」を立ち上げました。

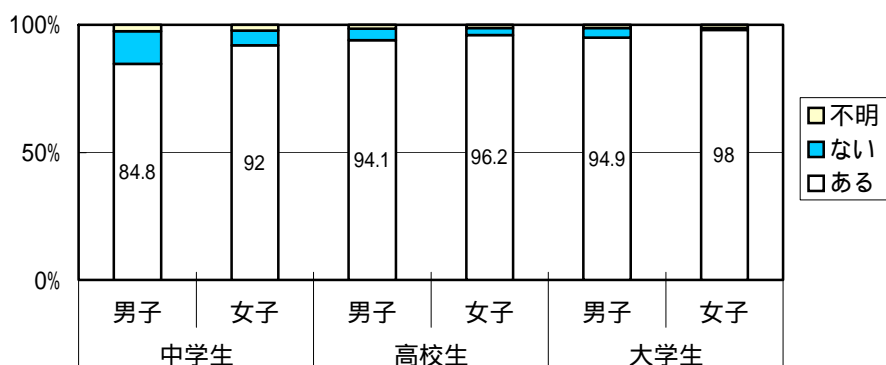
他の地域では学校での性の諸問題に産婦人科医の協力を求めた結果、性の逸脱行動に歯止めがかかり、生命の尊厳の理解が深まり、互いの人格を尊重することができるようになったという報告があります。学校教育に産婦人科医が参画することで、専門的な立場から性に関する諸問題を児童・生徒に対して適切にアドバイスを行うだけでなく、教職員に対する援助や助言することができ、さらに保護者や地域の皆さんとともに子どもの視点に立って性の問題を一緒に考え、解決していくことができます。

既存の学校医が、健康教育のコーディネーターとして顔の見える学校医活動を展開していく一方、専門相談医はその専門性を活かして、児童・生徒の悩みに応じて健康相談を実践し、健全な人格の完成に向けて学校の内外において活動していきます。学校における人間教育としての性教育が、児童・生徒一人一人の発育・発達に応じて実践され、自分を大切に、相手を思いやる人格の形成がなされることを期待しています。

資料編

【資料 1】 学校での性教育の授業経験

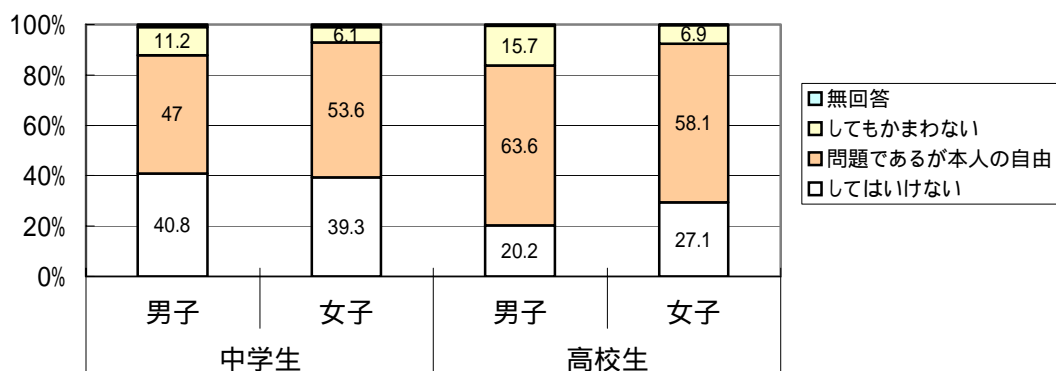
「あなたは今までに学校で性教育（性に関する内容の授業）を受けたことがありますか。」



(出典「若者の性」白書：第5回青少年の性行動全国調査報告 2001年(財)日本性教育協会編)

【資料 2】 性に関する意識

「同じ年の女子が、見知らぬ人とセックスすること」について



(出典「青少年と生活環境等に関する調査研究」平成14年12月警察庁生活安全局少年課)

【資料 3】 性の逸脱行動の内容

性の逸脱行動(行為)の定義は難しいが、一般に売春防止法、児童買春・ポルノ禁止法及び児童福祉法のほか、青少年保護条例などによって青少年の健全育成上支障のある性行動全般を指している。

警察においては、性の逸脱行為・被害で補導・保護した少年を次のように規定している。

売春防止法の売春をした少年、相手方となった少年
 児童福祉法第34条第1項第6号の淫行させる行為により淫行した児童(児童福祉法では、「この法律で、児童とは、満十八歳に満たない者を」というと定めている。)
 児童買春、児童ポルノ禁止法違反の買春した少年、相手方となった児童、描写された児童
 刑法第182条の淫行勧誘罪により姦淫した女子少年
 青少年保護育成条例のみだらな性行為又はわいせつな行為をした少年、相手方となった少年
 ぐ犯少年として送致したうち、不純な性行為をした少年
 上記には該当しないが、健全育成上支障のある性的行為をしていた少年

(警察庁少年安全局少年課「少年非行等の概要」より)

【資料4】 年齢階級別人工妊娠中絶件数

年次		総数	20歳未満	20～24	25～29	30～34	35～39	40～44	45～49	50歳以上	不詳	
昭和30年	1955	1170143	14475	181522	309195	315788	225152	109652	13027	268	1064	
	31	('56)	1159288	13585	180127	316782	310804	220873	103004	12752	230	1131
	32	('57)	1122316	12835	173626	313112	301883	212490	95443	11571	270	1086
	33	('58)	1128231	13448	173875	315100	302719	218101	92748	10874	254	1112
	34	('59)	1098853	14177	173572	309356	293333	210550	86141	10436	274	1014
	35	('60)	1063256	14697	168626	304100	278978	205361	80716	9650	253	875
	36	('61)	1035329	15515	166645	300624	275671	190935	76089	8702	218	930
	37	('62)	985351	14386	158319	285282	267877	177162	73181	7840	214	1090
	38	('63)	955092	13642	153382	275510	260578	170353	72932	7304	230	1161
	39	('64)	878748	12217	144992	247866	239158	156208	70195	6805	200	1107
	40	('65)	843248	13303	142038	235458	230352	145583	68515	6611	237	1151
	41	('66)	808378	15452	136143	226063	220153	141002	61602	6537	211	1215
	42	('67)	747490	15269	124801	199450	204257	138570	57367	6391	177	1208
	43	('68)	757389	15668	133206	203004	202307	139320	56495	6030	182	1177
	44	('69)	744451	14943	137354	201821	192913	135269	54793	6105	166	1087
	45	('70)	732033	14314	141355	192866	187142	134464	54101	6656	162	973
	46	('71)	739674	14474	152653	184507	186447	138073	56379	6024	197	920
	47	('72)	732653	14001	148943	181291	186379	137432	57801	5668	153	985
	48	('73)	700532	13065	134053	177748	179887	131010	57658	5985	151	975
	49	('74)	679837	12261	119592	177639	181644	125097	56737	5816	127	924
	50	('75)	671597	12123	111468	184281	177452	123060	56634	5596	208	775
	51	('76)	664106	13042	108187	190876	168720	121427	55598	5386	155	715
	52	('77)	641242	13484	99123	175803	165923	123832	56573	5774	157	573
	53	('78)	618044	15232	94616	159926	167894	120744	53431	5614	169	418
	54	('79)	613676	17084	94062	145012	173976	125973	51521	5228	124	696
	55	('80)	598084	19048	90337	131826	177506	123277	50280	5215	132	463
	56	('81)	596569	22079	90525	123825	185099	118528	50724	5246	141	402
	57	('82)	537166	24478	90257	113945	181148	121809	53133	5095	127	307
	58	('83)	568363	25843	89235	103597	165680	126215	52862	4539	104	288
	59	('84)	568916	28020	90293	101304	155376	135629	53571	4366	117	240
	60	('85)	550127	28038	88733	95195	142474	139594	51302	4434	94	263
	61	('86)	527900	28424	84931	90479	130218	141675	47299	4511	121	242
	62	('87)	497756	27542	81178	86633	117866	131514	48262	4408	105	248
	63	('88)	486146	28596	82585	83734	110868	123387	52477	4241	83	175
平成元年	('89)	466876	29675	83931	79579	103459	111373	54409	4237	72	141	
	2	('90)	456797	32431	86367	79205	98232	101705	54924	3753	58	122
	3	('91)	436299	33286	88217	75446	90803	92676	52203	3538	44	86
	4	('92)	413032	31969	87461	71978	85849	84055	47757	3853	60	50
	5	('93)	386807	29776	85422	69975	79066	76121	42412	3954	58	23
	6	('94)	364350	27838	83309	67667	72653	70998	37778	4014	66	27
	7	('95)	343024	26117	79712	65727	68592	65470	33586	3734	69	17
	8	('96)	338867	28256	80743	66833	66045	62069	31227	3583	84	27
	9	('97)	337799	30984	80252	68963	64877	60007	29422	3178	55	61
	10	('98)	333220	34752	79762	69402	62396	57122	26855	2823	45	63
	11	('99)	337288	39678	81524	70864	62107	55015	25557	2455	41	47
	12	2000	341146	44477	82598	72626	61836	53078	24117	2287	42	85
	13	('01)	341588	46511	82540	72621	63153	51391	23085	2139	30	118
	14	2002	329326	44987	79224	68766	63293	49403	21618	1885	36	114
	15	2003	319831	40475	77469	66297	63923	48687	20950	1853	28	149

(出典「平成16年母体保護統計資料」厚生労働省)

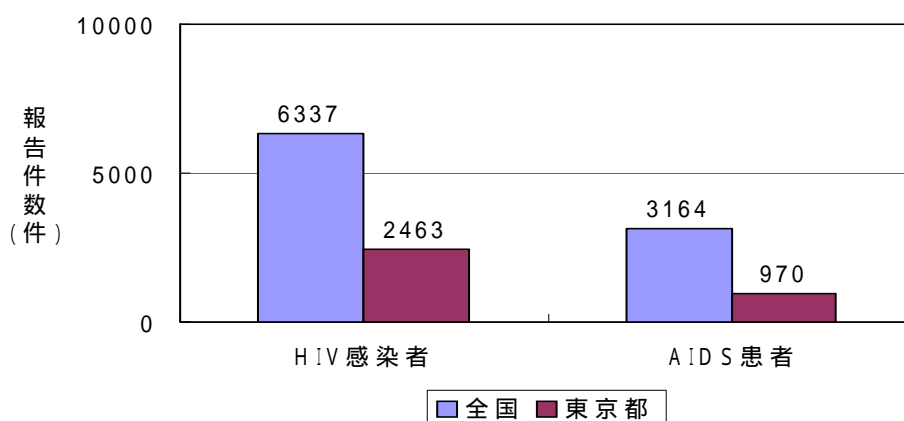
【資料5】 性の逸脱行動等の実態 「性の逸脱行為、被害で補導・保護した少年の学識別状況」

区分	総数	未就学	学生・生徒						有職少年	無職少年
			小計	小学生	中学生	高校生	大学生	その他		
15年	4,412	0	3,330	19	1,351	1,882	27	51	247	835
構成比	100.0	0.0	75.5	0.4	30.6	42.7	0.6	1.2	5.6	18.9
14年	4,615	0	3,326	26	1,425	1,812	25	38	283	1,006
構成比	100.0	0.0	72.1	0.6	30.9	39.3	0.5	0.8	6.1	21.8
増減数	203	0	4	7	74	70	2	13	36	171
増減率	4.4	-	0.1	0.2	0.3	3.4	0.1	0.4	0.5	2.9
13年	4,354	0	3,200	18	1,377	1,729	22	54	259	895
12年	4,130	0	2,873	33	1,143	1,614	16	67	266	991
11年	4,475	-	3,114	13	1,245	1,788	8	60	255	1,106

(出典「少年非行等の概要」平成15年12月警察庁生活安全局少年課)

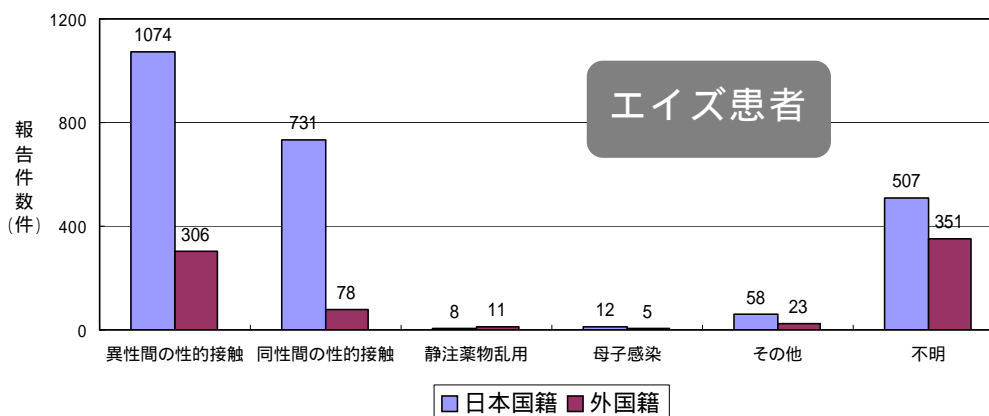
【資料6】 我が国のエイズ患者・HIV感染者報告件数(単位:件)

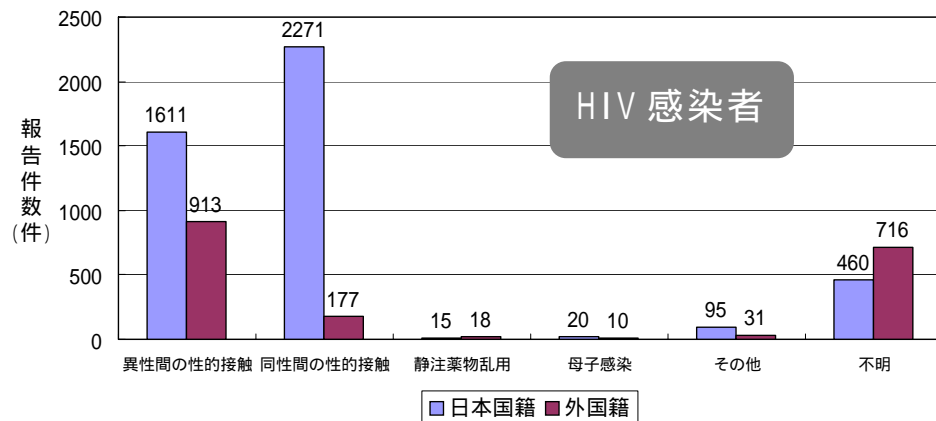
(平成16年10月エイズ動向委員会報告から)



【資料7】 我が国のエイズ患者・HIV感染者の感染経路

(平成16年10月エイズ動向委員会報告から)





【資料 8】 親子の関係と性行動について

中学生の頃までにおける普段の親との会話と性行動

最初の性交年齢を 18 歳で区切って、「親との会話」との関係を見ていくと、男女ともに普段、親と「よく話をした」方が 18 歳未満での初交割合が少なかった。

(男性 22.6% ・ 女性 15.8%)

逆に、「まったく話をしなかった」者は、18 歳未満で初交をしている割合が多かった。

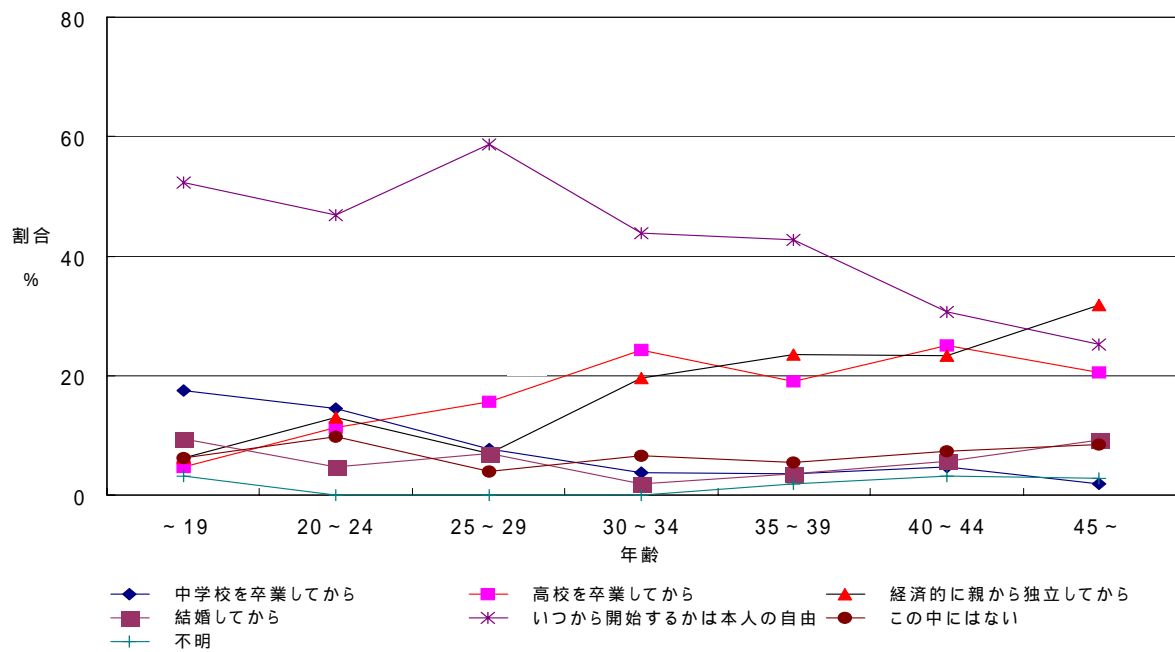
(男性 50.0% ・ 女性 20.0%)

		最初のセックス年齢							
		男性全体	男性			女性全体	女性		
			18歳未満	18歳以上	不明		18歳未満	18歳以上	不明
合計		675	24.4%	59.7%	15.9%	897	16.9%	65.9%	17.2%
普段親との会話	よく話をした	282	22.6%	65.2%	12.2%	516	15.8%	66.2%	18.0%
	時々話をした	305	24.4%	55.7%	19.8%	305	16.7%	66.7%	16.7%
	ほとんど話をしなかった	73	27.0%	57.1%	15.9%	67	22.4%	65.5%	12.1%
	まったく話をしなかった	10	50.0%	50.0%	0.0%	5	20.0%	40.4%	40.0%

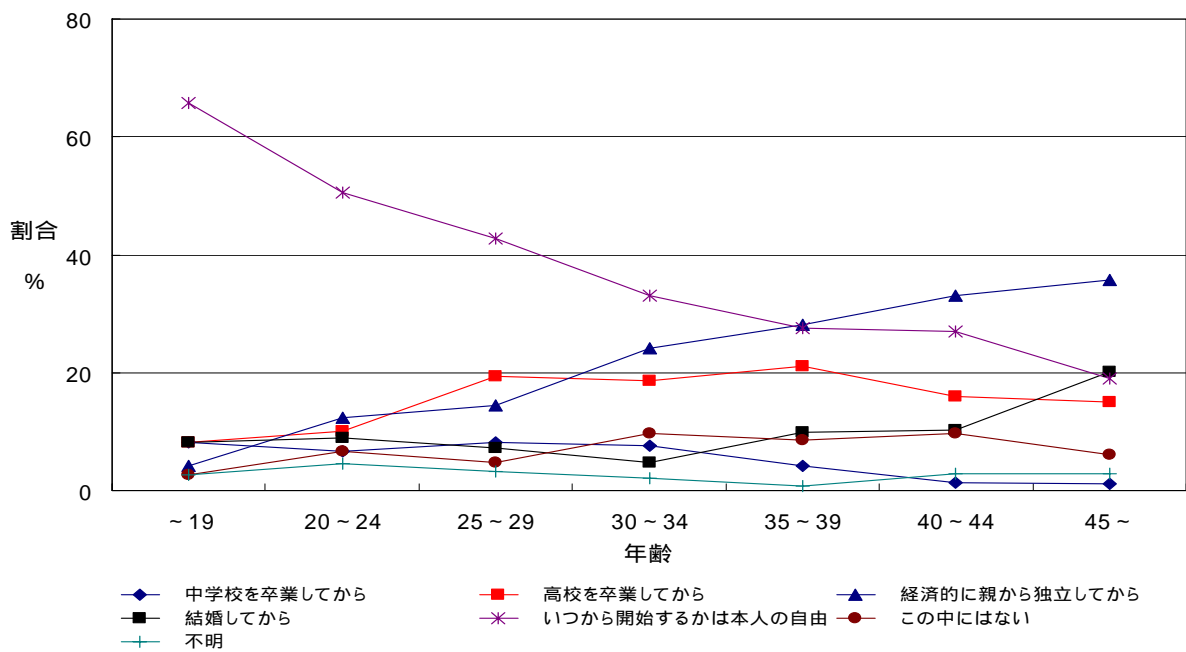
(平成 14 年度厚生労働省科学研究費補助金研究「望まない妊娠、人工妊娠中絶を防止するための効果的な避妊教育プログラムの開発に関する研究」班) 出典「男女の生活と意識に関する調査報告書」社団法人日本家族計画協会

【資料 9】 年齢別の性規範意識について

セックス開始年齢についての考え(男性)



セックス開始年齢についての考え(女性)



(平成 14 年度厚生労働省科学研究費補助金研究「望まない妊娠、人工妊娠中絶を防止するための効果的な避妊教育プログラムの開発に関する研究」より) 出典「男女の生活と意識に関する調査報告書」社団法人日本家族計画協会

【資料 10】 関係法令

日本国憲法

第 13 条

すべて国民は、個人として尊重される。生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利については、公共の福祉に反しない限り、立法その他の国政の上で、最大の尊重を必要とする。

第 14 条

すべて国民は、法の下に平等であつて、人種、信条、性別、社会的身分又は門地により、政治的、経済的又は社会的関係において、差別されない。

第 24 条

婚姻は、両性の合意のみに基いて成立し、夫婦が同等の権利を有することを基本として、相互の協力により、維持されなければならない。

教育基本法

第 1 条

教育は、人格の完成をめざし、平和的な国家及び社会の形成者として、真理と正義を愛し、個人の価値をたつとび、勤労と責任を重んじ、自主的精神に充ちた心身ともに健康な国民の育成を期して行われなければならない。

第 3 条（教育の機会均等）

すべて国民は、ひとしく、その能力に応ずる教育を受ける機会を与えられなければならないものであつて、人種、信条、性別、社会的身分、経済的地位又は門地によつて、教育上差別されない。

2 国及び地方公共団体は、能力があるにもかかわらず、経済的理由によつて修学困難な者に対して、奨学の方法を講じなければならない。

第 5 条（男女共学）

男女は、互に敬重し、協力し合わなければならないものであつて、教育上男女の共学は、認められなければならない。

民法

第 731 条（婚姻適齢年齢）

男は、満 18 歳に、女は、満 16 歳にならなければ、婚姻をすることができない。

母体保護法

第 14 条（医師の認定による人工妊娠中絶）

1 都道府県の区域を単位として認定された社団法人たる医師会の指定する医師（以下「指定医師」という。）は、次の各号の一に該当する者に対して、本人及び配偶者の同意を得て、人工妊娠中絶を行うことができる。

- 一 妊娠の継続又は分娩が身体的又は経済的理由により母体の健康を著しく害するおそれのあるもの
- 二 暴行若しくは脅迫によつて又は抵抗若しくは拒絶することができない間に姦淫されて妊娠したもの

2 前項の同意は、配偶者が知れないとき若しくはその意思を表示することができないとき又は妊娠後に配偶者がなくなったときには本人の同意だけで足りる。

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律

第6条（定義）

この法律において「感染症」とは、一類感染症、二類感染症、三類感染症、四類感染症、五類感染症、指定感染症及び新感染症をいう。

- 2 この法律において「一類感染症」とは、エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、重症急性呼吸器症候群（病原体がSARSコロナウイルスであるものに限る。）、痘そう、ペスト、マールブルグ病及びラッサ熱をいう。
- 3 この法律において「二類感染症」とは、急性灰白髄炎、コレラ、細菌性赤痢、ジフテリア、腸チフス及びパラチフスをいう。
- 4 この法律において「三類感染症」とは、腸管出血性大腸菌感染症をいう。
- 5 この法律において「四類感染症」とは、E型肝炎、A型肝炎、黄熱、Q熱、狂犬病、高病原性鳥インフルエンザ、マラリアその他の既に知られている感染性の疾病であって、動物又はその死体、飲食物、衣類、寝具その他の物件を介して人に感染し、国民の健康に影響を与えるおそれがあるものとして政令で定めるものをいう。
- 6 この法律において「五類感染症」とは、インフルエンザ（高病原性鳥インフルエンザを除く。）、ウイルス性肝炎（E型肝炎及びA型肝炎を除く。）、クリプトスポリジウム症、後天性免疫不全症候群、性器クラミジア感染症、梅毒、麻しん、メチシリン耐性黄色ブドウ球菌感染症その他の既に知られている感染性の疾病（四類感染症を除く。）であって、国民の健康に影響を与えるおそれがあるものとして厚生労働省令で定めるものをいう。
- 7 この法律において「指定感染症」とは、既に知られている感染性の疾病（一類感染症、二類感染症及び三類感染症を除く。）であって、第三章から第六章までの規定の全部又は一部を準用しなければ、国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがあるものとして政令で定めるものをいう。
- 8 この法律において「新感染症」とは、人から人に伝染すると認められる疾病であって、既に知られている感染性の疾病とその病状又は治療の結果が明らかに異なるもので、当該疾病にかかった場合の病状の程度が重篤であり、かつ、当該疾病のまん延により国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがあると認められるものをいう。
- 9 この法律において「疑似症患者」とは、感染症の疑似症を呈している者をいう。
- 10 この法律において「無症状病原体保有者」とは、感染症の病原体を保有している者であって当該感染症の症状を呈していないものをいう。

刑法

第174条（公然わいせつ）

公然とわいせつな行為をした者は、6月以下の懲役若しくは30万円以下の罰金又は拘留若しくは科料に処する。

第175条（わいせつ物頒布等）

わいせつな文書、図画その他の物を頒布し、販売し、又は公然と陳列した者は、2年以下の懲役又は250万円以下の罰金若しくは科料に処する。販売の目的でこれらの物を所持した者も、同様とする。

第176条（強制わいせつ）

13歳以上の男女に対し、暴行又は脅迫を用いてわいせつな行為をした者は、6月以上7年以下の懲役に処する。13歳未満の男女に対し、わいせつな行為をした者も、同様とする。

第177条（強姦）

暴行又は脅迫を用いて13歳以上の女子を姦淫（かんいん）した者は、強姦の罪とし、2年以上の有期懲役に処する。13歳未満の女子を姦淫した者も、同様とする。

第212条（墮胎）

妊娠中の女子が薬物を用い、又はその他の方法により、墮胎（だたい）したときは、1年以下の懲役に処する。

児童福祉法

第34条

何人も、次に掲げる行為をしてはならない。

- 6 児童に淫行をさせる行為

児童虐待の防止に関する法律

第2条（児童虐待の定義）

この法律において、「児童虐待」とは、保護者（親権を行う者、未成年後見人その他の者で、児童を現に監護するものをいう。以下同じ。）がその監護する児童（十八歳に満たない者をいう。以下同じ。）について行う次に掲げる行為をいう。

- 1 児童の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えること。
- 2 児童にわいせつな行為をすること又は児童をしてわいせつな行為をさせること。
- 3 児童の心身の正常な発達を妨げるような著しい減食又は長時間の放置、保護者以外の同居人による前二号又は次号に掲げる行為と同様の行為の放置その他の保護者としての監護を著しく怠ること。
- 4 児童に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応、児童が同居する家庭における配偶者に対する暴力（配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）の身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすもの及びこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動をいう。）その他の児童に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。

第3条（児童に対する虐待の禁止）

何人も、児童に対し、虐待をしてはならない。

性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律

第1条（趣旨）

この法律は、性同一性障害者に関する法令上の性別の取扱いの特例について定めるものとする。

第2条（定義）

この法律において「性同一性障害者」とは、生物学的には性別が明らかであるにもかかわらず、心理的にはそれとは別の性別（以下「他の性別」という。）であるとの持続的な確信を持ち、かつ、自己を身体的及び社会的に他の性別に適合させようとする意思を有する者であつて、そのことについてその診断を的確に行うために必要な知識及び経験を有する二人以上の医師の一般に認められている医学的知見に基づき行う診断が一致しているものをいう。

第3条（性別の取扱いの変更の審判）

家庭裁判所は、性同一性障害者であつて次の各号のいずれにも該当するものについて、その者の請求により、性別の取扱いの変更の審判をすることができる。

- 一 二十歳以上であること。
 - 二 現に婚姻をしていないこと。
 - 三 現に子がいないこと。
 - 四 生殖腺がないこと又は生殖腺の機能を永続的に欠く状態にあること。
 - 五 その身体について他の性別に係る身体の性器に係る部分に近似する外観を備えていること。
- 2 前項の請求をするには、同項の性同一性障害者に係る前条の診断の結果並びに治療の経過及び結果その他の厚生労働省令で定める事項が記載された医師の診断書を提出しなければならない。

売春防止法

第3条（売春の禁止）

何人も、売春をし、又はその相手方となつてはならない。

インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律

第1条（目的）

この法律は、インターネット異性紹介事業を利用して児童を性交等の相手方となるように誘引する行為等を禁止するとともに、児童によるインターネット異性紹介事業の利用を防止するための措置等を定めることにより、インターネット異性紹介事業の利用に起因する児童買春その他の犯罪から児童を保護し、もって児童の健全な育成に資することを目的とする。

第6条

- 何人も、インターネット異性紹介事業を利用して、次に掲げる行為をしてはならない。
- 一 児童を性交等（性交若しくは性交類似行為をし、又は自己の性的好奇心を満たす目的で、他人の性器等（性器、肛門又は乳首をいう。以下同じ。）を触り、若しくは他人に自己の性器等を触らせることをいう。以下同じ。）の相手方となるように誘引すること。
 - 二 人（児童を除く。）を児童との性交等の相手方となるように誘引すること。
 - 三 対償を供与することを示して、児童を異性交際（性交等を除く。次号において同じ。）の相手方となるように誘引すること。
 - 四 対償を受けることを示して、人を児童との異性交際の相手方となるように誘引すること。

児童の権利に関する条約

第34条（性的搾取、虐待からの保護）

締約国は、あらゆる形態の性的搾取及び性的虐待から児童を保護することを約束する。このため、締約国は、特に、次のことを防止するためのすべての適当な国内、二国間及び多数国間の措置をとる。

- (a) 不法な性的な行為を行うことを児童に対して勧誘し又は強制すること。
- (b) 売春又は他の不法な性的な業務において児童を搾取的に使用すること。
- (c) わいせつな演技及び物において児童を搾取的に使用すること。

東京都青少年の健全な育成に関する条例

第18条の3（青少年に対する性交等の禁止）

何人も、性交又は性交類似行為を行うことの周旋（対償の供与又は供与の約束を伴うものを除く。）を受けて、青少年と性交又は性交類似行為を行ってはならない。

第18条の4（青少年の性に関する健全な判断能力の育成）

都は、青少年の性に関する健全な判断能力の育成を図るため、普及啓発、教育、相談等の施策の推進に努めるものとする。

【資料 11】東京都におけるエイズ対策（福祉保健局）

東京都では、平成4年に決定した「エイズ対策基本方針」において、三つの目標を掲げており、その実現に向けて、下図のとおり、5つの施策の柱のもとに計画的に事業を実施している。



エイズの相談・検査
エイズに関する相談窓口

- ・保健所 感染者・患者や家族の療養相談、関係者の相談や各種問い合わせ等に対応しています。

お近くの保健所にお問い合わせください。

- ・電話相談窓口

東京都エイズ電話相談	03 - 3292 - 9090	月～金 9：00～21：00 土日祝 14：00～17：00
エイズサポートライン (エイズ予防財団)	03 - 5521 - 1177 (24 時間対応) プッシュ回線を利用してください。	日本語、英語、スペイン語、ポルトガル語、タイ語、中国語、韓国・朝鮮語、 (タガログ語)
エイズ予防財団	0120 - 177812	月～金・祝日除く 10：00～13：00 14：00～17：00

HIV 検査を実施している場所

- ・保健所 保健所により、実施日時、受付時間が異なりますので、事前に必ず確認してください。

- ・東京都南新宿検査・相談室

予約受付番号 03 - 3377 - 0811

予約受付時間 月～金曜日 (祝祭日を除く) 午後 3 時 30 分から午後 7 時まで

土曜日・日曜日 (祝祭日を除く) 午後 1 時から午後 4 時 30 分まで

検査業務時間 月～金曜日 (祝祭日を除く) 午後 3 時から午後 8 時

土曜日・日曜日 (祝祭日を除く) 午後 1 時から午後 5 時まで

聴覚障害者の方はファクシミリでの予約申込みができます。

予約受付番号 03 - 3377 - 0821

予約受付時間 月～金曜日 (祝祭日を除く) 午後 3 時 30 分から午後 7 時まで

土曜日・日曜日 (祝祭日を除く) 午後 1 時から午後 4 時 30 分まで

東京都の保健所や東京都南新宿検査・相談室における HIV 検査では、HIV に対する抗体やウイルスの有無を調べます。現在、スクリーニング検査として、HIV-1 抗体、HIV-2 抗体及び HIVp24 抗原を同時に検査しています。

感染から間もないと、実際には感染していても検査では陰性となる期間がありますので、正しく判断するためには、感染の機会があってから 2 ヶ月経て、検査を受けてください。

エイズに関する情報は、福祉保健局ホームページをご覧ください。

<http://www.fukushihoken.metro.tokyo.jp/kansen/index.html>

エイズの現状、エイズの予防、相談検査、医療について詳しく記載されています。

また、東京都における HIV/AIDS の最新動向は、「**AIDS News Letter**」をご覧ください。
ホームページのエイズニュースレターに、バックナンバーが掲載されています。



14 教指企第 524 号

平成 14 年 12 月 18 日

都 立 学 校 長 殿

教育庁指導部長
近 藤 精 一
(公印省略)

学校における性教育の指導について(通知)

このことについて、かねてから格段の御配慮をいただいているところですが、学校における性教育の実施に当たり、一部に児童・生徒の発達段階を十分に踏まえない内容の授業が行われている状況があります。

学校における性教育は、人格の完成を目指す人間教育の一環として、学習指導要領の趣旨に基づき、児童・生徒の発達段階に即して計画的に進めることが重要であることから、学校における性教育が適切に行われるよう、下記の内容について教職員へ指導の徹底をお願いします。

記

1 性教育の指導について

(1) 学校全体の指導計画に基づく組織的・計画的な指導を行う。

性教育は、学校の教育活動全体を通じて行う必要があることから、児童・生徒及び地域の実態に即し、校長の責任において性教育の全体計画及び年間指導計画を教育課程に位置付け、組織的・計画的に実施する。

(2) 学習指導要領及び児童・生徒の発達段階に即した指導を行う。

性教育は、学習指導要領の各教科等のねらいや内容に基づいて、全体計画や年間指導計画を作成し、発達段階に即して行われるよう配慮することが重要である。

(3) 指導の充実に向けて保護者との連携を図る。

性教育の指導に当たっては、保護者の理解と協力が大切であるため、必要に応じて事前に指導計画や指導内容等を十分に説明するなど、保護者との連携を図ることが重要である。

2 東京都教育委員会と都立学校との連携について

学校における性教育の指導について問い合わせや苦情等があった場合は、事実関係を的確に把握し、性教育が適正に実施されるよう指導・助言をお願いします。

また、東京都教育委員会と一体となった対応を進めるため、速やかに報告をお願いします。



15 教指企第 457 号
平成 15 年 9 月 1 日

区市町村教育委員会教育長
多摩教育事務所長
多摩教育事務所西多摩支所長
出張所長
都立高等学校長
都立盲・ろう・養護学校長

殿

東京都教育庁指導部長
近藤 精一
(公印省略)

学校における教育課程の適正な管理について（通知）

このことについて、かねてから格段の御努力をいただいているところですが、各学校においては、教育課程を適正に実施するとともに、開かれた学校づくりを推進し、説明責任を果たしていくことが厳しく求められています。

これまで、各学校は年間指導計画等に基づいた指導に取り組んできましたが、一部の学校の授業において、児童・生徒の発達段階に即していない指導が行われたり、不適切な教材・教具が使用されたりするなど、教育課程実施上の課題があります。

つきましては、校長が自らの権限と責任の下に、週ごとの指導計画の作成・提出等により、教育課程の適正な管理を図るよう、下記の内容について、貴管下教職員への指導の徹底をお願いします。

記

1 週ごとの指導計画の作成

学校における教育課程は学習指導要領に基づいた指導計画や評価計画等により、適正に実施されなければならない。そのためには、週における各授業ごとの指導計画を全ての教員が作成し、意図的・計画的な教育課程の実施に努めなければならない。

2 週ごとの指導計画への記載内容と様式

週ごとの指導計画には、授業ごとの単元名、ねらい、指導内容・方法の要点、使用する教材・教具、週の実施時数及び累計時数等、必要な内容について具体的に記載することが大切である。なお、当該の教育委員会が様式を定めている場合を除き、週ごとの指導計画の様式は校長が定める。

3 週ごとの指導計画の校長への提出

教育課程の管理は法令等に基づいた校長の職務である。したがって、個々の教員が作成する週ごとの指導計画は、毎週、校長に提出して承認を受けるとともに、校長は必要な指導助言を行う。



15 教指義第 250 号

平成 15 年 9 月 17 日

都立盲・ろう・養護学校長 殿

東京都教育委員会教育長

横 山 洋 吉

都立盲・ろう・養護学校における適正な性教育の実施について（通達）

学校における性教育については、「学校における性教育の指導について（通知）」（14 教指企第 524 号：平成 14 年 12 月 18 日付）により示したところであるが、一部の都立養護学校が、不適切な性教育を実施していた。

については、別紙の「障害のある児童・生徒の性教育に関する実施指針」に基づき、適正な性教育を実施するよう通達する。

（別紙）

障害のある児童・生徒の性教育に関する実施指針

学校における性教育は、人格の完成を目指す「人間教育」の一環であり、校長の権限と責任において教育課程に位置付け、個別指導計画と連動させながら組織的・計画的に実施すること。

1 指導計画について

- ・ 小学校、中学校、高等学校学習指導要領及び盲学校、聾学校及び養護学校学習指導要領に基づき、児童・生徒の障害の種類や程度、発達段階を踏まえ、性教育の全体計画及び年間指導計画を作成すること。
- ・ 性教育の全体計画及び年間指導計画の作成に当たっては、指導目標、内容・方法、使用教材等を確認し、指導・助言すること。
- ・ 性に関する指導を行うに当たっては、ねらい、内容・方法、使用教材等を週ごとの指導計画に記載させ、それを確認し、必要に応じて授業観察を行い指導・助言すること。
- ・ 性に関する指導を行うに当たっては、保護者に対して事前に説明することを教職員に周知徹底すること。

2 指導内容・方法について

- ・ 教材・教具は、内容が正確中正であるもの、学習の進度に即応しているもの、表現が正確適切であるものを使用すること。
- ・ 教材・教具は、保護者、地域の人々から理解されるものを使用すること。
- ・ 性器の名称など、性教育で使用する用語については、児童・生徒一人一人の障害の程度、発達段階を的確に把握した上で取り扱うこと。
- ・ 性的接触については、生徒一人一人の障害の程度、発達段階を的確に把握し、指導内容を明確にした上で取り扱うこと。
- ・ 指導内容に応じて発達段階別のグループ指導や個別指導を取り入れること。

3 指導の評価について

- ・ 性教育の授業の終了後は、指導内容・方法等の評価させ、報告を受けること。
- ・ 性教育の授業公開などを通して、保護者や地域の人々の意見を聞くこと。

性教育の手引（高等学校編）作成委員

学識経験者	田能村祐麒	全国性教育研究団体連絡協議会理事長
委員長	神取豊夫	都立一橋高等学校長
副委員長	大本静代	都立荒川商業高等学校副校長
委員	清水智之 勝嶋憲子 関 伸夫 佐藤良徳 佐良土茂 渡辺志織 梅澤秀監 狩野陽子	都立井草高等学校主幹 都立第五商業高等学校主幹 都立上野忍岡高等学校教諭 都立鷺宮高等学校教諭 都立九段高等学校教諭 都立世田谷泉高等学校教諭 都立羽田高等学校教諭 都立府中東高等学校養護教諭
庁内委員	賀澤恵二 金子一彦 上村 肇 牛島三重子 宮野 聡 岡島まどか 藤井大輔	都教育庁指導部高等学校教育指導課長 都教育庁指導部主任指導主事（定時制・通信制教育担当） 同 高等学校教育指導課統括指導主事 東京都教職員研修センター研修部統括指導主事 都教育庁指導部高等学校教育指導課指導主事 同 高等学校教育指導課指導主事 同 高等学校教育指導課指導主事
協 力	東京都医師会 若林 彰 飯田真美 清古愛弓	都治安対策本部副参事 都福祉保健局健康安全室副参事（エイズ対策担当） 都教育庁学務部学校健康推進課長
事務局	巽 公一 三田清一 米津光治 鯨岡廣隆 山田茂利 中村 豊 俵田浩一	都教育庁指導部指導企画課長 同 主任指導主事（体育・健康教育担当） 同 指導企画課統括指導主事 同 指導企画課統括指導主事 同 指導企画課指導主事 同 指導企画課指導主事 同 指導企画課指導主事

性教育の手引（高等学校編）

東京都教育委員会印刷物登録
平成16年度 第628号
東京都教育委員会主要刊行物

平成17年3月

編集・発行

東京都教育庁指導部指導企画課

所在地

〒163-8001 東京都新宿区西新宿二丁目8番1号

電話番号 03 5320 6887

印刷会社名

有限会社 ひまわり印刷